参考資料

1　都市の現況
2　上位計画
3　市民ワークショップ
4　計画策定の経緯等
5　用語解説

1　都市の現況

1－1　都市の概況

(1)位置及び地勢

◇南部は平地で市街地が広がり、県都である甲府市街地に隣接。
◇北部は丘陵・山岳地域であり、「御嶽昇仙峡」などの景勝地を有し、自然環境が豊富。
◇内陸性気候であり、気温の高低差が大きく、少雨で日照時間が長い。

本市は山梨県の北西部、甲府盆地の北西部に位置し、北側は北杜市、南側は昭和町、東側は甲府市、西側は韮崎市、南アルプス市に接しています。

市域の面積は 71.95km² であり、南部は、釜無川左岸の平地が広がり、北部は丘陵・山岳地域となっており「御嶽昇仙峡」などの景勝地があるほか、山岳地域の一部は、秩父多摩甲斐国立公園に指定されるなど豊かな森林資源を有しています。

気候は、夏の気温が高く、冬の冷え込みが強い内陸性気候であり、日照時間が長く降水量が少なくなっています。

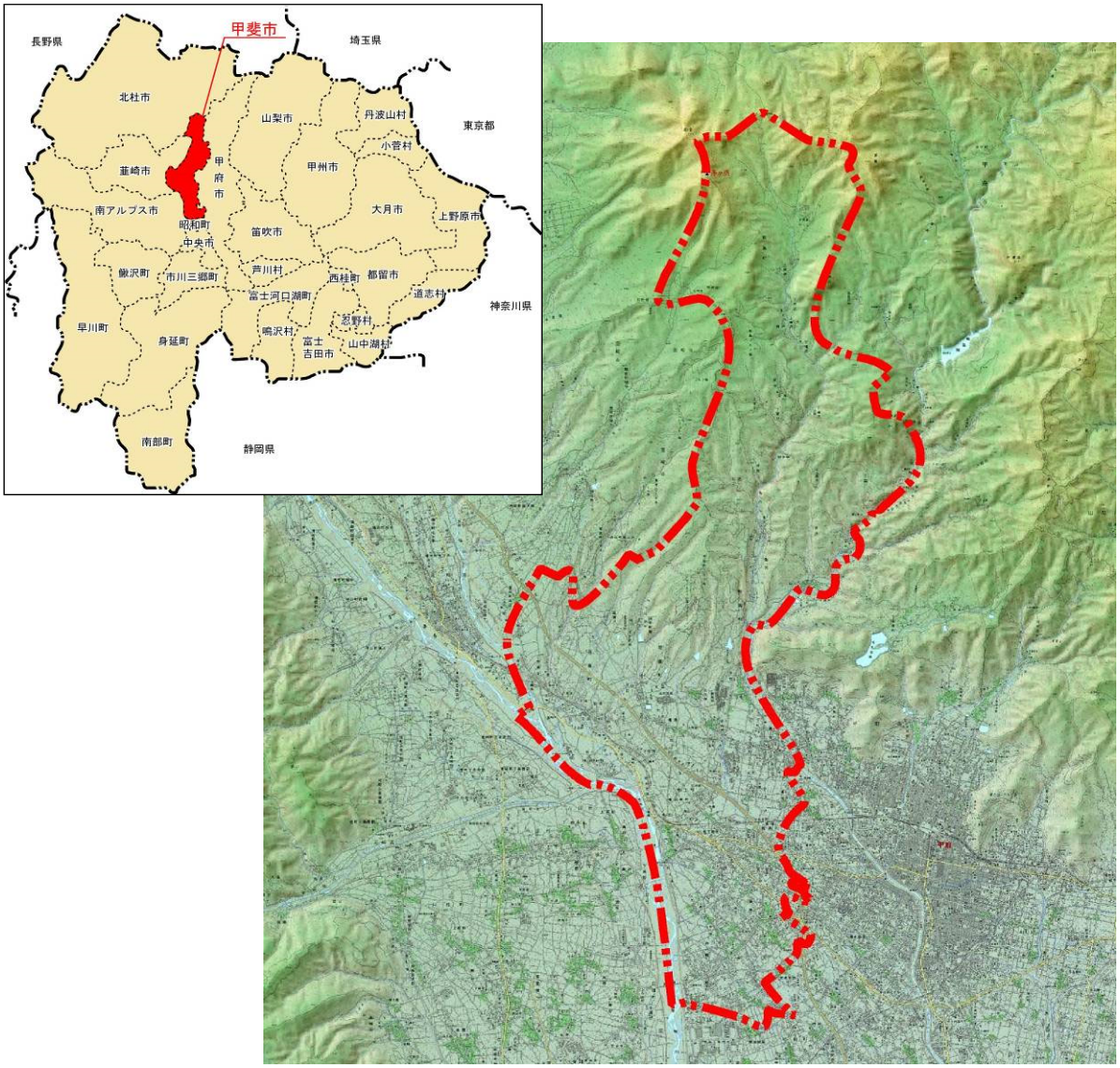

（２）都市の沿革

◇平成 16 年９月１日に旧竜王町、旧敷島町、旧双葉町の３町が合併し、“甲斐市”が誕生。

本市では、敷島、双葉地区を中心に縄文時代から人々が生活していた形跡が確認されています。

明治期に９村であったものが、区制や郡区町村編成法などにより合併が進み、いわゆる「昭和の大合併」により、竜王町・敷島町・双葉町が誕生しました。

その後、平成 16 年９月１日に、竜王町・敷島町・双葉町が合併し、甲斐市が誕生しました。

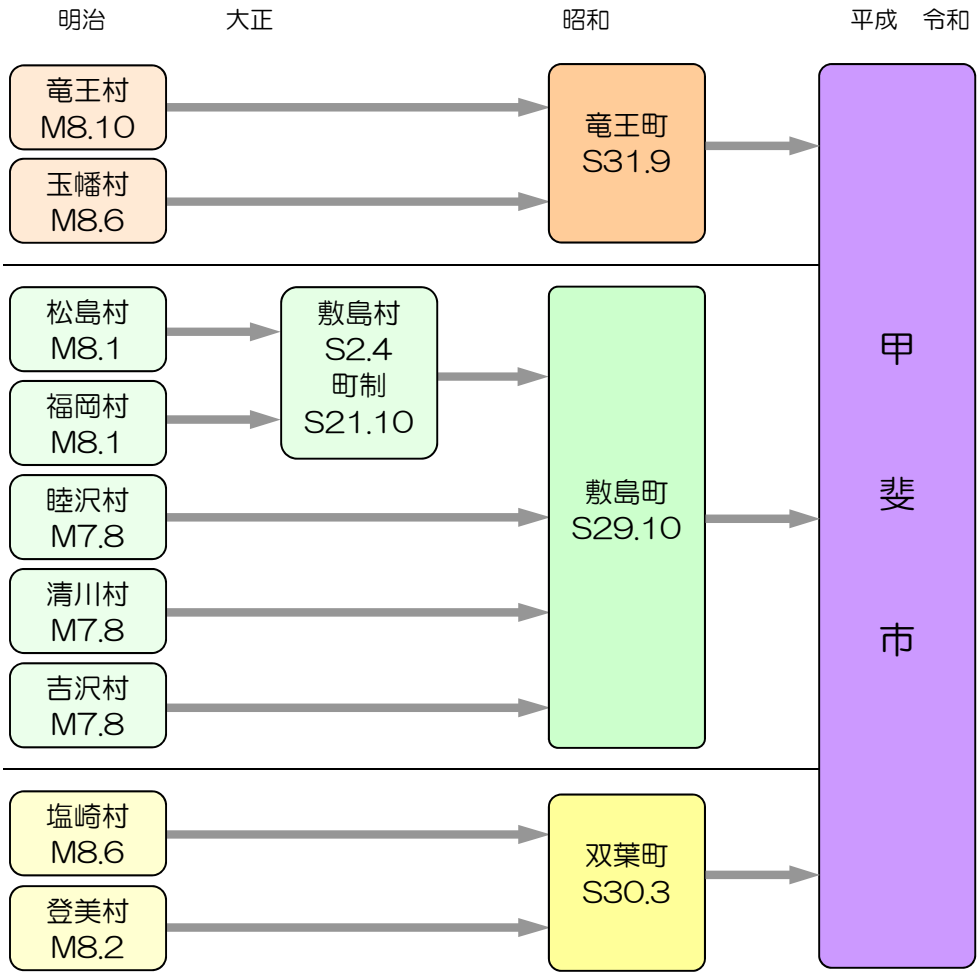

図１－１－２　甲斐市の変遷

（3）都市計画の決定・変更の経緯

表１－１－１　都市計画の決定・変更の経緯

都市計画区域	町名	経　緯	告示番号	告示年月日	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積	備　考
甲府都市計画区域	旧竜王町	当初決定	山梨県告示第 180 号 山梨県告示第 182 号	S46.3.31	1,287.0	822.0	465.0	用途地域（４用途）のうち、住居地域（735.1ha）と準工業（87ha）の２用途を指定
		用途地域変更	山梨県告示第 671-2 号	S48.11.10	1,287.0	822.0	465.0	用途地域を４用途（竜王町は住居地域・準工業地域の２用途指定）から、８用途（竜王町は第一種住居専用地域・第二種住居専用地域・住居地域・近隣商業地域・準工業地域・工業地域の６用途指定）に変更
		第１回見直し	山梨県告示第 326-2 号	S56.7.7	1,287.0	822.0	465.0	
		第２回見直し	山梨県告示第 425 号	S62.12.9	1,287.0	782.0	505.0	【玉川地区】市街化調整区域 ⇒ 市街化区域（3.7ha） 【竜王地区】市街化区域 ⇒ 特定保留地区（13.8ha） 【篠原地区】市街化区域 ⇒ 特定保留地区（19.9ha） 【西八幡地区】市街化区域 ⇒ 特定保留地区（10.0ha）
		随時見直し	山梨県告示第 137 号	H2.3.22	1,282.0	782.0	500.0	※H元年 国土地理院面積公表により市街化調整区域減（５ha）
		随時見直し	山梨県告示第 203 号	H4.6.4	1,282.0	801.9	480.1	【篠原地区】特定保留地区 ⇒ 市街化区域（19.9ha）
		第３回見直し 用途地域変更	山梨県告示第 420 号 山梨県告示第 422 号	H7.10.5	1,282.0	802	480	用途地域を８用途（竜王町は６用途指定）から、12 用途（竜王町は一低層・二低層・一中高・二中高・一種住居・二種住居・準住居・近商・準工業・工業の 10 用途指定）に変更
		第４回見直し	山梨県告示第 229 号	H16.5.6	1,282.0	802	480	【竜王地区】特定保留地区 ⇒ 市街化調整区域（13.8ha） 【西八幡地区】特定保留地区 ⇒ 市街化調整区域（10.0ha）
		用途地域変更	甲斐市告示第 197 号	H26.7.14	1,282.0	802	480	【市道新町本線西側住宅地】一低層 ⇒ 一種住居 【国道 20 号沿線】道路中心 61m準住居 ⇒ 道路境界 80m準住居 【田富町敷島線沿線】一低層・二低層・二中高 ⇒ 道路境界 30m一種住居 【市道竜王田中線沿線】二低層・二中高 ⇒ 道路境界 30m一種住居
		用途地域変更	甲斐市告示第 40 号	R3.3.5	1,282.0	802	480	【(仮称）篠原地区公園(東側)・本妙寺境内等】二低層 ⇒ 一種住居（約２ha）
	旧敷島町	当初決定	山梨県告示第 180 号 山梨県告示第 182 号	S46.3.31	668.0	390.8	277.2	用途地域（４用途）のうち、住居地域（390.8ha）の１用途を指定
		用途地域変更	山梨県告示第 671-2 号	S48.11.10	668.0	390.8	277.2	用途地域を４用途（敷島町は住居地域の１用途指定）から、８用途（敷島町は第一種住居専用地域・第二種住居専用地域・住居地域・近隣商業地域・準工業地域の５用途指定）に変更
		第１回見直し	山梨県告示第 326-2 号	S56.7.7	668.0	389	279	
		第２回見直し	山梨県告示第 425 号	S62.12.9	668.0	374	294	【境地区】市街化区域 ⇒ 特定保留地区（15.9ha）
		随時見直し	山梨県告示第 187 号	H3.3.22	668.0	389.9	278.1	【境地区】特定保留地区 ⇒ 市街化区域（15.9ha）
		第３回見直し 用途地域変更	山梨県告示第 420 号 山梨県告示第 422 号	H7.10.5	668.0	390	278	用途地域を８用途（敷島町は５用途指定）から、12 用途（敷島町は一低層・二低層・一中高・一種住居・近商・準工業の６用途指定）に変更
		第４回見直し	山梨県告示第 229 号	H16.5.6	668.0	394	274	【天狗沢地区】市街化調整区域 ⇒ 市街化区域（４ha） ※1/2,500 図面で都市計画区域面積再計測した面積
		用途地域変更	甲斐市告示第 197 号	H26.7.14	668.0	394	274	【島上条山宮線沿線】一低層 ⇒ 道路境界 30m一種住居 【開発一号線沿線】二低層・一中高 ⇒ 道路境界 30m一種住居
都市計画区域	町名	経　緯	告示番号	告示年月日	都市計画区域面積	用途地域面積		備　考
韮崎都市計画区域	旧双葉町	当初決定	山梨県告示第 488 号	S58.10.1	904.0	—		
		用途地域指定	双葉町告示第１号	H5.2.1	904.0	236.9		用途地域８用途のうち、双葉町は５用途指定 【第一種住居専用地域】（82.0ha） 【第二種住居専用地域】（33.4ha） 【住居地域】（109.0ha） 【近隣商業地域・準防火地域】（2.8ha） 【準工業地域】（9.7ha）
		用途地域変更	双葉町告示第 35 号	H8.5.2	904.0	236.0		用途地域 12 用途に変更(双葉町は５用途指定) 【第一種低層住居専用地域】（80.0ha） 【第一種中高層住居専用地域】（33.0ha） 【第一種住居地域】（112.0ha） 【近隣商業地域・準防火地域】（2.8ha） 【準工業地域】（8.2ha）
		用途地域変更	双葉町告示第 88 号	H13.12.6	904.0	233.6		響ヶ丘地区の一部の用途を変更・指定面積を 1/2,500 で測量 【第一種低層住居専用地域】（71ha） 【第一種中高層住居専用地域】（30.8ha） 【第一種住居地域】（119ha） 【近隣商業地域・準防火地域】（2.8ha） 【準工業地域】（10ha）

出典：都市計画課

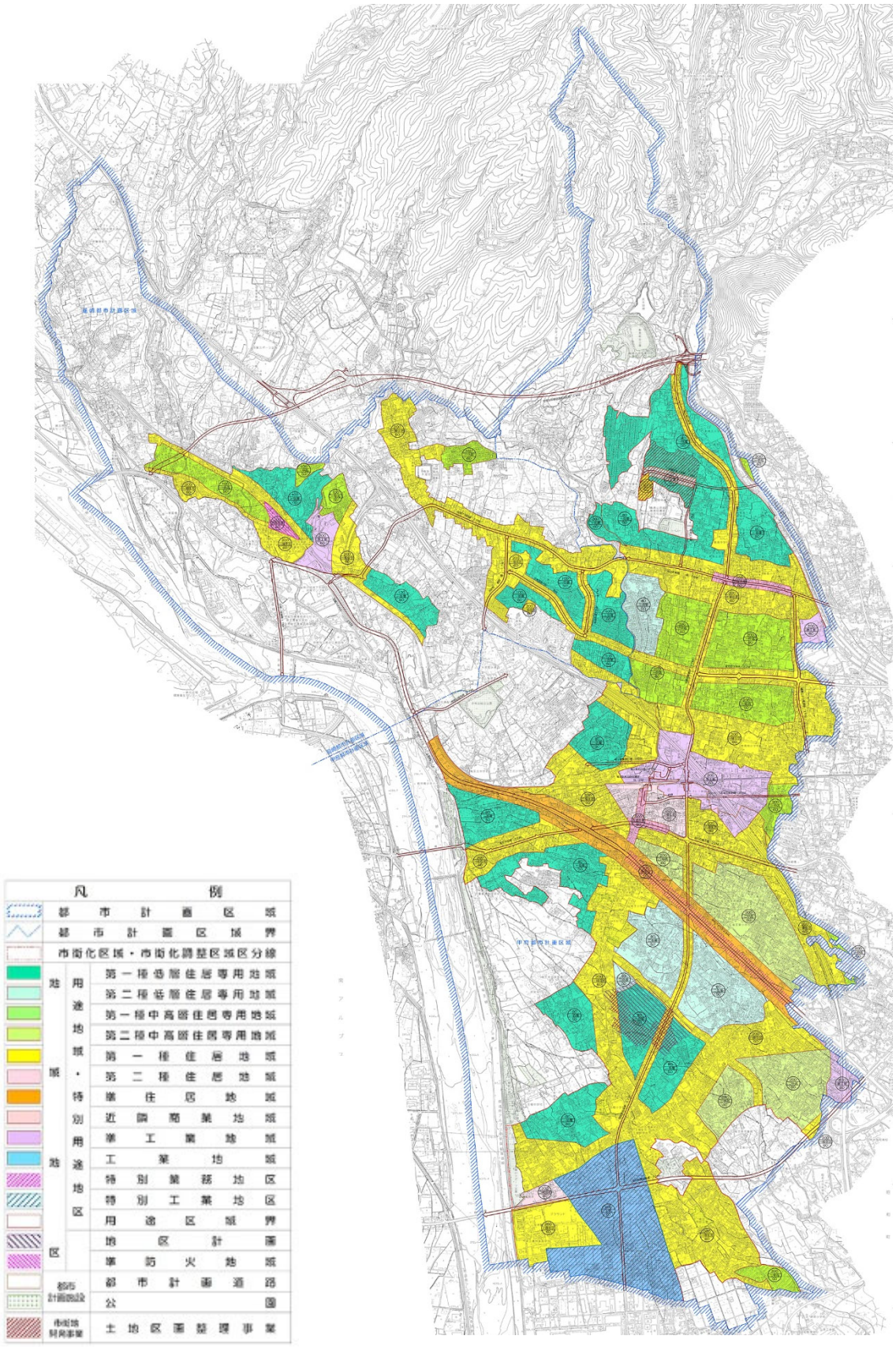

図１－１－３　都市計画用途地域指定図

１－２　人口・世帯の状況

（１）人口・世帯数

◇甲斐市誕生後の平成 17 年から人口は 1.02 倍に、世帯数は 1.12 倍に増加。
◇世帯人員数は平成 17 年から 0.91 倍に減少。
◇近年、人口と世帯数の増加率は鈍化しており、ほぼ横ばいの状態。

本市は、人口・世帯数ともに増加傾向を示しており、昭和 60 年と比べ人口が 1.39 倍、世帯数が 1.90 倍となっていますが、増加率は減少傾向にあります。人口増は鈍化傾向であるものの、県全体と比較して人口微増が続いている特徴があります。

世帯数の増加は、人口の増加と核家族化の進行が要因となっています。

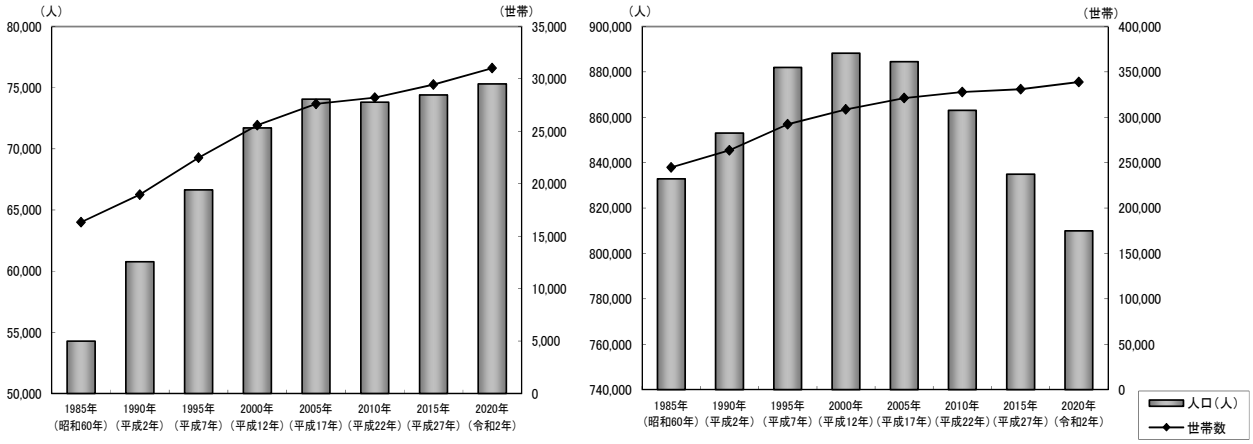

図１－２－１　人口・世帯数の推移（左図：甲斐市　右図：山梨県）

出典：国勢調査

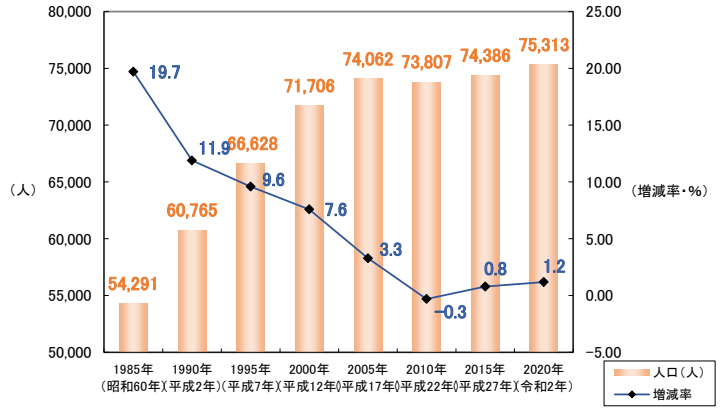

図１－２－２　人口の推移　　出典：国勢調査

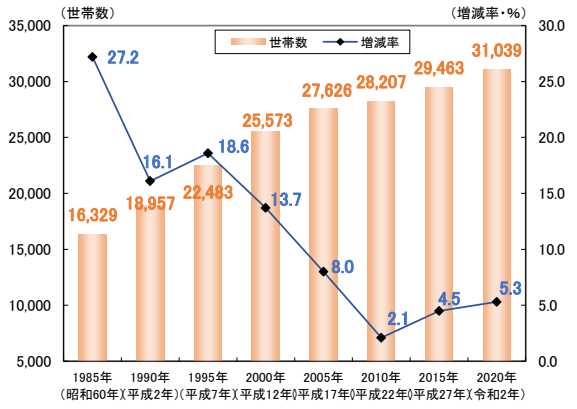

図１－２－３　世帯数の推移

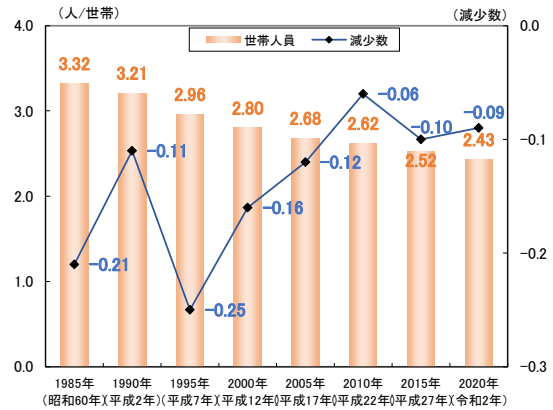

図１－２－４　世帯人員の推移　出典：国勢調査

（２）都市計画区域内外及び市街化区域内外（用途地域内外）人口

◇都市計画区域内人口は、市全域で増加傾向にありましたが近年では微増にとどまっています。
◇都市計画区域外人口は、敷島地区で減少傾向にある一方で、双葉地区においては、増加傾向にあります。

市全域において、都市計画区域内人口は増加傾向にありましたが、平成 17 年以降は横ばい傾向にあります。

竜王地区、敷島地区の市街化区域及び双葉地区の用途地域の指定がある区域の人口増加率は鈍化傾向にある一方で、市街化調整区域及び用途地域の指定がない区域の人口は市全域で増加しており、特に双葉地区において顕著に見られます。

【都市計画区域内】

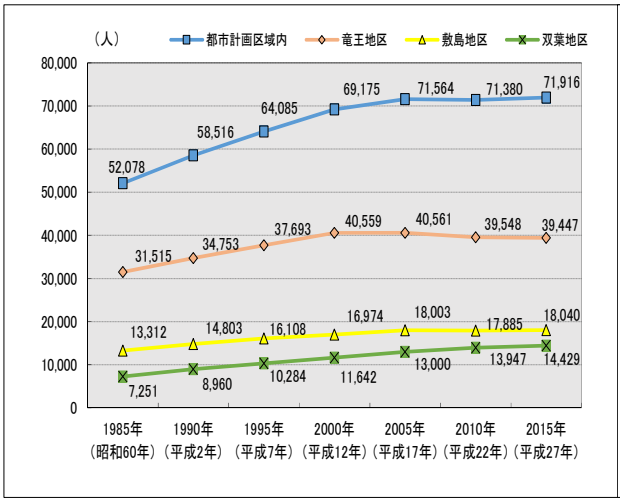

【都市計画区域外】

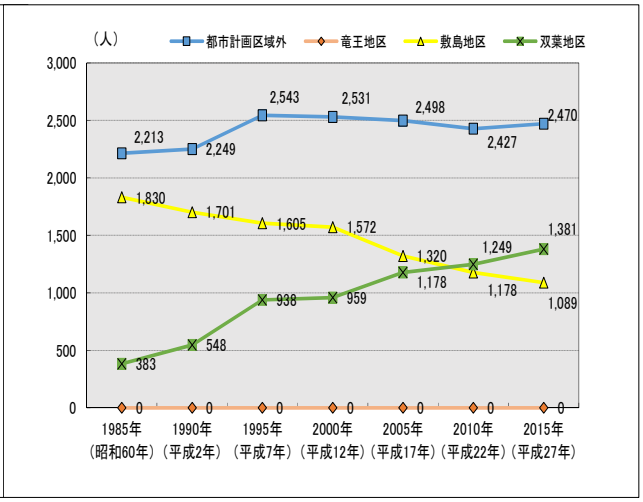

図１－２－５　地域別都市計画区域内外人口の推移

出典：都市計画基礎調査

表１－２－１　地域別都市計画区域内外及び市街化区域内外（用途地域内外）人口の推移

（単位：人）

区分	市全域		竜王地区				敷島地区				双葉地区			
	都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域内			都市計画区域外	都市計画区域内			都市計画区域外	都市計画区域内			都市計画区域外
				市街化区域内	市街化調整区域			市街化区域内	市街化調整区域			用途地域指定区域	用途地域指定外区域	
1985年（昭和60年）	52,078	2,213	31,515	28,594	2,921	0	13,312	12,803	509	1,830	7,251	－	7,251	383
1990年（平成2年）	58,516	2,249	34,753	31,759	2,994	0	14,803	14,063	740	1,701	8,960	－	8,960	548
1995年（平成7年）	64,085	2,543	37,693	35,455	2,238	0	16,108	15,526	582	1,605	10,284	6,277	4,007	938
2000年（平成12年）	69,175	2,531	40,559	38,307	2,252	0	16,974	16,441	533	1,572	11,642	7,200	4,442	959
2005年（平成17年）	71,564	2,498	40,561	38,311	2,250	0	18,003	17,530	473	1,320	13,000	8,123	4,877	1,178
2010年（平成22年）	71,380	2,427	39,548	37,736	1,812	0	17,885	17,546	339	1,178	13,947	9,007	4,940	1,249
2015年（平成27年）	71,916	2,470	39,447	36,944	2,503	0	18,040	17,531	509	1,089	14,429	8,230	6,199	1,381

出典：都市計画基礎調査

（３）年齢階層別人口

◇県全体と比べると少子高齢化の進行は遅いが、着実に進行しており、高齢化率は 35 年前の約 3.4 倍。

令和２年では年少人口が 13.6%、老年人口が 26.7%となっており、平成 22 年以降の年少人口の減少及び老年人口の増加が顕著に見られるものの、県平均（年少人口 11.6%、老年人口 31.1%）と比較すると少子化傾向はやや鈍化しています。

高齢化の進行は県全体と比較して数年遅いですが、竜王地区及び敷島地区において、比較的高齢化が進行しています。

【市全域】

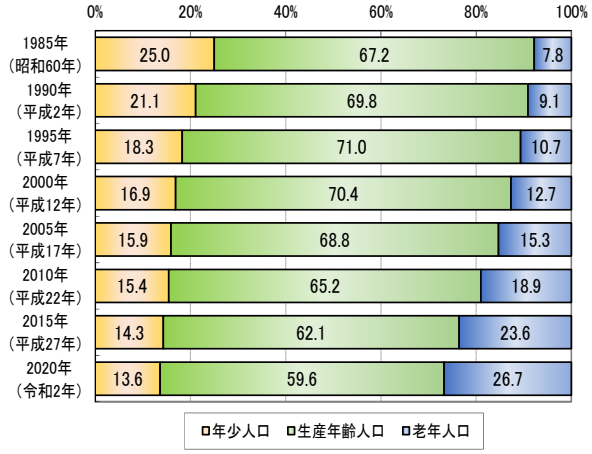

図１－２－６
年齢階層別人口の構成（市全域・地区別）
出典：国勢調査

【竜王地区】

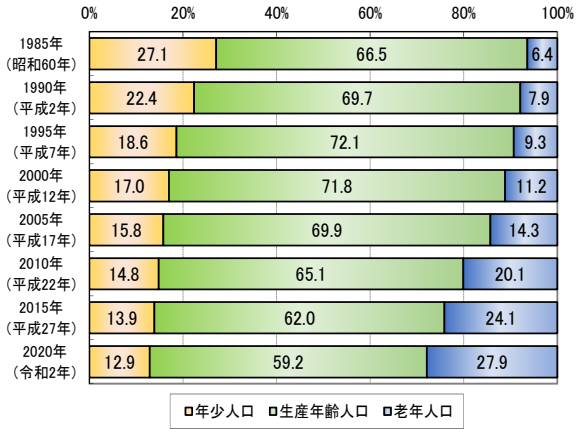

【敷島地区】

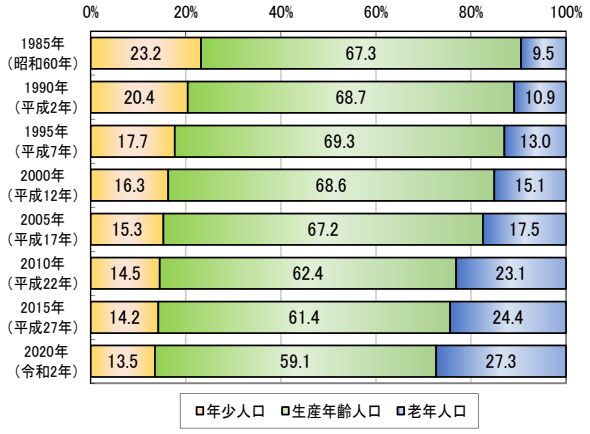

【県全体】

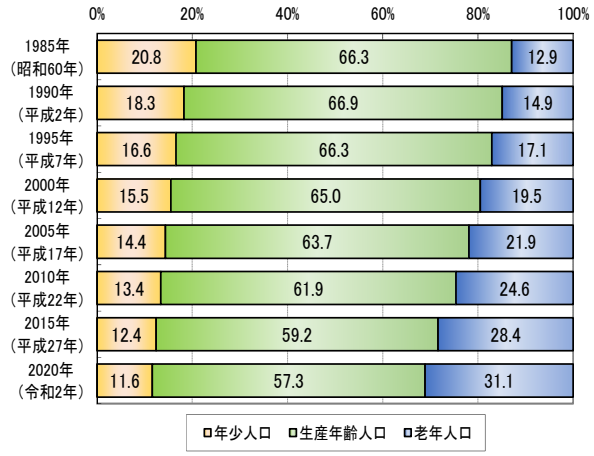

図１－２－７
山梨県の年齢階層別人口の構成（参考）
出典：国勢調査

【双葉地区】

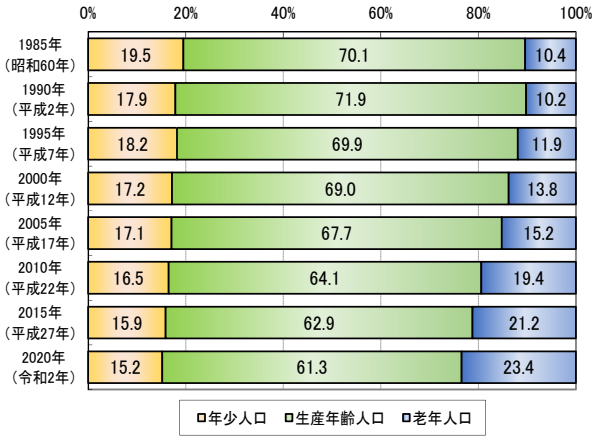

（4）人口動態

◇自然動態はプラスですが増加数は漸減傾向にあります。
◇社会動態は増加傾向がみられるものの、平成 30 年以降は増減を繰り返しています。

人口動態は、プラスですが漸減傾向、社会動態は平成 28 年以降増加傾向を見せていましたが流出増もあり、平成 30 年以降は増減を繰り返しています。

全体としては、平成 27 年以降、人口増は鈍化しています。県内でも人口の増減率が増加している数少ない市町村の一つです。

自然動態については、平成 27 年以降も約 100 人/年前後の増加となっていますが、増加数は年々鈍化する傾向にあります。

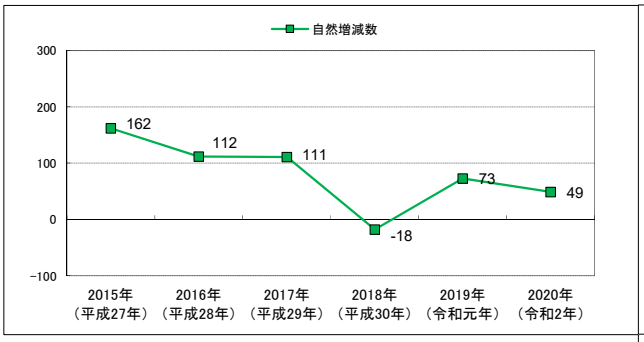

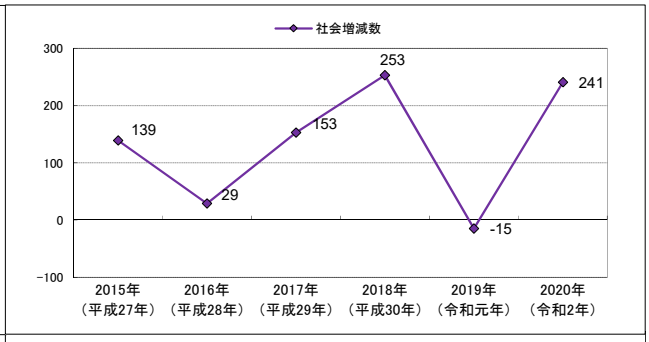

表１－２－２　人口動態の推移

（単位：人）

年次	自然増減数	社会増減数	人口増減計
2015年（平成27年）	162	139	301
2016年（平成28年）	112	29	141
2017年（平成29年）	111	153	264
2018年（平成30年）	−18	253	235
2019年（令和元年）	73	−15	58
2020年（令和2年）	49	241	290

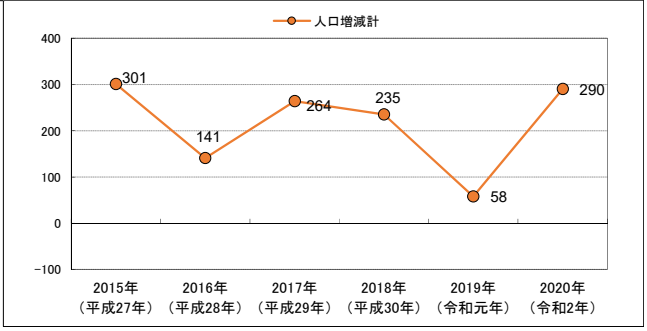

図１－２－８　人口動態の推移
出典：市民戸籍課　行政資料集

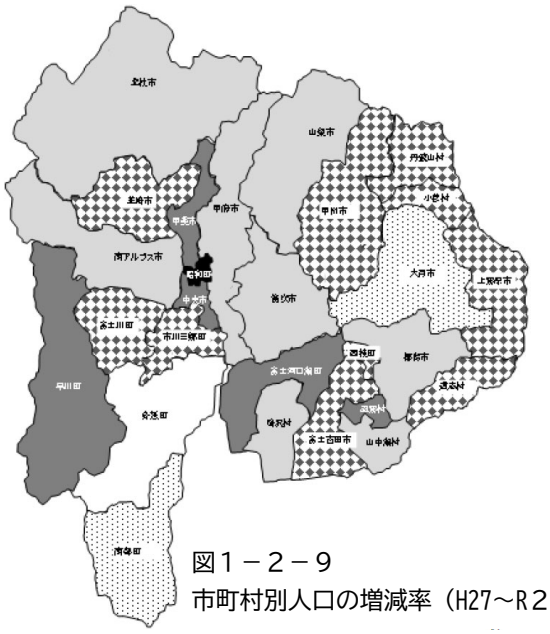

図１－２－９
市町村別人口の増減率（H27～R２）

区分		平成27年	令和2年		市町村名
増加		3	6		2市、3町、1村
減少		24	21		11市、5町、5村
増加	5%以上	1	1	■	昭和町
増加	0%～5%未満	2	5	■	忍野村、富士河口湖町、早川町、甲斐市、中央市
減少	−0.1%～−5%未満	12	8	■	山中湖村、甲府市、南アルプス市、北杜市、都留市、鳴沢村、笛吹市、山梨市
減少	−5%～−10%未満	7	10	▩	富士吉田市、韮崎市、小菅村、丹波山村、市川三郷町、西桂町、富士川町、甲州市、道志村、上野原市
減少	−10%～−15%未満	4	2	▩	南部町、大月市
減少	−15%以上	1	1		身延町

出典：国勢調査

（５）人口密度

◇人口集中地区は、面積・人口とも増加傾向であり、人口密度は横ばいまたは減少。
◇人口集中地区は、市域南側に範囲を拡大しています。

人口集中地区（以下ＤＩＤ地区と称す）は、面積及び人口とも昭和 60 年から平成２年、また、平成７年から平成 12 年にかけて急拡大し、特に南側への拡大が顕著となっています。

ＤＩＤ地区内の人口密度は、平成７年をピークに横ばいあるいは減少しています。

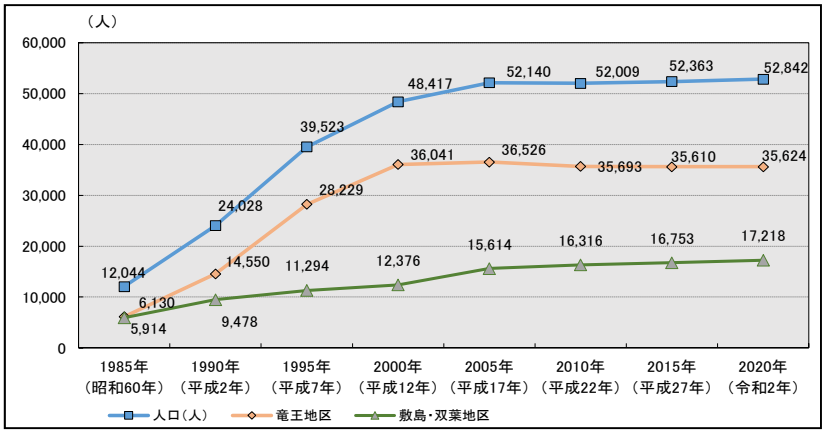

図１－２－10　ＤＩＤ地区の人口の推移（地区別）　　出典：国勢調査

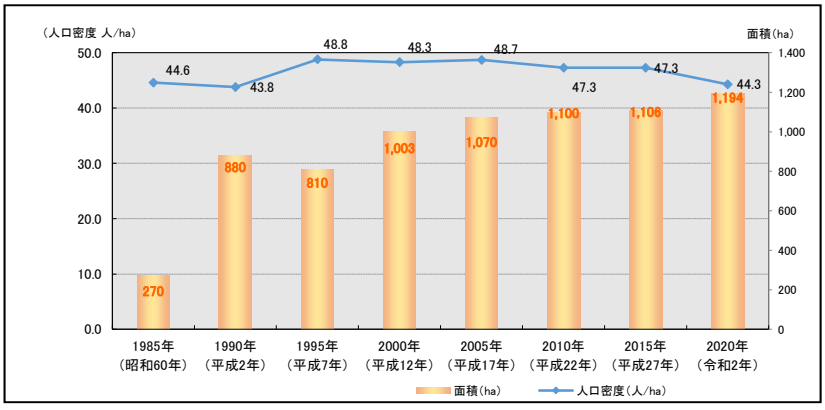

図１－２－11　ＤＩＤ地区面積及び人口密度の推移　　出典：国勢調査

表１－２－３　ＤＩＤ地区の推移

区分	竜王地区			敷島・双葉地区			総数		
	人口（人）	面積（ha）	人口密度（人/ha）	人口（人）	面積（ha）	人口密度（人/ha）	人口（人）	面積（ha）	人口密度（人/ha）
1985年（昭和60年）	6,130	140	43.8	5,914	130	45.5	12,044	270	44.6
1990年（平成2年）	14,550	660	44.1	9,478	220	43.1	24,028	880	43.8
1995年（平成7年）	28,229	560	50.4	11,294	250	45.2	39,523	810	48.8
2000年（平成12年）	36,041	734	49.1	12,376	269	46.0	48,417	1,003	48.3
2005年（平成17年）	36,526	752	48.6	15,614	318	49.1	52,140	1,070	48.7
2010年（平成22年）	35,693	759	47.0	16,316	341	47.8	52,009	1,100	47.3
2015年（平成27年）	35,610	762	46.7	16,753	344	48.7	52,363	1,106	47.3
2020年（令和2年）	35,624	844	42.2	17,218	350	49.2	52,842	1,194	44.3

出典：国勢調査

※人口集中地区（ＤＩＤ）とは、原則として人口密度が１㎢当たり 4,000 人以上（40 人/ha）で、隣接した地域の人口が 5,000 人以上の地域をいいます。（国勢調査の調査区単位で集計）
※国勢調査の人口集中地区（ＤＩＤ）は、敷島地区と双葉地区を分けた数値での公表はされていなく、合わせた数値としてなっている。

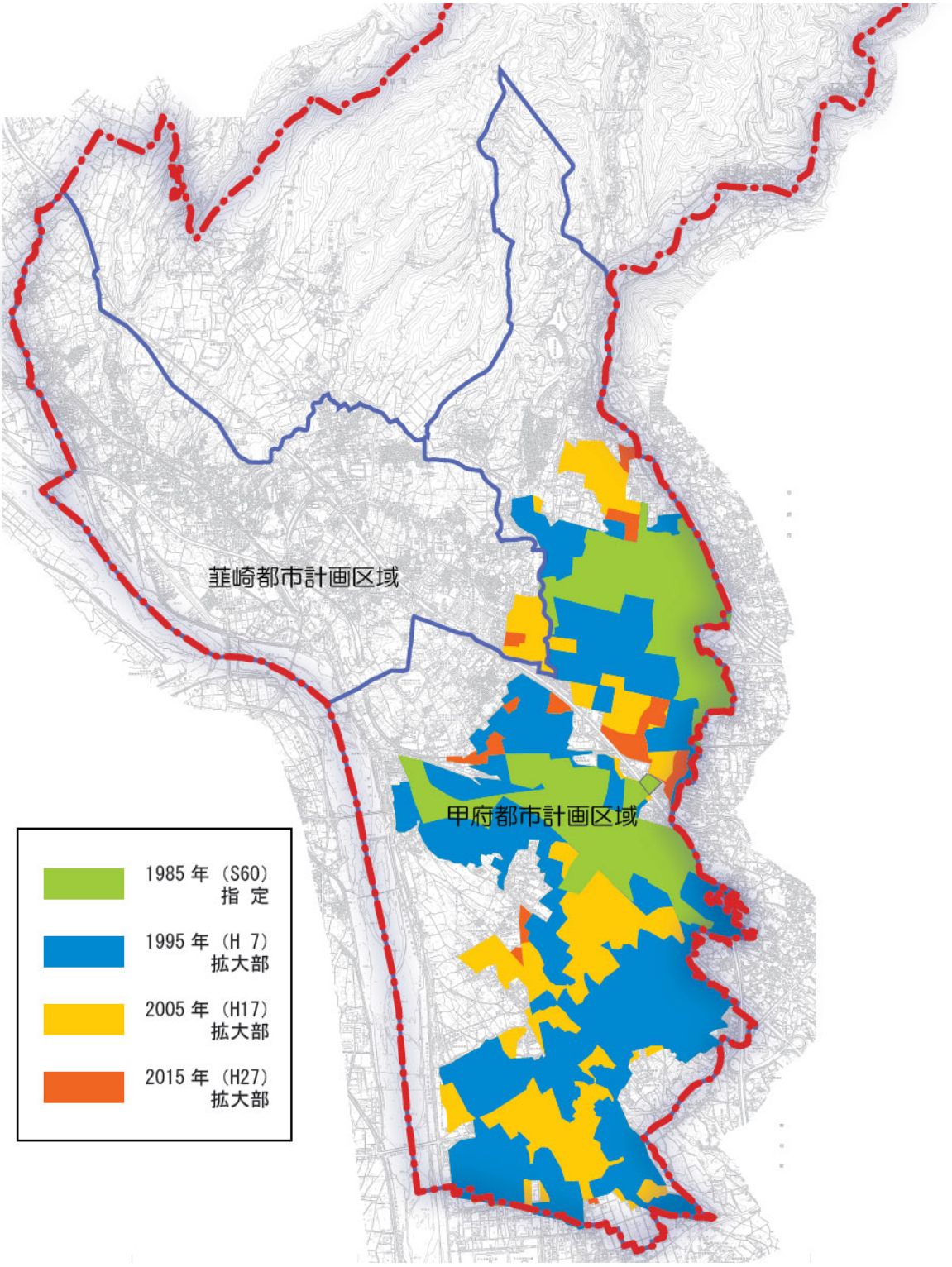

図１－２－12　ＤＩＤ地区の拡大状況図

出典：国勢調査

（６）人口密度（メッシュデータによる分析）

平成 27 年から 25 年後の令和 22 年にかけて、人口密度が 60 人/ha 以上の竜王駅周辺で大きく減少しています。また、双葉地区の都市計画区域外の一部にも 60 人/ha 以上の人口密度が高い地域が見られます。

◆人口密度　平成 27 年

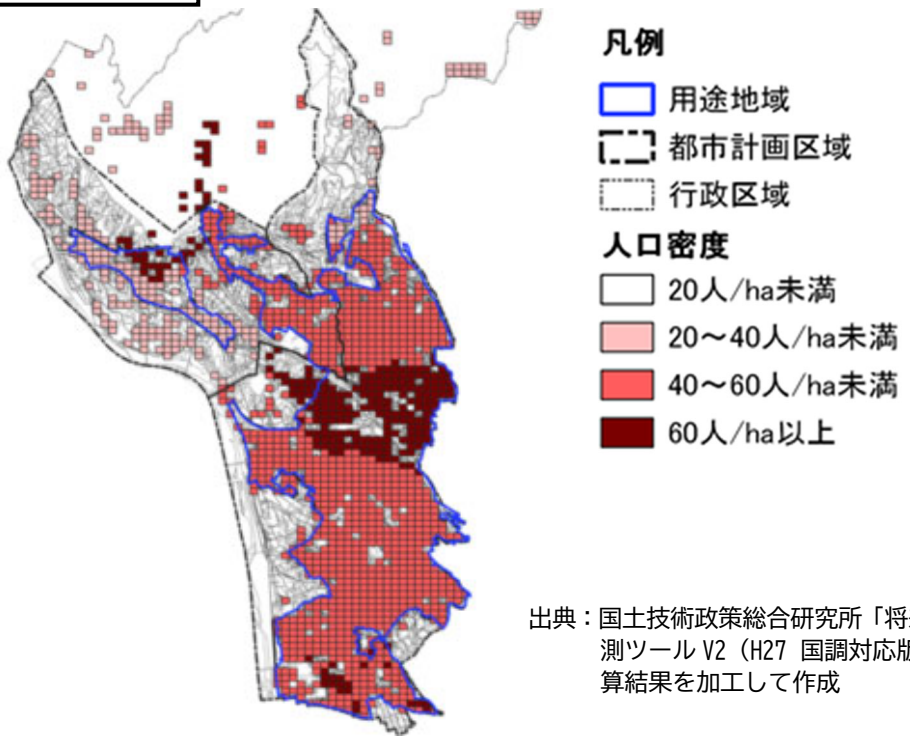

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

図１－２－13

◆人口密度　令和 22 年推計

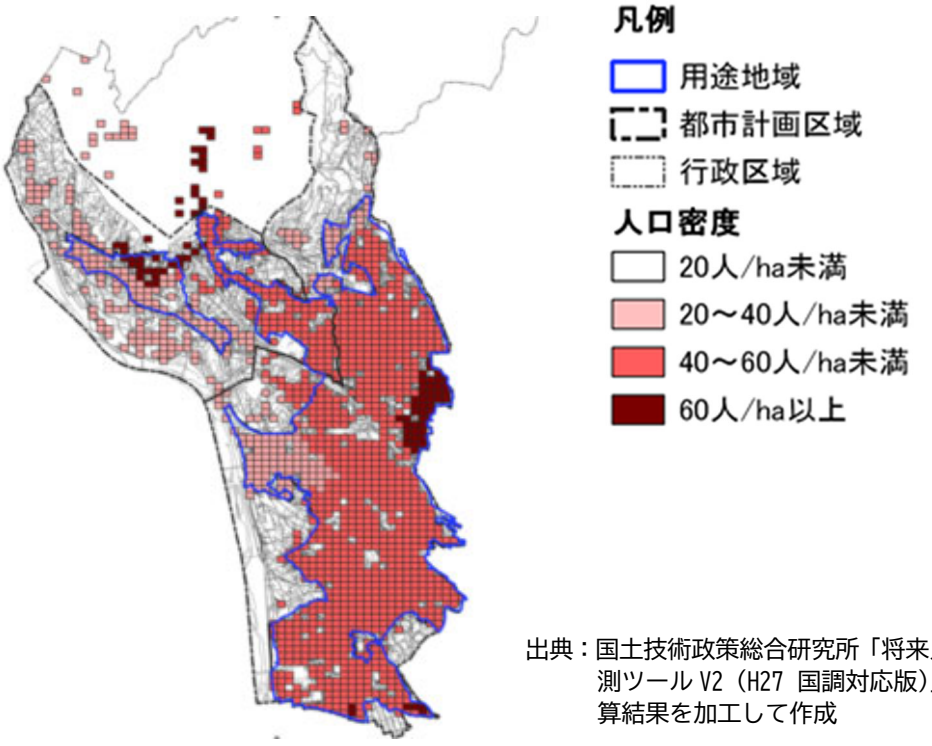

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

図１－２－14

【参考】都市構造可視化ツールによる分析（３Ｄによる見える化）

【人口密度】

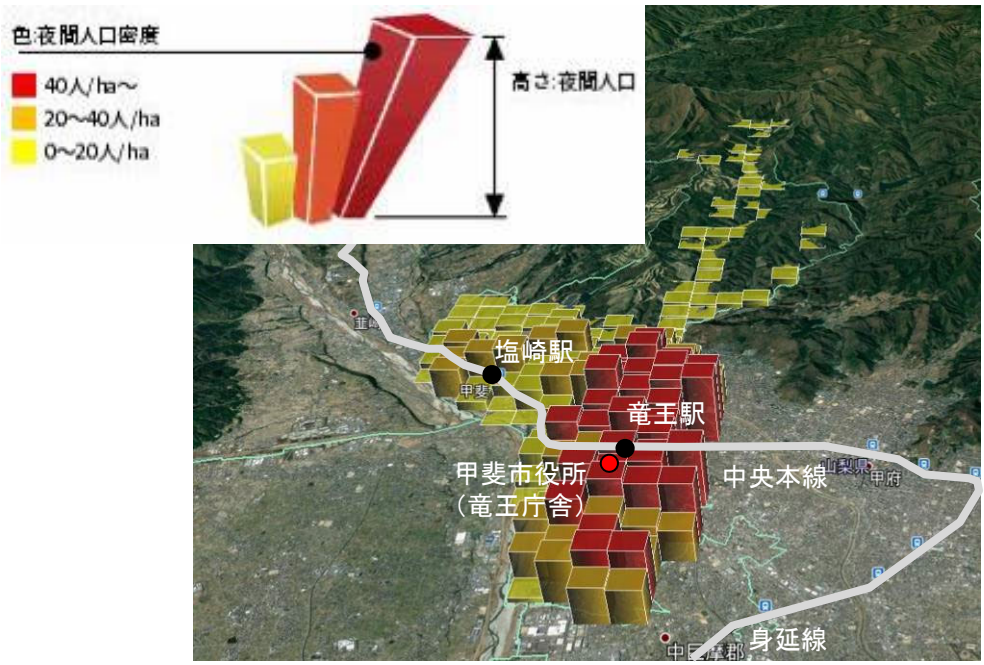

図１－２－15　人口密度（平成 27 年国勢調査）

出典：都市構想可視化計画

【高齢者の状況（高齢化率・高齢者人口）】

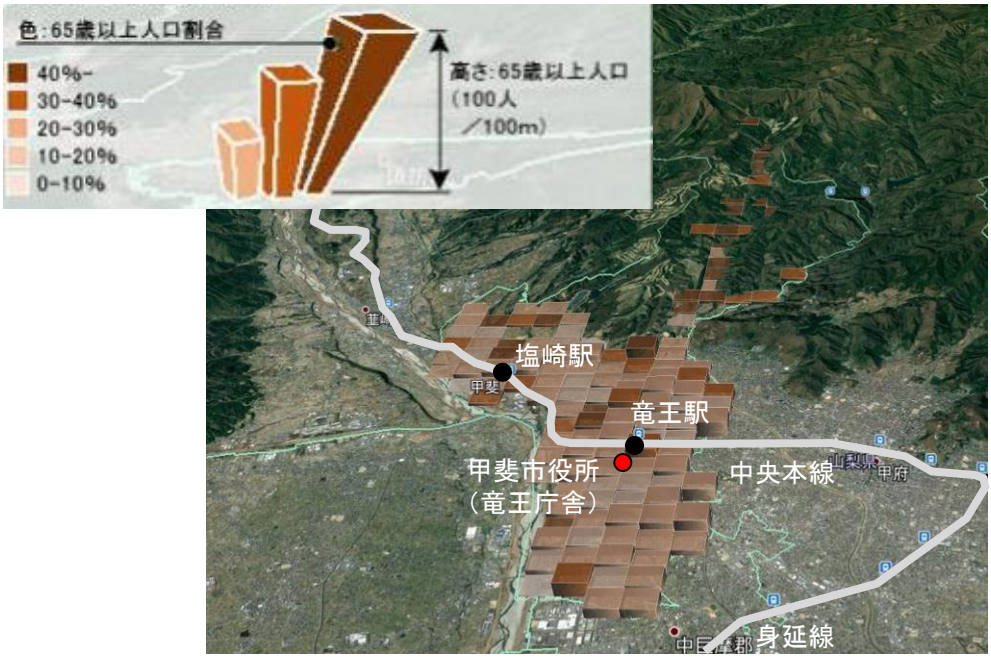

図１－２－16　高齢者の状況（平成 27 年国勢調査）

出典：都市構想可視化計画

（7）高齢化率（メッシュデータによる分析）

平成 27 年の段階では、高齢化率が 25%未満の地域が大部分を占めています。しかし、令和 22 年では、急速に高齢化が市域全体に進行することが見込まれています。

◆高齢化率　平成 27 年

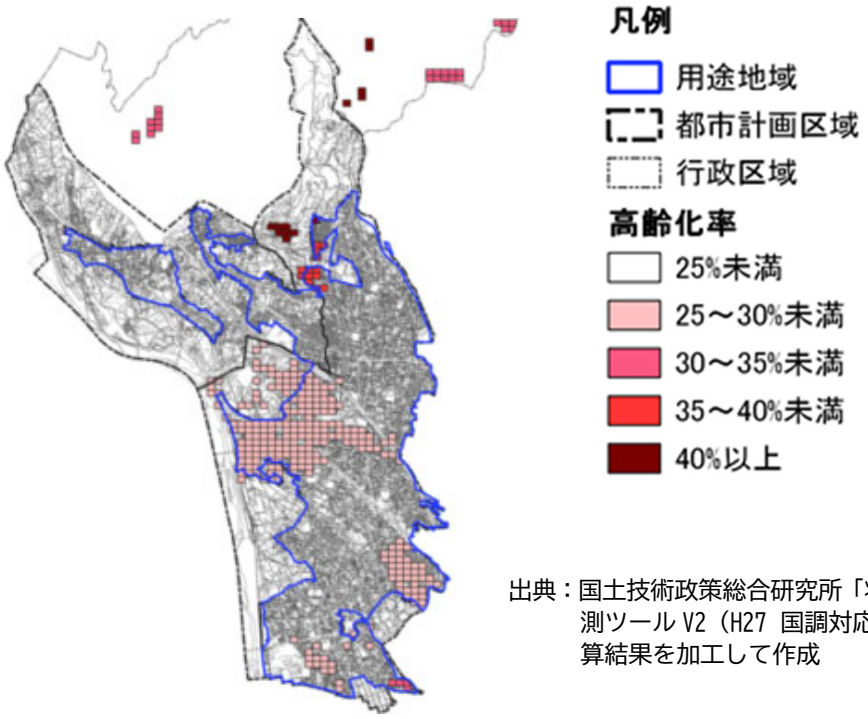

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

図１－２－17

◆人口密度　令和 22 年推計

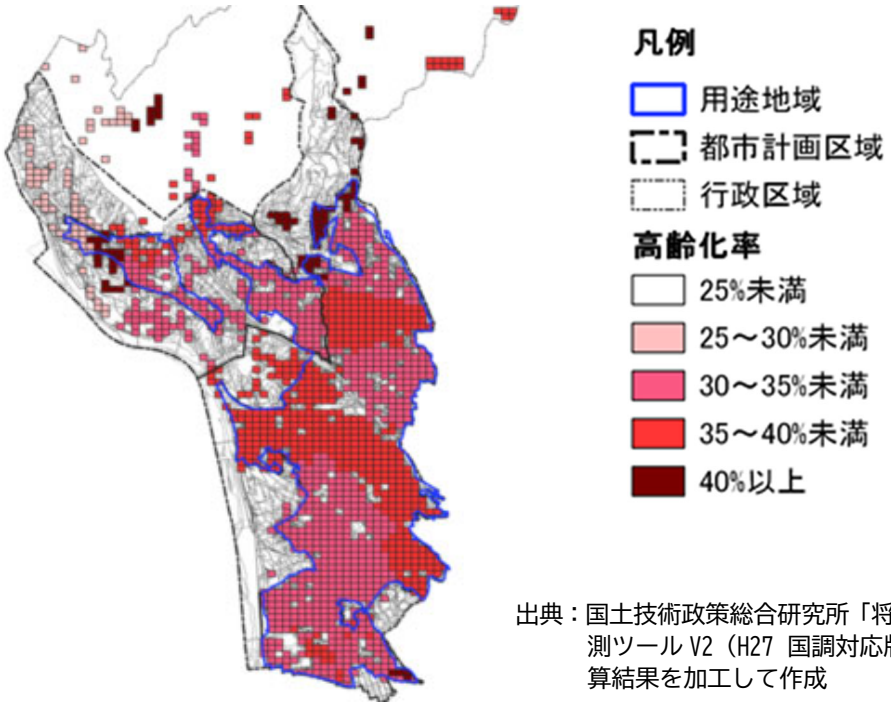

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

図１－２－18

（8）人口密度と避難地（メッシュデータによる分析）

避難地は、学校等の公共施設を中心に指定されています。

避難地までのアクセスが容易な徒歩圏をカバーする区域（施設から半径 800m）は、都市計画区域、用途地域内ともに約 80%となっています。また、用途地域内の人口密度の高い一部の地域（双葉ＳＡ周辺）で、カバー圏域に入っていない区域が見られます。

			2015年（平成27年）全年齢
区域別人口	行政区域		74,386
	都市計画区域	人口（人）	71,916
		比率（%）	96.7%
	用途地域	人口（人）	62,705
		比率（%）	84.3%
カバー圏人口	都市計画区域	人口（人）	56,850
		比率（%）	79.1%
	用途地域	人口（人）	50,999
		比率（%）	81.3%

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

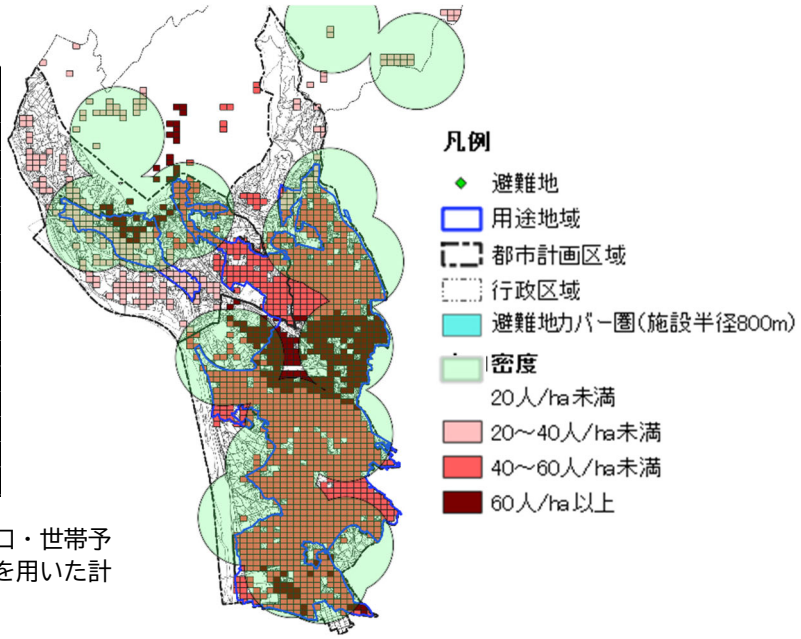

図１－２－19

（9）交通カバー圏

鉄道駅やバス停などの公共交通機関へのアクセスが容易な徒歩圏をカバーする区域は、都市計画区域、用途地域内ともに約 80%となっており、概ねカバーできていることがわかります。

			2015年（平成27年）全年齢
区域別人口	行政区域		74,386
	都市計画区域	人口（人）	71,916
		比率（%）	96.7%
	用途地域	人口（人）	62,705
		比率（%）	84.3%
カバー圏人口	都市計画区域	人口（人）	54,318
		比率（%）	75.5%
	用途地域	人口（人）	48,581
		比率（%）	77.5%

※カバー圏人口の比率（%）は各区域の人口に対する割合。
※カバー圏人口は鉄道駅から半径１km、バス停から半径 300m範囲内の人口を集計しています。

出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果を加工して作成

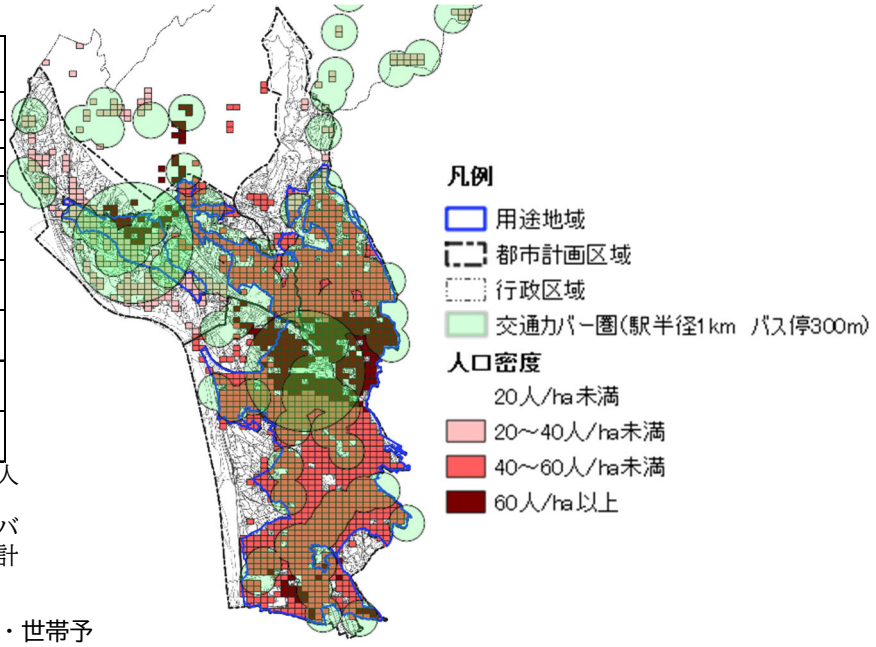

図１－２－20

(10)通勤通学流動

◇市内への就業・通学率は 34.4%と流出傾向が強く、10 年前と比較してもやや低下傾向を示しています。
◇隣接する甲府市との結びつきが最も強いですが流出率は 10 年前と比較して横ばい傾向にあり、他の近隣都市への流出率がやや増加しています。
◇就業・通学の流入者は横ばい傾向を示していますが、10 年前と比較して甲府市からの流入率がやや減少しています。

市内居住の就業・就学者数は、平成 27 年では 40,909 人、うち市内への就業・就学率は 34.4%となっており、平成 17 年の 37.4%から 3.0%低下しています（表１－２－４参照）。流出先は甲府市が 29.7%と最も多く、次に南アルプス市の 6.9%となっています。

甲府市への流出者数は 10 年前と比較してやや減少傾向で流出率は低下しており、近隣の南アルプス市、昭和町、中央市への流出率が増加する傾向にあり、その特徴として昭和町へは通勤者が、南アルプス市へは通学者の流出率が増加しています（図１－２－21 参照）。

また、市内で就業・就学する人は、平成 27 年では 24,718 人、うち市内居住者が 56.9%を占めています（表１－２－５参照）。市外からの就業・就学は甲府市が最も多く 14.1%であり、次いで南アルプス市の 8.2%となっています。

流入が最も多い甲府市からの流入率は横ばい傾向にある一方で、南アルプス市や昭和町、中央市との圏域間の流動が大きくなっており、その傾向は特に就業者の増加に現われています（図１－２－22 参照）。

流 出

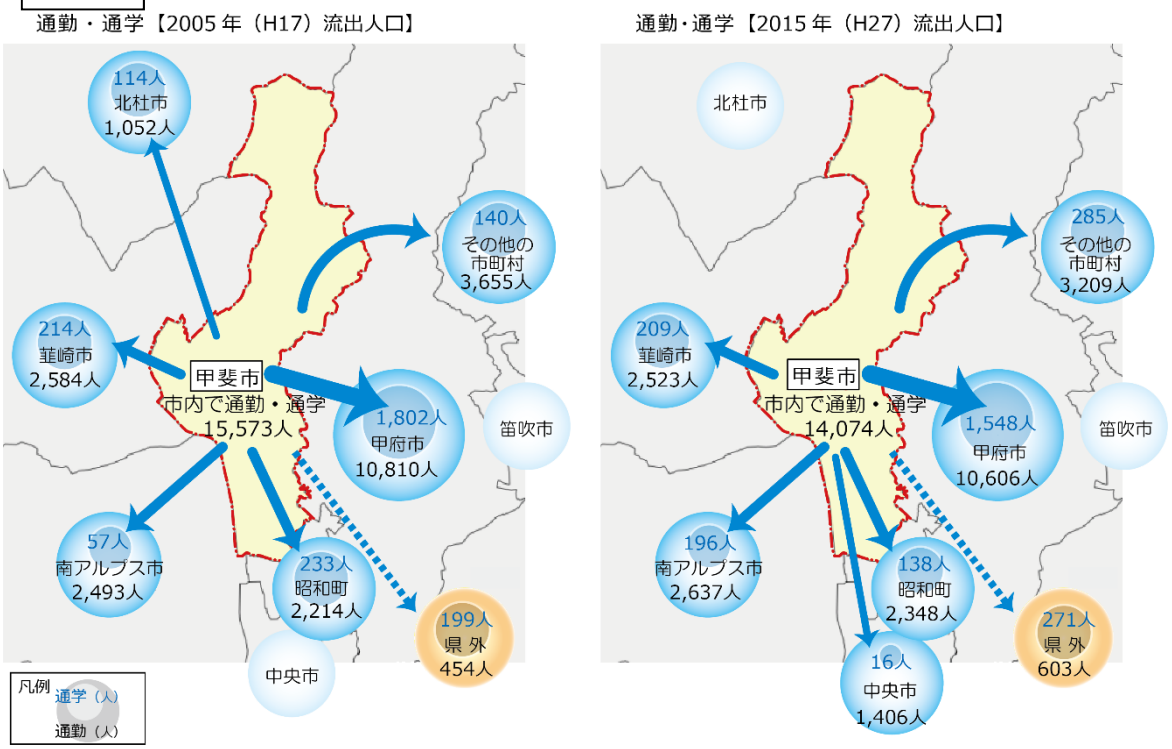

図１－２－21　通勤・通学流動（流出）

※現市町単位に集計
出典：国勢調査

流 入

通勤・通学【2005年（H17）流入人口】

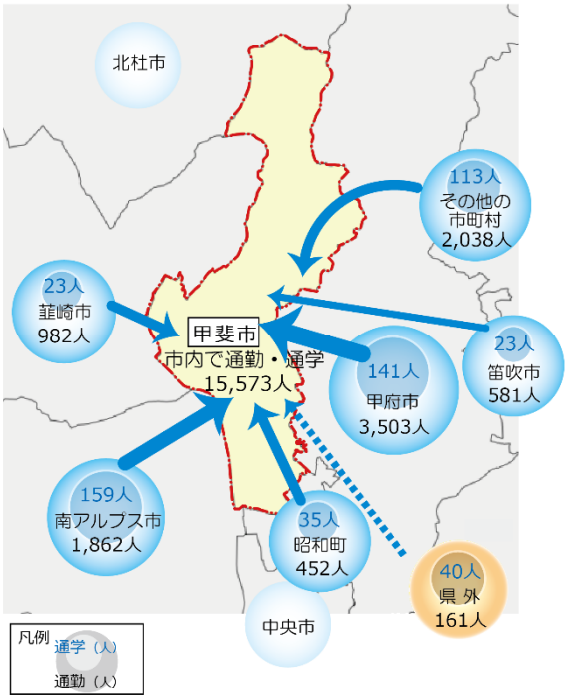

通勤・通学【2015年（H27）流入人口】

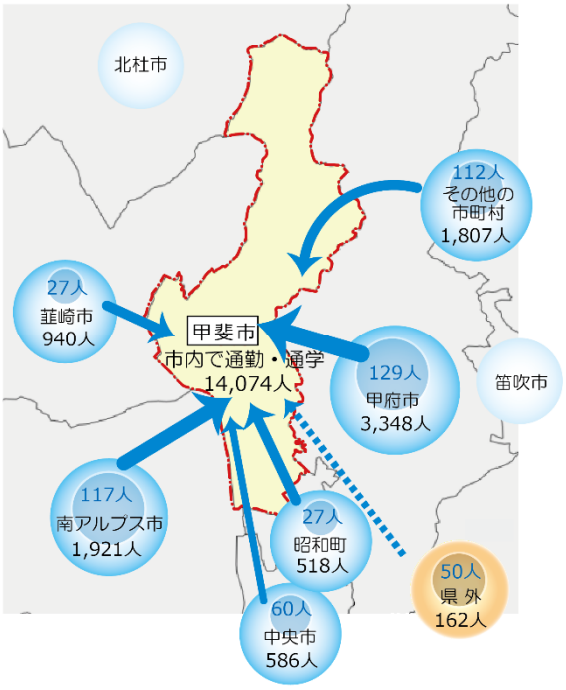

図１－２－22　通勤・通学流動（流入）

表１－２－４　通勤通学状況（流出）

出典：国勢調査

2005年（平成17年）

通勤・通学合計				内訳	
				通勤	通学
市居住の就業・就学		41,594	100.0%	37,668	3,926
市内で就業・就学		15,573	37.4%	14,406	1,167
市外へ（流出）					
県内		25,368	61.0%	22,808	2,560
	甲斐市→甲府市	12,612	30.3%	10,810	1,802
	甲斐市→韮崎市	2,798	6.7%	2,584	214
	甲斐市→南アルプス市	2,550	6.1%	2,493	57
	甲斐市→昭和町	2,447	5.9%	2,214	233
	甲斐市→北杜市	1,166	2.8%	1,052	114
	その他市町村	3,795	9.1%	3,655	140
県外		653	1.6%	454	199
不詳		0	0%	0	0

2015年（平成27年）

通勤・通学合計				内訳	
				通勤	通学
市居住の就業・就学		40,909	100.0%	36,875	4,034
市内で就業・就学		14,074	34.4%	12,782	1,292
市外へ（流出）					
県内		25,121	61.4%	22,729	2,392
	甲斐市→甲府市	12,154	29.7%	10,606	1,548
	甲斐市→韮崎市	2,732	6.7%	2,523	209
	甲斐市→南アルプス市	2,833	6.9%	2,637	196
	甲斐市→昭和町	2,486	6.1%	2,348	138
	甲斐市→中央市	1,422	3.5%	1,406	16
	その他市町村	3,494	8.5%	3,209	285
県外		874	2.1%	603	271
不詳		840	2.1%	761	79

表１－２－５　通勤通学状況（流入）

2005年（平成17年）

通勤・通学合計				内訳	
				通勤	通学
市内で就業・就学		25,686	100.0%	23,985	1,701
甲斐市内居住		15,573	60.6%	14,406	1,167
市外から（流入）					
県内		9,912	38.6%	9,418	494
	甲府市→甲斐市	3,644	14.2%	3,503	141
	韮崎市→甲斐市	1,005	3.9%	982	23
	南アルプス市→甲斐市	2,021	7.9%	1,862	159
	昭和町→甲斐市	487	1.9%	452	35
	笛吹市→甲斐市	604	2.3%	581	23
	その他市町村	2,151	8.4%	2,038	113
県外		201	0.8%	161	40
不詳		0	0%	0	0

2015年（平成27年）

通勤・通学合計				内訳	
				通勤	通学
市内で就業・就学		24,718	100.0%	22,825	1,893
甲斐市内居住		14,074	56.9%	12,782	1,292
市外から（流入）					
県内		9,592	38.8%	9,120	472
	甲府市→甲斐市	3,477	14.1%	3,348	129
	韮崎市→甲斐市	967	3.9%	940	27
	南アルプス市→甲斐市	2,038	8.2%	1,921	117
	昭和町→甲斐市	545	2.2%	518	27
	中央市→甲斐市	646	2.6%	586	60
	その他市町村	1,919	7.8%	1,807	112
県外		212	0.9%	162	50
不詳		840	3.4%	761	79

出典：国勢調査

(11)買物流動

◇甲斐市内での購買率は市全域では 51.9%となっており地区別においても増加傾向を示しています。
◇平成４年頃までは甲府市への購買流出が４割以上を占めていましたが、近年は２割前後と大幅に減少しています。
◇双葉地区において、特に韮崎市への購買流出は減少傾向を示しているほか、全市的にも韮崎市、中央市への流出が減少しています。

各地区とも甲斐市内での購買率は竜王地区で約 43%、敷島地区で約 57%、双葉地区では約 63%と、増加傾向にあります。

平成４年では甲府市への流出が顕著にみられましたが、近年は甲府市への流出が減少し、甲斐市内での流動増加に転じています。

昭和町及び中央市への流出が急増した時期がありましたが、近年は微増または減少傾向にあります。

表１－２－６　買物流動

【市全域】　（単位:%）

年次	甲斐市	甲府市	南アルプス市	昭和町	中央市	韮崎市	その他
2016年（平成28年）	51.9	17.4	1.4	19.1	4.7	1.3	4.2

【竜王地区】　（単位:%）

年次	甲斐市	甲府市	南アルプス市	昭和町	中央市	韮崎市	その他
1986年（昭和61年）	44.6	48.7	1.4	2.4	0.6	1.4	0.9
1992年（平成4年）	42.8	42.5	0.7	3.7	8.3	1.4	0.6
2004年（平成16年）	33.2	15.9	2.2	24.8	19.5	0.2	4.2
2016年（平成28年）	43.1	14.3	2.2	28.1	7.9	0.1	4.3

【敷島地区】　（単位:%）

年次	甲斐市	甲府市	南アルプス市	昭和町	中央市	韮崎市	その他
1986年（昭和61年）	51.3	43.8	0.3	0.2	0.3	2.8	1.3
1992年（平成4年）	42.0	52.8	0.2	0.6	0.9	2.7	0.8
2004年（平成16年）	41.7	31.5	0.7	14.4	7.3	0.7	3.7
2016年（平成28年）	57.0	24.8	0.7	12.9	1.4	0.1	3.1

【双葉地区】　（単位:%）

年次	甲斐市	甲府市	南アルプス市	昭和町	中央市	韮崎市	その他
1986年（昭和61年）	37.0	34.8	0.1	0.0	0.0	27.5	0.6
1992年（平成4年）	25.5	46.0	0.3	1.4	0.9	24.6	1.3
2004年（平成16年）	38.1	23.8	1.4	12.5	10.1	10.2	3.9
2016年（平成28年）	62.9	15.0	0.9	9.0	2.0	5.1	5.1

出典：山梨県商圏実態調査結果報告書
（山梨県商工会連合会、甲府商工会議所、富士吉田商工会議所）

(12)産業別就業人口

◇就業者総数は、増加傾向からほぼ横ばいで推移し、第１次、第２次産業から第３次産業へのシフトが進行しています。

第１産業就業者数が減少傾向にあるほか、第２次産業就業者数も平成 12 年をピークに減少し、その一方で第３次産業就業者数が増加しています。

山梨県全体と比べると第１次産業就業者の割合が低く、第２次産業就業者の割合が比較的高くなっていますが、本市でも近年は相対的にみて第２次産業に従事する人の割合は減少しつつあります。

産業分類別では、「医療・福祉」に従事する人が上昇しています。

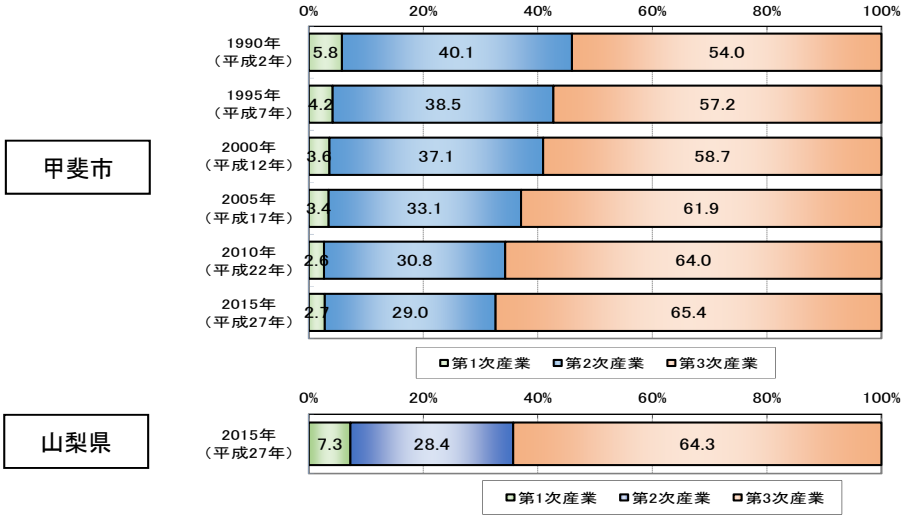

図１－２－23　産業別就業人口構成の推移

出典：国勢調査

表１－２－７　産業別就業人口構成の推移

産業（大分類）		1990年（平成2年）	1995年（平成7年）	2000年（平成12年）	2005年（平成17年）	2010年（平成22年）	2015年（平成27年） 就業者数（人）	2015年（平成27年） 構成比（%）
第1次産業	農　業	1,724	1,451	1,313	1,261	937	945	2.6
	林　業	24	26	27	29	25	40	0.1
	漁　業	1	2	0	1	1	1	0.0
	小　計	1,749	1,479	1,340	1,291	963	986	2.7
第2次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	18	19	20	5	16	5	0.0
	建設業	3,217	4,083	4,438	3,783	3,290	3,216	8.7
	製造業	8,906	9,368	9,448	8,698	7,910	7,473	20.3
	小　計	12,141	13,470	13,906	12,486	11,216	10,694	29.0
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	156	204	189	172	220	179	0.5
	運輸・通信業	1,590	1,675	1,844	2,136	2,140	2,208	6.0
	卸売業・小売業・飲食店	6,441	7,617	8,179	8,216	6,011	5,778	15.7
	金融業・保険業	869	1,064	1,008	863	889	883	2.4
	不動産業・物品賃貸業	291	326	367	358	483	586	1.6
	サービス業	5,811	7,807	9,096	－	－	4,373	11.8
	学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	949	1,001	2.7
	宿泊業・飲食サービス業	－	－	－	－	2,059	1,964	5.3
	生活関連サービス業・娯楽業	－	－	－	－	1,440	1,408	3.8
	教育・学習支援業	－	－	－	－	1,635	1,731	4.7
	医療・福祉	－	－	－	－	3,907	4,656	12.6
	複合サービス事業	－	－	－	－	247	308	0.8
	サービス業（他に分類されないもの）	－	－	－	－	1,957	2,037	5.5
	公務	1,185	1,315	1,298	－	－	－	－
	公務（他に分類されるものを除く）	－	－	－	－	1,341	1,372	3.7
	小　計	16,343	20,008	21,981	23,304	23,278	24,111	65.4
分類不能の産業		45	41	244	587	918	1,084	2.9
合　計		30,278	34,998	37,471	37,668	36,375	36,875	100.0

出典：国勢調査

１－３　産業の動向

（１）農業

◇農家数及び農業就業者数、経営耕地面積は長期にわたって減少し続けていますが、平成 22 年以降はわずかながら就業人口の増加が見られ、農家数、経営耕地面積においても減少幅は小さくなっています。

農家数及び農業就業人口は長期にわたり減少傾向を示しており、特に農業に従事する人口は大幅に減少していますが平成 22 年以降は微減あるいは横ばい傾向にあります。

また、経営耕地面積も減少傾向を示していますが、１農家当たりの経営耕地面積は、ここ 10 年ほどはそれ以前と比較すると規模が大きくなっています。

【農家数、農業就業人口の推移】

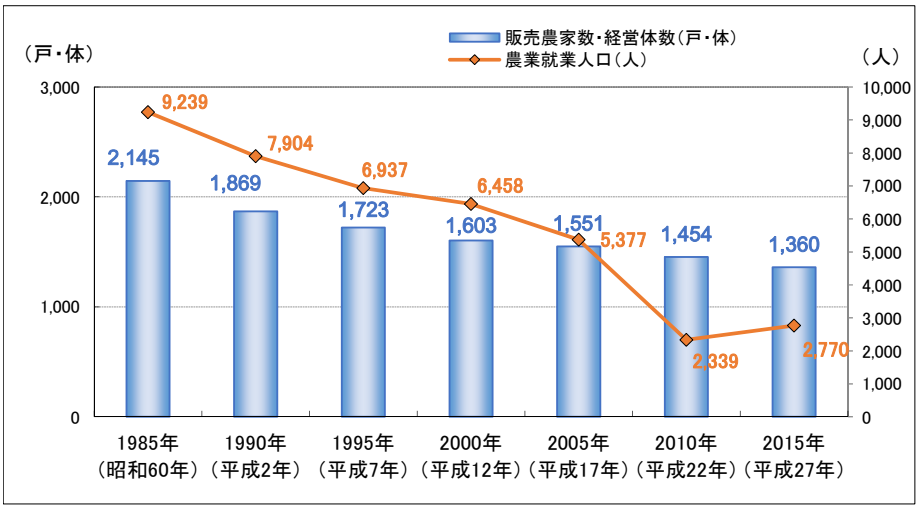

【経営耕地面積の推移】

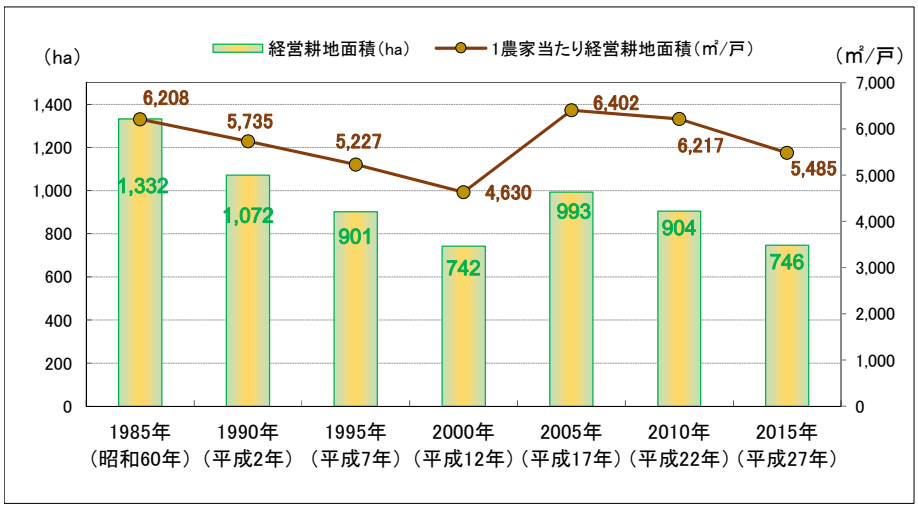

図１－３－１　農業指標の推移

出典：農業センサス

（2）工業

◇事業所数や従業者数、製造品出荷額がピーク時の３～４割程度まで減少しています。
◇労働生産性は平成７年以降ほぼ横ばいで推移しています。

平成２年をピークに、事業所数及び従業人口が減少傾向を示しており、平成 30 年ではピーク時と比べ事業所数で約 33%、従業者数で約 40%まで減少しています。これは平成 26 年に大手半導体メーカーの工場閉鎖が影響していると思われ、第２次産業の減退が懸念されます。

製造品出荷額は平成７年をピークに減少傾向を示しており、平成 26 年には約 31%まで減少しましたが、平成 30 年は増加しています。

従業者一人あたり出荷額は、微増減を繰り返しながら概ね 2,000 万円/人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。

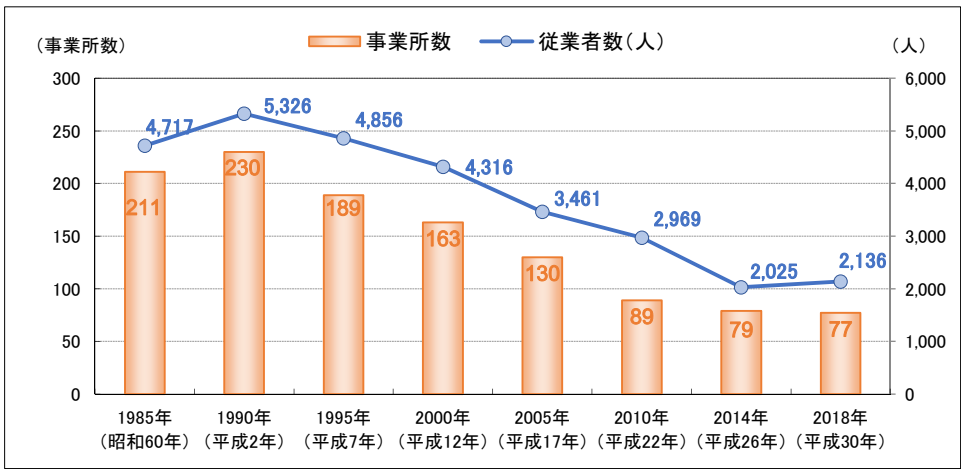

図１－３－２　事業所数・従業人口の推移

出典：工業統計調査

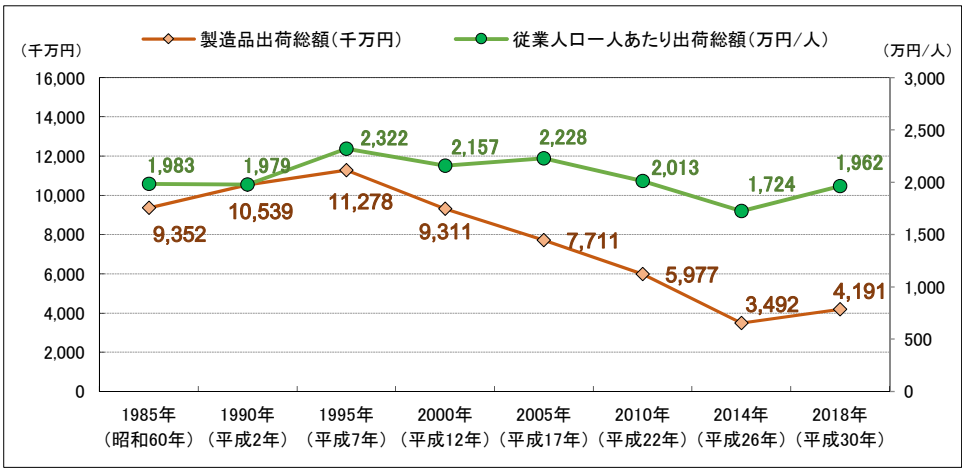

図１－３－３　労働生産性の推移

出典：工業統計調査

（３）商業

◇全体の事業所数はほぼ横ばいで推移しています。
◇卸売業及び小売業の従業者数は平成 24 年に減少したものの平成 28 年にかけて再び増加しています。
◇商品販売額は平成９年以降ほぼ微減で推移していましたが、平成 28 年にかけて増加に転じ近年では最も高くなっています。販売効率性は、平成３年をピークに減少傾向にありましたが、平成 14 年以降は下げ止まり、ほぼ横ばいを推移しています。

事業所数はほぼ横ばいで推移しており、全従業者数は平成 19 年まで増加を辿っていましたが、平成 24 年にかけて減少しています。しかし、平成 28 年にかけて再び増加し、近年では最も多い人口を示しています。

年間商品販売額は、全体として平成９年以降微減で推移しており、業態別で見ると卸売業が平成３年以降減少傾向を示す一方で、小売業は横ばいあるいは増加傾向にあり、平成 28 年は近年では最も高い販売額を示しています。

従業者一人あたり年間商品販売額は平成３年をピークに減少傾向にありますが、卸売業は平成 24 年以降堅調に増加、小売業はほぼ横ばいで推移しています（図１－３－７参照）。

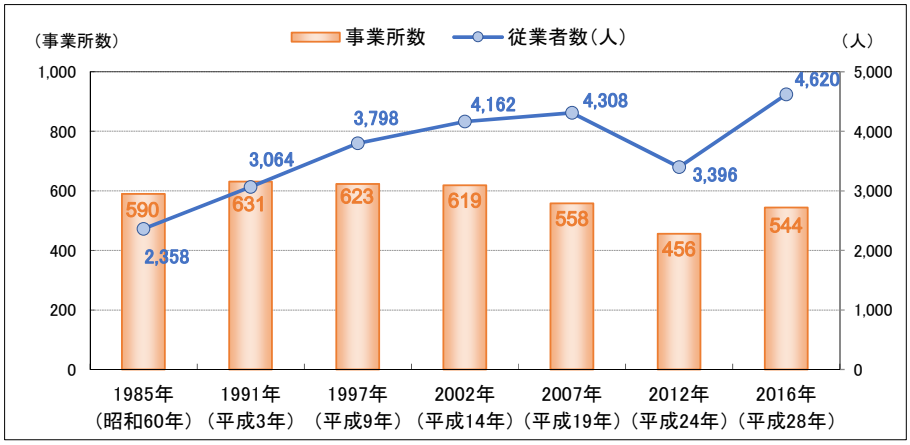

図１－３－４　商店数・従業人口の推移

出典：商業統計調査

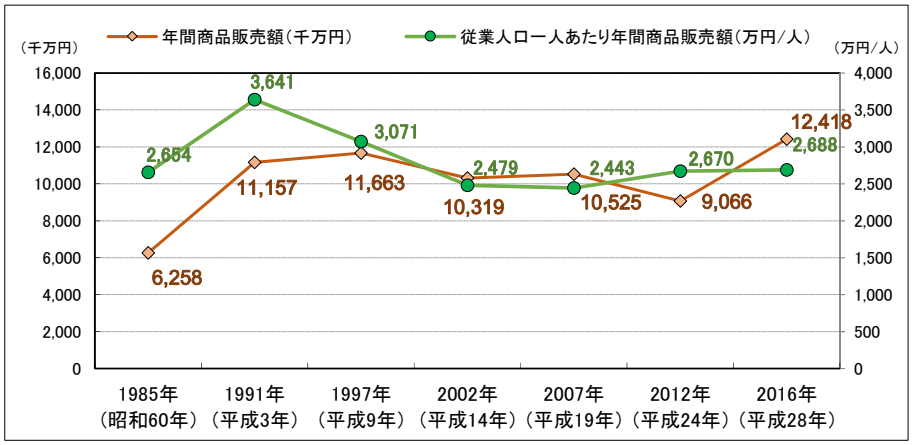

図１－３－５　販売効率性の推移

出典：商業統計調査

【卸売業】　　【小売業】

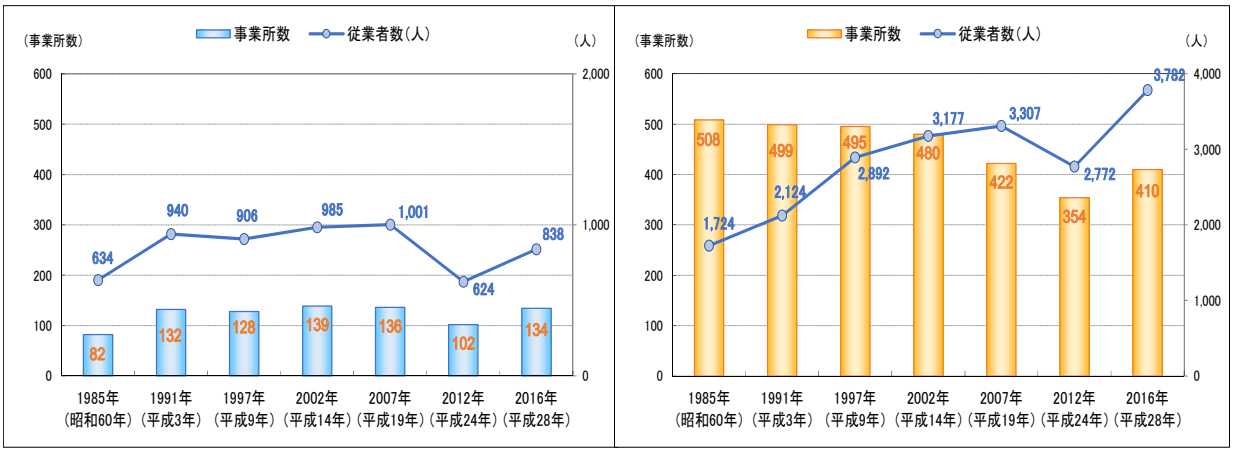

図１－３－６　業態別商店数・従業人口の推移

出典：商業統計調査

【卸売業】　　【小売業】

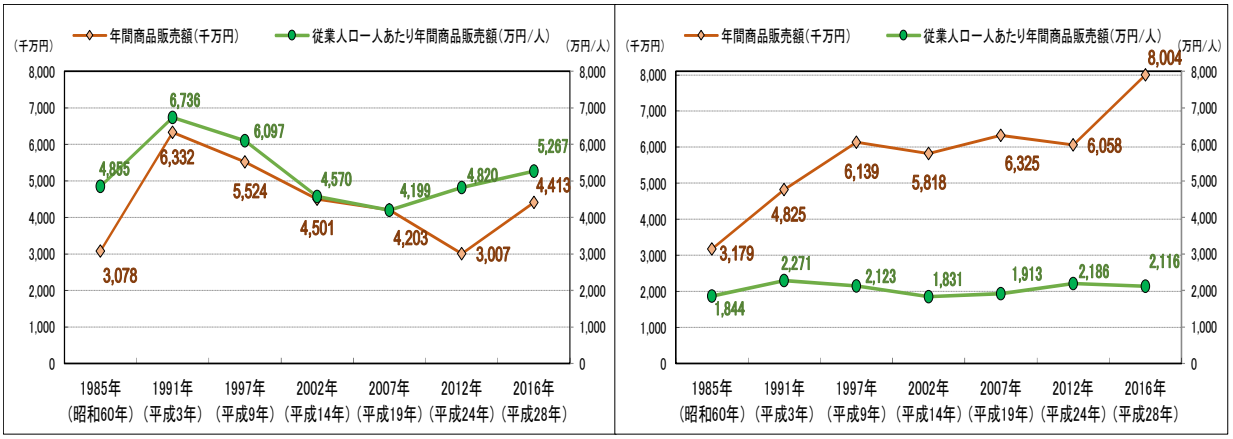

図１－３－７　業態別販売効率性の推移

出典：商業統計調査

表１－３－１　業態別の推移

年次	卸売業				小売業				
	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（千万円）	従業人口一人あたり年間商品販売額（万円/人）	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（千万円）	従業人口一人あたり年間商品販売額（万円/人）	小売業売場面積（㎡）
1985年（昭和60年）	82	634	3,078	4,855	508	1,724	3,179	1,844	－
1991年（平成3年）	132	940	6,332	6,736	499	2,124	4,825	2,271	－
1997年（平成9年）	128	906	5,524	6,097	495	2,892	6,139	2,123	48,746
2002年（平成14年）	139	985	4,501	4,570	480	3,177	5,818	1,831	60,900
2007年（平成19年）	136	1,001	4,203	4,199	422	3,307	6,325	1,913	65,456
2012年（平成24年）	102	624	3,007	4,820	354	2,772	6,058	2,186	74,278
2016年（平成28年）	134	838	4,413	5,267	410	3,782	8,004	2,116	85,255

出典：商業統計調査

１－４　土地利用・市街化の動向

（１）土地利用現況

◇竜王地区及び敷島地区の市街化調整区域は、まとまった農地が広がっています。
◇敷島地区の中央部に位置する市街化区域に囲まれた市街化調整区域には、大規模な公共施設用地、交通施設用地が立地しています。
◇竜王地区及び敷島地区の市街化区域は住宅系を主とした都市的土地利用と農地として田畑を主とした自然的土地利用が混在しています。
◇竜王地区及び敷島地区では、幹線道路沿線に商業系、工業系の土地利用の集積が見られます。
◇双葉地区の用途地域内は住宅系を主とした土地利用となっており、商業系の土地利用が点在しています。
◇白地地域においては、山林や畑を中心とした自然的土地利用が主となっていますが北部の山際や東部において、住宅系のまとまった土地利用が見られます。

【竜王地区】
・北部、中西部、南東部に位置する市街化調整区域には田畑が広がっていますが、一部都市的土地利用が進んでいます。
・市街化区域内は住宅用地を主とした都市的土地利用と農地として田畑の自然的土地利用の混在が見られます。
・商業、工業系の土地利用は、国道 20 号や主要地方道甲府南アルプス線等の幹線道路沿線に多く見られます。

【敷島地区】
・北部の市街化調整区域には畑地や山林が広がっていますが、中央部の市街化区域に囲まれた地域には公共施設用地や交通施設用地が位置しています。
・市街化区域は住宅用地を主とした都市的土地利用と農地として田畑といった自然的土地利用が混在しています。
・商業系土地利用は、中央部より南側の主要地方道甲府韮崎線や主要地方道甲斐中央線といった幹線道路沿線に多く見られます。

【双葉地区】
・北部は山林や畑といった自然的土地利用が主となっていますが、山際の部分にまとまった住宅用地が見られます。
・用途地域内は住宅用地を主とした土地利用となっており、商業系土地利用が点在しています。
・白地地域においては、東部においてまとまった住宅用地が見られます。

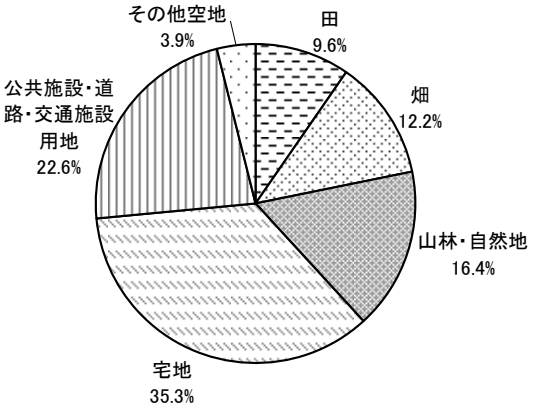

図１－４－１　土地利用現況（市全域）
出典：都市計画基礎調査

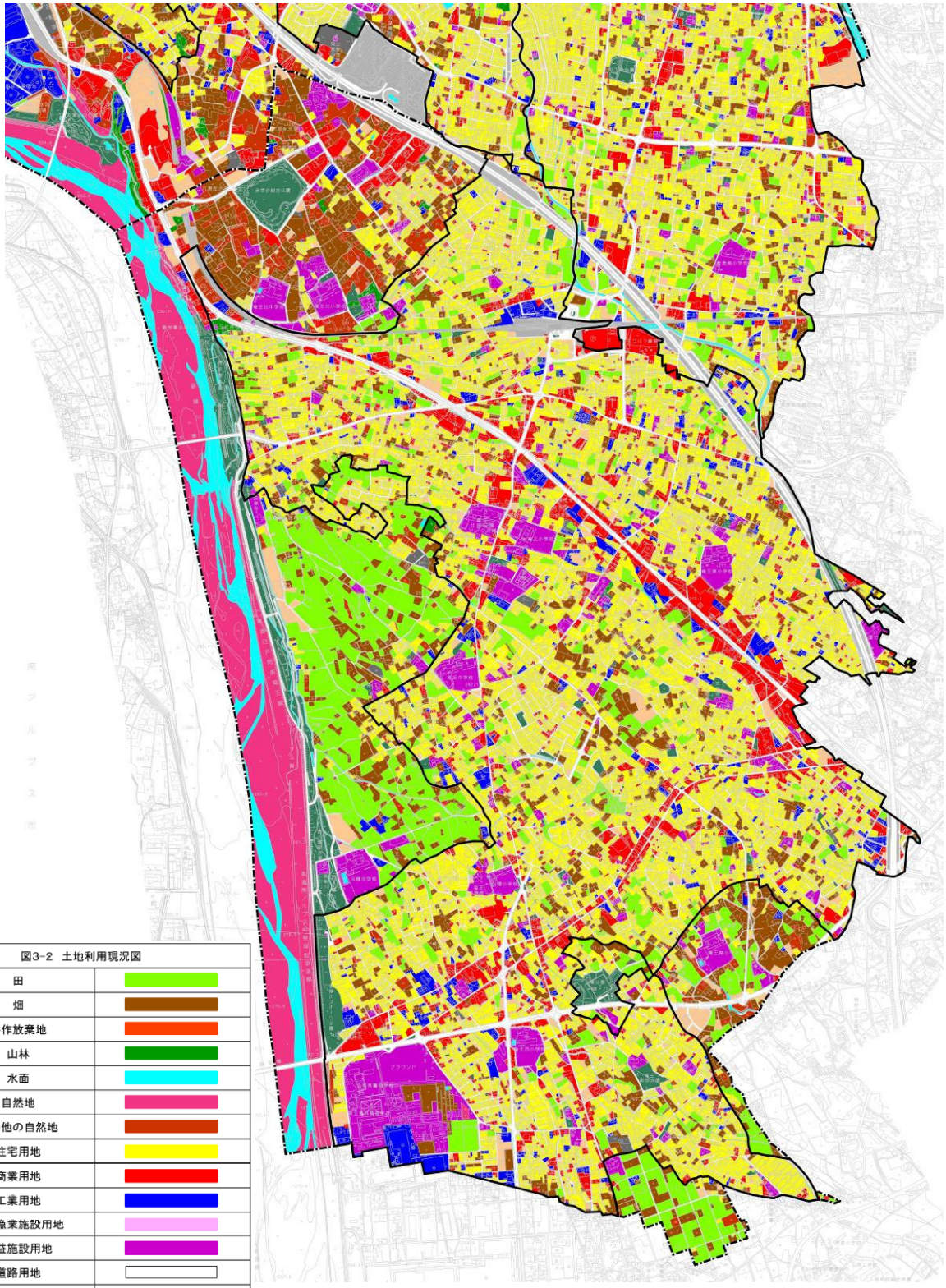

図3-2 土地利用現況図		
土地利用区分	田	
	畑	
	耕作放棄地	
	山林	
	水面	
	自然地	
	その他の自然地	
	住宅用地	
	商業用地	
	工業用地	
	農林漁業施設用地	
	公益施設用地	
	道路用地	
	交通施設用地	
	公共空地	
	その他の公的施設用地	
	その他の空地	
	その他の空地（太陽光発電施設）	
区域界	市街化区域界（用途地域界）	
	都市計画区域界	
	行政界	

図１－４－２　竜王地区　土地利用状況図

出典：都市計画基礎調査

è (/Ü +/Ü * • % Q ¤ Q & ÿ ¡ s è

ó g f ñ , ð ‰ ” î

バス路線は、市内及び隣接都市を結ぶ民間路線バス、また市内６路線（令和３年現在）で甲斐市民バスが運行されています。

民間バスは、竜王駅や敷島営業所を中心に甲府市や韮崎市を接続しており、市内では主要な幹線道路など東西方向を中心として運行されています。そのため、市内を南北に通過する路線や双葉地区における公共交通が脆弱な状況となっていたことから、市民バスでは主に南北の地区を連絡し合い、公共施設、病院や商業施設、鉄道駅等を結んだルートで運行しています。

図１－５－５　甲斐市民バス路線図

出典：甲斐市ウェブサイトより抜粋

（２）都市公園等

◇市内の主要な公園として都市公園が１８か所、市立公園が５か所、その他の公園が１か所配置されています。
◇供用されている公園面積は 68.10ha であり、人口（令和２年国勢調査）１人あたり約 9.0 ㎡程度となっています。

都市公園は、街区公園５か所、近隣公園７か所、地区公園２か所、総合公園２か所、運動公園２か所が指定されています。

都市公園以外の公園・緑地として、市立公園が５か所、その他公園が１か所配置されています。

主要な公園の供用面積は 68.10ha となります。人口（令和２年国勢調査）１人あたりの都市公園の面積は約 7.3 ㎡/人であり、都市公園法施行令、県で定める目標指針及び市都市公園条例において定められている、住民一人当たりの都市公園面積の標準 10.0 ㎡と比べ低くなっています。

表１－５－３　主要な公園緑地の概況

種 別		公園の名称	場 所	供用面積（ha）	供用開始（備考）
都市公園	街区公園	名取公園	竜王地区	0.24	昭和 57 年９月１日
		篠原街区１号公園	竜王地区	0.25	平成 12 年４月１日
		篠原街区２号公園	竜王地区	0.25	平成 12 年４月１日
		篠原街区３号公園	竜王地区	0.17	平成 12 年４月１日
		カルチャーパーク	敷島地区	0.66	平成９年３月 28 日
	近隣公園	竜王中部公園	竜王地区	0.96	昭和 50 年４月１日（平成 27 年都市計画変更:追加 0.43ha）
		竜王北部公園	竜王地区	0.94	昭和 53 年４月１日
		信玄堤公園	竜王地区	1.31	昭和 56 年４月１日
		竜王南部公園	竜王地区	1.50	昭和 60 年３月 31 日
		やはた公園	竜王地区	2.00	令和２年４月１日
		中下条公園	敷島地区	1.43	昭和 57 年３月 30 日
		島上条公園（志麻の里フレンドパーク）	敷島地区	2.30	平成 24 年４月１日
	地区公園	玉幡公園（kai･遊･パーク）	竜王地区	3.11	平成 18 年４月 29 日
		双葉水辺公園	双葉地区	4.25	平成 16 年７月 18 日
	総合公園	赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）	竜王地区	7.31	平成 12 年４月１日（平成７年都市計画決定面積：8.1ha）
		敷島総合公園	敷島地区	10.25	昭和 60 年３月 25 日
	運動公園	西八幡公園（釜無川スポーツ公園内）	竜王地区	(3.52)	平成５年４月１日
		釜無川スポーツ公園	竜王地区	18.00	昭和 46 年３月４日（平成 26 年度　県より一部委譲）
市立公園	境公園		敷島地区	0.10	平成９年８月 19 日
	響が丘中央公園		双葉地区	0.56	平成 11 年４月１日
	鳥ヶ池芝生公園		双葉地区	0.74	平成 15 年４月１日
	双葉スポーツ公園		双葉地区	7.82	昭和 49 年９月 30 日
	竜地公園		双葉地区	0.69	平成 26 年４月１日
その他	荒川河川公園		敷島地区	3.26	平成 11 年４月１日(山梨県と管理協定)
合 計		24 公園	―	68.10	―

出典：行政資料集

（３）下水道

◇市全域の下水道の整備率は、70.9%となっています。

市域では公共下水道の計画処理区域面積は 1,803ha、供用区域面積は 1,277.84ha となっており、整備率は 70.9%となっています。

竜王地区では中・南部地域の整備が進んでいますが、整備率は処理区域ベースで 70.93%となっています。

敷島地区では、南部地域の整備が進んでいますが、整備率は処理区域ベースで 76.03%となっています。

双葉地区では、西部地域の整備が進んでいますが、整備率は処理区域ベースで 66.65%となっています。

また、市域の下水道普及率は、約 77.3%となっています。

表１－５－４　公共下水道整備状況

区分	全体計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備率
竜王地区	915	649.20	70.9%
敷島地区	396	301.06	76.0%
双葉地区	492	327.58	66.7%
合計	1803	1,277.84	70.9%

出典：行政資料集
上下水道業務課
上下水道工務課

（4）文教厚生施設

◇都市計画区域内を網羅するように、文教厚生施設が所在しています。

本市の教育・保育施設、公民館、図書館、警察機関、病院は、都市計画区域内を網羅するように所在しており、一定の市民サービスが提供されています。

一方、北部の都市計画区域外の山間部については、公民館を除き文教厚生施設の所在がありません。

表１－５－５　文教厚生施設一覧

区分	名称
小学校	竜王小学校 玉幡小学校 竜王南小学校 竜王北小学校 竜王西小学校 竜王東小学校 敷島小学校 敷島北小学校 敷島南小学校 双葉東小学校 双葉西小学校
中学校	竜王中学校 玉幡中学校 竜王北中学校 敷島中学校 双葉中学校
高等学校	農林高等学校 日本航空高等学校
保育園	竜王北保育園 竜王東保育園 竜王西保育園 竜王中央保育園 敷島保育園 双葉西保育園 竜王大生園 玉川保育園 玉幡保育園 万才保育園 クローバー保育園 吉沢立正保育園 登美保育園 松島さくら保育園 げんきっこ双葉保育園
小規模保育事業	げんきっこ保育園 ひよこ保育園 しまの保育園 ふじざくら保育園

区分	名称
認定こども園	かおり幼稚園 あおばこども園 竜王あら川こども園 光学園 あおぞら保育園
幼稚園 （子ども子育て支援新制度適用）	双葉甲府幼稚園 富士幼稚園
幼稚園 （私学助成）	竜王幼稚園
公民館	竜王北部公民館 竜王中部公園セミナーハウス 竜王南部公民館 敷島総合文化会館 敷島公民館 清川地域ふれあい館 睦沢地域ふれあい館 吉沢地域ふれあい館 双葉ふれあい文化館 双葉公民館
図書館	竜王図書館 敷島図書館 双葉図書館
資料館	双葉歴史民俗資料館
警察機関	甲斐警察署 竜王交番 敷島北警察官駐在所 登美警察官駐在所
病院	赤坂台病院 三枝病院 竜王リハビリテーション病院 りほく病院

出典：行政資料集
子育て支援課
学校教育課

図１－５－６　文教厚生施設位置図

（５）防災関連施設

◇市内の指定避難所は、各地区の中学校や小学校などが 22 箇所指定、その他福祉避難所として 22 箇所、一次避難地が３箇所設定されています。

本市の指定避難所は、各地区の小中学校や公民館施設など、竜王地区に 10 箇所、敷島地区に８箇所、双葉地区に４箇所の計 22 箇所が設定されているほか、福祉避難所が 22 箇所、一次避難地が３箇所設定されています。

また、地区ごとに一時的に集合し、指定避難場所への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園・広場等の「集合地」があります。

表１－５－６　指定避難所一覧

地 区	種別（※）	名称	新型コロナウイルス感染症に対応した想定収容人数（人）
竜王地区	避難地・避難所	竜王北中学校	1,076
		竜王北小学校	622
		竜王小学校	656
		竜王東小学校	743
		竜王中学校	853
		玉幡小学校	627
		玉幡中学校	846
		竜王西小学校	578
		竜王南小学校	802
		竜王南部公民館	139
	福祉避難所	竜王保健福祉センター	－
		コスモス	－
		しあわせホーム竜王	－
		竜王リハビリテーション病院	－
		特別養護老人ホームあかさか	－
		特別養護老人ホームゆめみどり	－
		めぐみ荘	－
		山梨ライフケアホーム	－
		あやめの里	－
		フルリール甲斐	－
	一次避難地（防災公園）	竜王中部公園	－
		やはた公園	－
敷島地区	避難地・避難所	敷島北小学校	568
		敷島中学校	1,024
		敷島小学校	628
		敷島総合文化会館、敷島公民館	296
		敷島南小学校	641
		睦沢地域ふれあい館	51
		清川地域ふれあい館	35
		吉沢地域ふれあい館	48
	福祉避難所	敷島保健福祉センター	－
		敷島緑陽園	－
		サポートハウス Andante	－
		ワーキングスペース大地	－
		ぎんが工房	－
		敷島荘	－
		げんき甲斐	－
	一次避難地（防災公園）	島上条公園	－
双葉地区	避難地・避難所	双葉東小学校	691
		双葉中学校	824
		双葉西小学校	619
		双葉体育館	397
	福祉避難所	双葉保健福祉センター	－
		ワークハウスふたば	－
		フレンズ双葉	－
		りほく恵信ケアセンター	－
		老人保健施設ひかりの里	－

出典：防災危機管理課

N
清川地域ふれあい館
睦沢地域ふれあい館
吉沢地域ふれあい館
中央自動車道
フレンズ双葉
双葉体育館
老人保健施設
ひかりの里
双葉西小学校
双葉中学校
双葉東小学校
りほく恵信ケアセンター
双葉保健福祉センター
ワークハウスふたば
特別養護老人ホームあかざきが
山梨ライフケアホーム
コスモス
めぐみ荘
竜王北中学校
竜王北小学校
中部横断自動車道
ワーキングスペース大地
サポートハウスAndante
ぎんが工房
敷島緑陽園
敷島保健福祉センター
敷島北小学校
敷島荘
敷島総合文化会館
敷島公民館
島上条公園
敷島中学校
敷島小学校
双葉SA
双葉JCT
双葉IC
げんき甲斐
敷島南小学校
しあわせホーム竜王
竜王小学校
竜王東小学校
竜王中学校
あやめの里
竜王保健福祉センター
やはた公園
竜王リハビリテーション病院
フルリール甲斐
玉幡小学校
竜王中部公園
玉幡中学校
甲府昭和IC
竜王南小学校
竜王西小学校
竜王南部公民館
特別養護老人ホーム
ゆめみどり
指定避難所
福祉避難所
一次避難地
公園・緑地
緊急輸送道路
（第2次・第3次）
市境
都市計画区域界

図１－５－７　避難所位置図

１－６　都市資産の状況

（１）自然環境及び歴史・文化遺産

◇貴重な自然環境や文化遺産等が山間部に散在しています。
◇貴重な歴史・文化遺産が市全域に点在しています。
◇令和２年度、日本遺産に『甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先端技術へ～』が認定されました。

市内北部の山間部には、国指定特別名勝の「御嶽昇仙峡」、国指定重要文化財の「白輿」などを中心に名勝・天然記念物等に指定されている資産が散在しています。

江戸時代までは甲斐の国として歴史を経た地域であり、彫刻や建造物、史跡といった歴史遺産のほかに、神楽や祭典といった人々の生活に根ざした文化財が市内に点在しています。

表１－６－１　天然記念物・特別名勝・名勝

区 分		No.	名 称	区 分		No.	名 称
天然記念物	県指定	1	竜地の楊子梅(ヨウジウメ)	天然記念物	市指定	11	普禅院のカヤ
		2	上菅口のネズ			12	羅漢寺跡のカキ
		3	法久寺のコツブガヤ			13	如意寺のナシ
	市指定	4	ホッチ峠の饅頭石			14	竜王水
		5	亀沢の船石			15	西八幡のカエデ
		6	寺平のオニグルミ			16	西八幡のカキ
		7	上八幡のヒイラギ	特別名勝	国指定	17	御嶽昇仙峡
		8	法久寺のカシワ	名勝	市指定	18	獅子岩及び獅子滝
		9	妙善寺の榧(カヤ)			19	慈照寺庭園
		10	龍蔵院の無患子(ムクロジ)			20	妙善寺庭園

表１－６－２　歴史文化遺産

区 分		No.	名 称	区 分		No.	名 称
(有形文化財)彫刻	県指定	1	木造五百羅漢像	(有形文化財)建造物	国指定	1	光照寺薬師堂　附 厨子
		2	木造阿弥陀如来坐像		県指定	2	慈照寺山門
		3	木造釈迦三尊像			3	船形神社の石鳥居
	市指定	4	石造子安地蔵菩薩立像			4	慈照寺法堂
		5	木造摩利支天像・愛染明王像			5	天沢寺六地蔵幢
		6	木造十一面観音坐像			6	旧金桜神社石鳥居 附 旧材一括
		7	龍蔵院子安地蔵			7	天澤寺山門
		8	武田不動尊		市指定	8	峰観音堂
		9	木造阿弥陀如来坐像			9	松尾神社本殿
		10	木造地蔵菩薩半跏像			10	慈徳院五輪塔
		11	木造釈迦如来坐像及び五百羅漢像 附 五百羅漢勧化帳・山門建立勧化帳			11	正授院石幢
						12	三社神社石鳥居
(有形文化財)石造物	市指定	12	七観音石幢			13	袴腰天神本殿 附 棟札 ２枚
		13	石造六地蔵尊			14	神明神社本殿 附 棟札 ２枚
有形民俗文化財	県指定	1	上菅口の郷倉			15	三社神社本殿 附 棟札 ６枚
		2	下菅口の郷倉	美術工芸品	国指定	1	常説寺 白輿
	市指定	3	赤坂供養塔	(有形文化財)工芸品	市指定	2	梵鐘
		4	上福沢の道祖神場			3	妙善寺本堂厨子
		5	常照院　庚申塔	(有形文化財)考古資料	県指定	4	天狗沢瓦窯跡出土品
		6	くり抜き石枠井戸			5	銅造仏形坐像
		7	諏訪神社石棒			6	塔之越経塚出土経筒・銭貨等
無形民俗文化財	市指定	8	大久保の神楽		市指定	7	往生院板碑
		9	下福沢の道祖神祭			8	金の尾遺跡出土弥生土器壺棺
		10	竜王新町の庚申待 附 絹本著色青面金剛画像１幅	(有形文化財)絵画	市指定	9	絹本著色仏涅槃図 附 軸木・箱
						10	紙本著色　武田信玄画像
		11	金剛地金山神社祭典			11	紙本著色仏涅槃図
		12	伊豆ノ宮大権現湯立祭	(有形文化財)書跡・典籍	県指定	12	慈照寺文書
（記念物）史跡	県指定	1	天狗沢瓦窯跡			13	保坂家文書
		2	中秣塚古墳			14	山県大弐自筆著書並墨書
		3	安倍加賀守の墓			15	旧巨摩郡北山筋山中十二箇村共有文書･箱･袱紗
		4	勝山の古戦場	(有形文化財)古文書	市指定	16	天沢寺文書
		5	滝坂の往生塚			17	中島家旧蔵文書
		6	大塚古墳	(有形文化財)歴史資料	県指定	18	八王子神祈願図絵馬
		7	両墓制跡		市指定	19	飯田河原合戦供養板碑
		8	一橋陣屋跡			20	旧竜王河原宿石橋
		9	用水隧道開削碑			21	亀沢地蔵板碑
		10	山県大弐の墓			22	信玄堤絵図
		11	狐塚２号墳			23	長光寺月待供養板碑
		12	野村宗貞の墓			24	諏訪神社棟札
		13	回看塚			25	三社明神旗
		14	狐塚１号墳	国登録有形文化財			
		15	古社水神宮	建造物		1	山縣神社本殿
		16	黄梅院跡			2	山縣神社拝殿
		17	諏訪大神社境内の登り窯跡			3	山縣神社手水屋
		18	有泉橋斎翁墓及び句碑三基			4	山縣神社鳥居

出典：生涯学習文化課

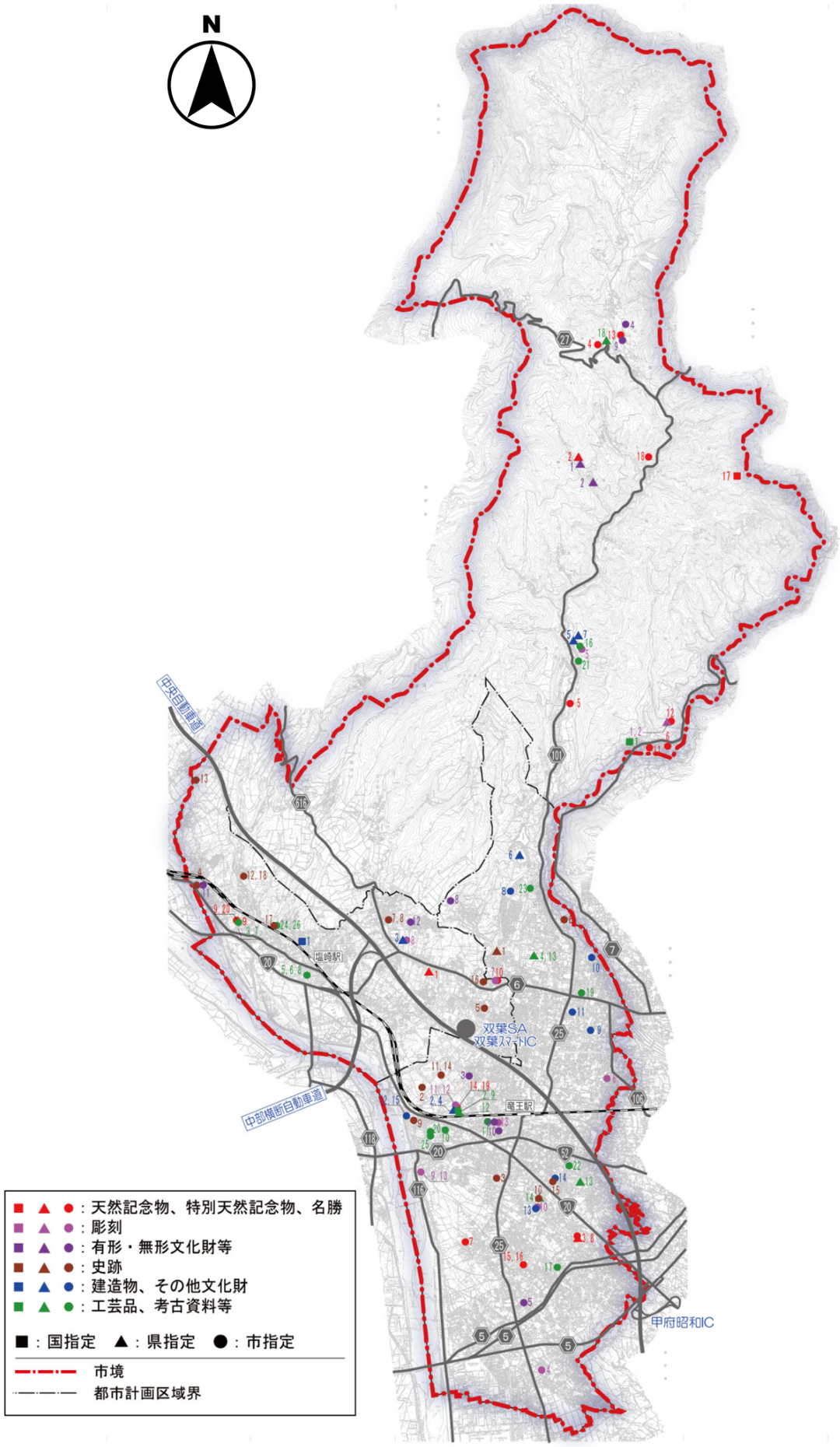

図１－６－１　都市資産位置図

（2）主な観光・レクリエーション資源、景観資源

◇北部に広がる丘陵・山岳地域は「秩父多摩甲斐国立公園」に指定され、豊かな自然環境が広がっています。
◇公園、史跡、温浴施設、特産品など様々な観光資源が市全域に散在し、市街地には史跡・文化、北部山間地域には自然環境を活かした観光資源が多く位置しており、中間部には地域の特産品や農産物を活かした観光資源が位置しています。
◇市内からは富士山や八ヶ岳などの雄大な景色が眺望できます。

市街地においては、「信玄堤」「山縣神社」など史跡・文化財や各種温浴施設や「歴史民俗資料館」といった観光資源が点在しています。

また、北部山間地域には、「御嶽昇仙峡」などの渓流美や四季折々の自然環境を楽しめるトレッキングルートや自然観察路、オートキャンプ場やゴルフ場、「甲斐敷島梅の里クラインガルテン」など自然や農園を活用した観光資源が多く立地しています。

これらを結ぶ中間部では、ワイナリー施設や地元農産物の直売所をはじめとした農産物系の観光資源が立地しています。

特産物としては、「やはたいも」、「甲州ワインビーフ」、「赤坂とまと」、桑の実を利用したジャムやお茶などがあります。

「シャトレーゼベルフォーレワイナリー」の展望ハウス

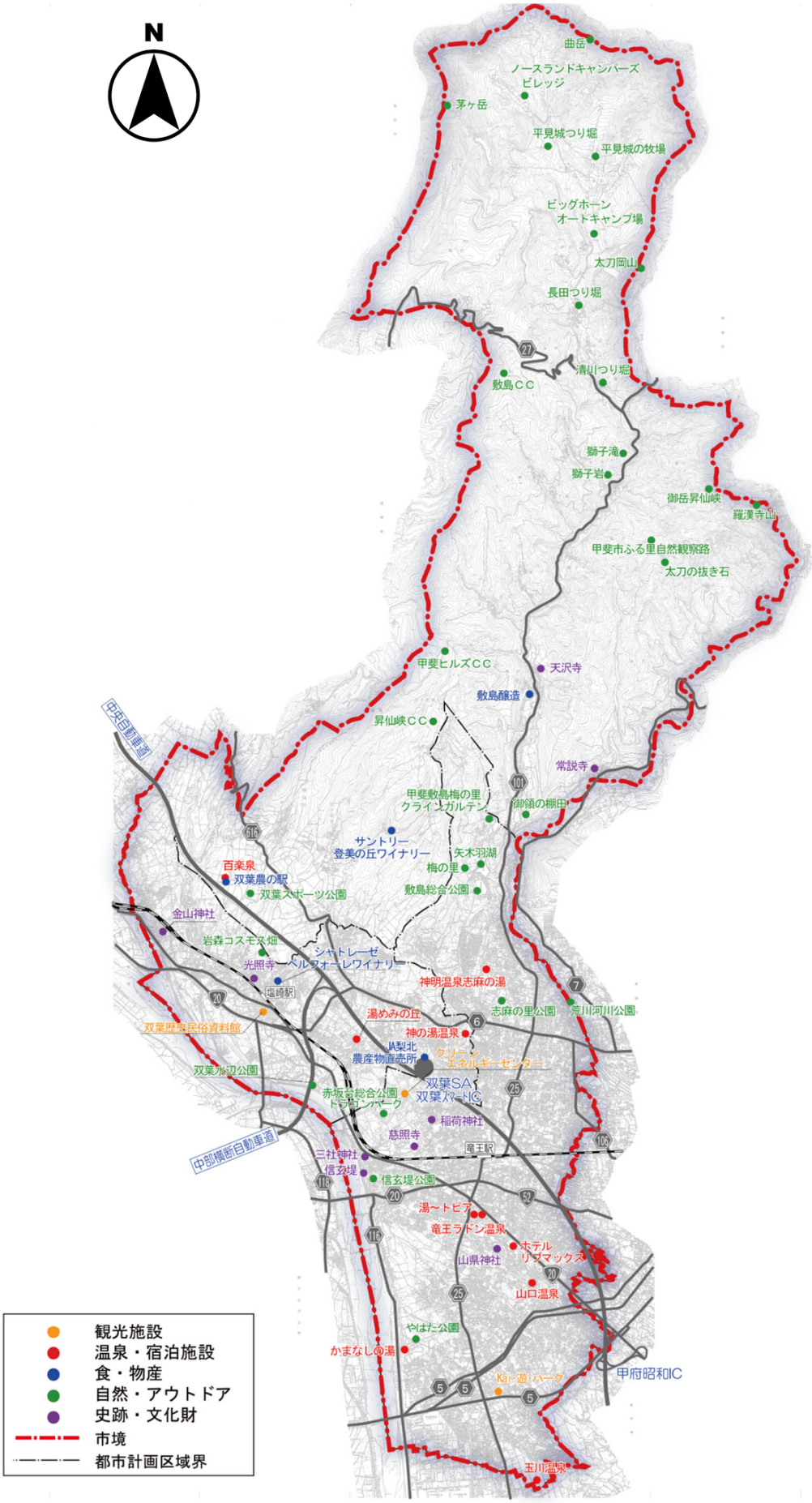

図１－６－２　主な観光・レクリエーション資源、景観資源 位置図

２　上位計画

２－１　上位計画の概要

（１）第２次甲斐市総合計画後期基本計画（令和２年３月）

「第２次甲斐市総合計画」は、社会経済情勢の変化などを見据えた、市の望ましい将来像と市政推進の取り組みを示しており、市の様々な計画に関する最上位計画です。

政策分野ごとに今後の施策の方向となる基本計画では、今後予想される人口減少対策に特化した重点的プロジェクトとして、「甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要や基本目標・取り組みについて「総合戦略プロジェクト」としてまとめています。

なお、前期基本計画の目標年度は令和元年度、後期基本計画は「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進するために、目標年度を令和６年度とし、新たに各政策にＳＤＧｓの目標を位置づけています。

【市の将来像】　『緑と活力あふれる生活快適都市』

第２次甲斐市総合計画では、将来像の実現に向け、５つの基本目標を定めています。

目標１：まちづくりは人づくり 生涯にわたる学びのまち（教育・文化）
目標２：健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち（福祉・健康）
目標３：美しい景観と快適で安全な都市機能を築くまち（都市・建築・交通・防災）
目標４：自然と生活が調和した環境を築くまち（環境）
目標５：交流と協働による未来を拓く活力のあふれるまち（産業・行政）

このうち、目標３、目標４、目標５で定める基本方針は、特に、都市・社会生活、地域経済、地域資源、まちづくり、都市機能、安全で快適なまちづくり、環境に優しい都市づくりに大きく関わっています。

【まちづくりの政策及び施策の方向】

基本目標１：まちづくりは人づくり 生涯にわたる学びのまち（教育・文化）

１）心豊かにたくましく、共に生きる甲斐っ子づくり

①確かな学力の育成　②豊かな心の育成　③健やかな体の育成　④地域や社会で活躍する人材の育成
⑤キャリア教育の推進　⑥家庭・地域の教育力の向上　⑦家庭・地域・学校の連携・協働の推進

２）人生を豊かにする学びとスポーツの環境づくり

①生涯学び、活動できる環境の整備充実　②青少年健全育成の推進　③文化芸術に親しむ機会の充実
④歴史遺産の保存と活用及び継承　⑤スポーツ事業と活動機会の充実　⑥スポーツ参画体制の整備
⑦スポーツ施設の整備充実　⑧図書館サービスの充実　⑨図書館事業の多面的推進
⑩子ども読書活動の推進

３）だれもが安心して学べる教育環境づくり

①学校における働き方改革の推進　②魅力ある学校を支える指導体制の充実
③安全・安心で質の高い教育環境の整備　④すべての子どもの学習機会の支援
⑤多様性を包み込む教育の推進

基本目標２：健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち（福祉・健康）

１）地域福祉の充実

①地域福祉の推進　②障がい者福祉の推進　③生活保障・自立支援の推進
④新）自殺防止対策の推進

２）切れ目ない子ども・子育て支援の充実

①甲斐市版ネウボラの推進　②地域社会での子ども・子育ての充実　③子育て家庭に向けた支援
④保育園・幼稚園等の充実　⑤幼児教育の推進

３）高齢者保健福祉の充実

①高齢者保健福祉の推進　②介護保険事業の充実　③新）地域包括支援センターの機能と体制の充実

４）健康づくり・医療の充実

①健康づくりの推進　②医療体制の充実　③国民健康保険事業の適正な運営

基本目標３：美しい景観と快適で安全な都市機能を築くまち（都市・建設・交通・防災）

１）良好な景観と市街地の形成

①景観まちづくりの推進　②コンパクトシティの形成　③適正な土地利用と拠点地域の整備
④緑化の推進

２）快適な住環境の整備

①公園の整備　②公営住宅の整備　③新）空き家への対策　④上水道の経営・整備
⑤下水道の経営・整備

３）道路・交通環境の整備

①幹線道路の整備促進　②生活道路の整備　③歩行環境の整備　④公共交通機関の利用促進

４）安心安全なまちづくりの推進

①防災・減災対策の推進　②防犯体制の充実　③交通安全対策の推進　④治山・治水
⑤農林業施設の防災・減災の推進

基本目標４：自然と生活が調和した環境を築くまち（環境）

１）自然環境と生活環境の保全

①自然保護・自然環境の保全　②水環境の保全　③公害の防止　④環境美化活動の推進
⑤環境情報の提供と共有

２）循環型社会の形成

①廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進　②広域ごみ・し尿処理施設の整備　③循環型社会の確立

３）再生可能エネルギーの推進と地球環境保全

①再生可能エネルギーの利用促進　②バイオマスの活用推進　③地球温暖化の防止

基本目標５：交流と協働による未来を拓く活力のあふれるまち（産業・行政）

１）魅力ある農林業の振興

①農林業の担い手養成　②農地利用の促進　③農林業基盤整備の推進　④都市農村交流の推進
⑤鳥獣被害対策の推進

２）特色ある地域産業の振興

①観光産業の振興　②商工業・サービス業の振興　③創業・起業支援の充実　④既存産業の経営革新等の支援
⑤産業間・産学官連携の推進　⑥企業誘致の推進　⑦地域ブランド戦略の確立　⑧新）地方創生人材の育成・活用

３）交流と定住促進による新たな活力づくり

①首都圏に向けた魅力情報の発信　②移住定住の推進　③新）関係人口の創出・拡大
④国際交流と多文化共生社会の実現　⑤全市的イベントの開催

４）協働のまちづくりの推進

①広聴・広報の充実　②情報公開の充実　③市民参加及び協働の推進　④地域コミュニティ活動の促進
⑤男女共同参画社会の推進　⑥新）ＳＤＧｓの普及促進

５）創造的な行政運営の推進

①窓口対応サービスの向上　②相談体制の充実　③庁舎整備の推進　④情報化の推進
⑤住民基礎情報の適正管理　⑥地域経営体制の充実　⑦議会運営の支援

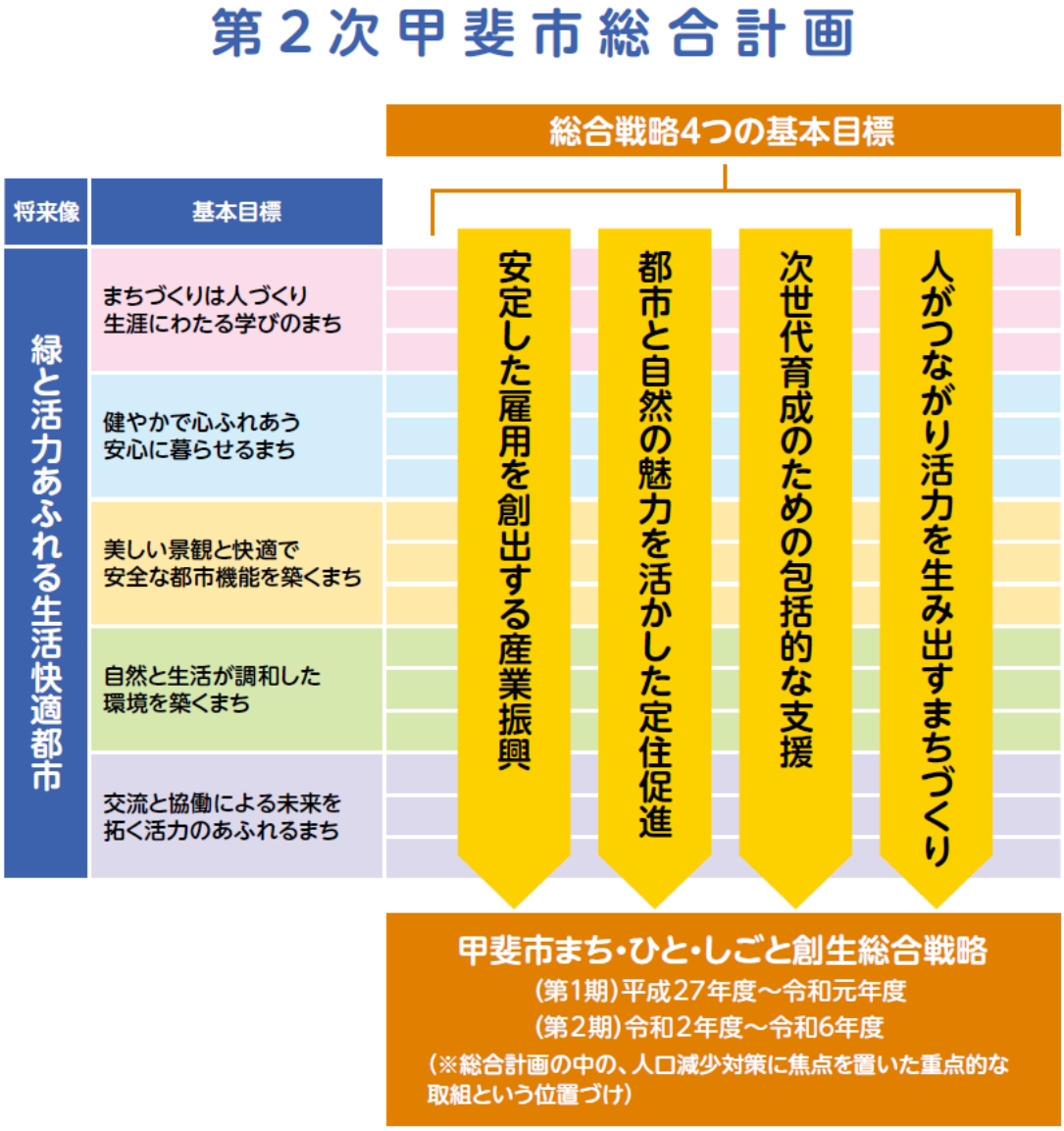

（2）第2期 甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

本市では、平成 27 年 10 月に、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月策定）の趣旨に基づき、「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定しています（令和元年度改訂）。この総合戦略は、「第２次甲斐市総合計画」の中の人口減少対策に特化した重点的プロジェクトという位置づけで策定されており、横ばい傾向にある本市の人口が将来的には減少が進んでいくとの推測に対して、地域経済縮小の克服を目指した具体的な施策をまとめています。

第２期計画期間は、後期基本計画との統一・整合性を保ちながら、令和２年度から令和６年度の５か年としています。

また、第１期総合戦略で一定の成果を上げつつも、課題として「積極的な働く場所の確保」、「移住定住のさらなる取組」、「子育て環境のさらなる充実」、「関係人口の創出・拡大」、「地方創生人材の育成」の事項が挙げられています。

【まちづくりの施策、戦略的・重点的な取り組み】（◆ …第２期における新規取組）

基本目標１：安定した雇用を創出する産業振興

１）地域経済振興戦略の企画

・比較的中南部にまとまっている住宅地、市内に点在している工業団地や中小事業所、北部地域の自然環境が作り出す観光資源を生かしながら、良質な産業振興と雇用創出、人口還流の加速による地域の活性化の好循環を生み出す

◇総合戦略推進体制の整備　　◆総合戦略推進のための専門調査の実施
◆市民参加による計画策定の実施　　◆「立地適正化計画」の策定

２）地域産業イノベーションの推進

・本市における新たな産業振興に向けた企業誘致や創業支援による雇用環境の多様化
・潜在的な林業・木材産業において木質バイオマス活用の展開と有機的な連携、新規就農者への支援、６次産業化の推進、農業における耕作放棄地の有効利用
・工場用地等の情報提供などにより製造業等の産業支援を推進

◇バイオマス産業都市構想　　◇バイオマス活用による新たな農業の展開
◇創業者の支援　　◇林道（橋梁含む）の整備
◆白ネギの特産化（双葉地区の遊休地化している一団の農地について意向調査実施）
◆「やはたいも」の地理的表示（ＧＩ）保護制度におけるＧＩ登録の推進
◆地域おこし協力隊制度を活用した農業政策　　◆企業誘致の推進

３）地域資源の再発見と販路拡大支援

・地域資源・特産品などの国内外への新たな販路開拓の展開を図り、市内中小業者の活性化や雇用の拡大を推進

◇ふるさと物産販路拡大支援事業　　◇地域ブランドの確立
◇ふるさと応援寄附金事業（地域経済活性化、関係人口の創出・拡大）
◇地域資源・特産品ツアーの実施
◆小規模事業者持続化補助金の創設（販路拡大、経営強化、設備更新等）

4）地方創生を担う人材・組織の育成

・産業や地域を担う人材が高齢化し、従来のような産業活動、地域活動が難しくなることが危惧されることから、地方創生を担う人材を発掘、育成していくことが必要

◆高校生を対象とした地方創生を担う人材育成　　◆ボランティア人材の育成
◆甲斐市政策研究所と県内大学との連携による人材育成

基本目標２：都市と自然の魅力を活かした定住促進

1）東京圏からの人口流入の創出

・直接東京圏に向けて居住環境の魅力を積極的に情報発信し、知名度を高め、東京圏からの移住定住の促進に取り組む

・市内にある文化資源等を活用し、市外の人にとっても魅力あるまちとして認知されるよう、文化芸術の振興及び活動を支援

◇住む、仕事、医療など情報を横断的に把握したポータルサイトの構築、空き家調査
◇Ｕ・Ｉ・Ｊターンによる起業・就業者創出を目的とした政策パッケージの実施、移住定住促進窓口、魅力情報発信拠点の設置、市特産品の販路拡大支援（マルシェへの出展）
◇クラインガルテンと連携した新規就農支援（関係人口の創出・拡大策、資金供給）
◆移住支援事業補助金の創設　　◆観光協会設立の調査・検討
◆インバウンド観光客に対応した案内の充実　　◆空き家の活用促進
◆歴史遺産の保存と活用の推進　　◆棚田の景観や文化の保存
◆歴史遺産情報発信拠点施設の整備
◆山梨県緑化センター跡地の活用

2）若年層の定着とＵ・Ｉターン促進

・本市出身者を対象とした大学卒業後の市内へのＵターン促進

・公共職業安定所とも連携し、若年層が本市に留まることを促す支援の実施

・地域おこし協力隊を活用した定住促進の取組を実施

◇地域おこし協力隊を活用した新規就農支援などの農業政策
◆東京圏への就業情報提供　　◆地域おこし協力隊の定着支援（起業支援）

3）関係人口の創出・拡大

・移住や定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」に着目し、本市と継続的に関係を持ちつつ、将来的に地域産業や地域活動の担い手となる関係人口の創出・拡大に向けた取組を推進

◆クラインガルテンの活用（農業体験やイベント開催、利用者と地元の人との交流）
◆地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）　　◆関係案内人、案内所の充実
◆関係人口創出ツアーの開催

基本目標３：次世代育成のための包括的な支援

1）結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

・様々な子育てニーズに対応し、子育て家庭が安心して子育てできる各種支援の充実

◇甲斐市版ネウボラ推進プロジェクトのワンストップ拠点として「甲斐市子育て世代包括支援センター」の立ち上げ、市・大学・個人病院の連携体制の確立
◇子育てひろばの運営

2）多様なニーズに応じた教育の充実

・子どもの教育環境が充実していなければ、転出の要因になることが考えられるため、子どもたちそれぞれの多様な教育ニーズに対応

・学習機会に差がつかないような取組推進、基礎学力の定着やキャリア教育の推進

◇甲斐っ子応援教室として学習支援の推進

◆地域と一体となった図書館の運営

3）地域と連携した子育て支援の充実

・都市化や核家族化の影響により地域コミュニティの関係性は減っているが、子どもたちの育成に地域が関与し、適切な地域とのつながりを形成できる施策を推進

◇地域活動への子どもの参加促進

◇地域ボランティアなど「学校応援団」の学校運営への参加

◇週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

基本目標４：人がつながり活力を生み出すまちづくり

1）既存公共資源を利用したまちづくりマネジメント支援

・甲斐敷島梅の里クラインガルテン周辺地域、西八幡地区メディカルタウン周辺地域の各エリアの開発をさらに効果的にするために、周辺の公共施設や公有地の調査及び利用調査を行い、有機的な資源配置を計画

◇既存ストック活用まちづくりマネジメント支援事業

◇既存公共資源の有効活用のための関連計画策定（山梨県緑化センター跡地活用事業）

◇公用バスの運行　　◇市民温泉による健康増進と交流推進

◇都市公園・市立公園の整備・維持

◆Ｓｏｃｉｅｔｙ5.0 実現に向けた未来技術の活用「小型無人機（ドローン）を活用した情報収集」

2）相互扶助による助け合いのまちづくりの推進

・住民の相互扶助と、生活困難者の社会参加等への支援を推進

・男女共同参画社会の実現やイベント、健康づくりなど、住民同士が平等に協働して活動できる社会環境の整備

◇甲斐市パーソナルサポートセンター事業　　◇地域住民による環境美化活動の支援

◇緑化推進事業の推進

◆ラジオ体操普及による健康なまちづくりの推進

◆多文化共生の地域づくり推進

◆コミュニティ運営へのＩＣＴ技術等導入の検討

3）協働による災害に強いまちづくりの推進

・災害時の情報周知のためのシステムの整備や、自主防災組織の結成・連携の促進などハード面からソフト面まで含めた住民同士が協力できる体制づくりを支援

◇地域連携推進事業、防災メール配信システム導入事業

◇防災士の養成

◇災害対策整備事業の推進

◇自主防災組織の結成促進、連携促進

◆自主防災組織が策定する地区防災計画への支援

（３）山梨県都市計画マスタープラン（令和２年 10 月）

「山梨県都市計画マスタープラン」は、計画期間の 10 年が経過し、人口減少・超高齢化社会の進展や、厳しい財政的制約、頻発・激甚化する自然災害の発生など、社会経済情勢の変化に対応した新たな都市計画の基本方針を改定しました。

本市は、甲府都市計画区域および韮崎都市計画区域を含む「中西部・南部広域圏域」に位置づけられ、目指すべき県土構造では、甲府昭和インターチェンジ周辺、竜王駅周辺が都市機能補完地区に位置づけられています。

なお、計画の目標年次は策定年度の令和２年度からおおむね 10 年間の令和 12 年としています。

【中西部・南部広域圏域の都市づくりの基本理念と方向性】

『恵まれた自然や都市機能の集約を活かした様々な交流と農業や自然と調和した快適で潤いのある暮らしが育まれる広域圏域』

■魅力的な多自然居住地域の創造

広域拠点の周辺地域では、都市圏域の自立を支え、牽引する拠点としての地域拠点や身近な生活に密着した活動を支える拠点としての地区拠点の整備を進めるとともに、農地や自然と調和を図りながらゆとりある居住環境の実現を目指す。

■自然、歴史文化、特産物などを活用した交流促進と地域振興

南アルプス、八ヶ岳南麓等の恵まれた自然、武田神社等の歴史文化、ワイン等の特産物などの多様な観光資源と中部横断自動車道などの高速交通機能を活用した交流の促進と地域振興を図る。

■地震災害や風水害などに配慮した安全・安心な都市空間の実現

防災機能を有する森林や農地の保全及び安全な市街地の整備等を進めるとともに、被災時に周辺都県間の相互応援に必要な機能を有する防災拠点や交通情報ネットワークの整備により安全、安心な都市空間の実現を目指す。

〈目指すべき都市構造：都市機能補完地区〉

現状として拠点を補完する役割を果たしている又は役割を果たすことが予定されている地区であり、当面、他の拠点に不足する広域的な都市機能を補完する。

・甲府昭和インターチェンジ周辺
・竜王駅周辺

【目指すべき県土構造実現のための方針】

■都市計画区域の再編の方針

・甲府盆地７都市計画区域の一体化
・行政区域と都市計画区域の不整合の解消

■区域区分（線引き・非線引き）の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

・甲府都市計画区域

「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」に向け、人口や都市機能の拡散を抑制するとともに、市街地外の優良農地や優れた自然環境を有する土地を適切に保全していくため、区域区分を設定し、開発圧力を市街地内に適切に誘導。

・韮崎都市計画区域

区域区分以外の都市計画制度の適用については、甲府盆地一体の都市形成を考慮した秩序ある土地利用のために、市街化調整区域と白地地域との規制格差の是正、行政区域と都市計画区域の不整合の解消等も視野に、市が広域的な視点から連携して「立地適正化計画」の作成に取り組んでいく必要がある。

■都市計画区域外における土地利用コントロールの方針

土地利用コントロール検討区域：甲斐市北西部を中心とした甲斐市、韮崎市の一部

項目	概況
地形	平坦地や緩やかな傾斜地が多い
人口	都市計画区域に隣接する地域で人口密度の高い地域があり、人口増加している地域もみられる
規制	土地利用規制の緩い地域（農振白地地域等）も分布
開発状況	開発は行われているが、規模は比較的小さい 住宅と水田による土地利用の混在がみられる
計画・その他	新山梨環状道路が事業中で、インターチェンジが設置予定

【土地利用コントロール検討の考え方】
小規模な開発等による土地利用のさらなる混在防止、また、新たな交通基盤整備による将来の土地利用の変化に対する適切な対応が必要である。

【位置図】

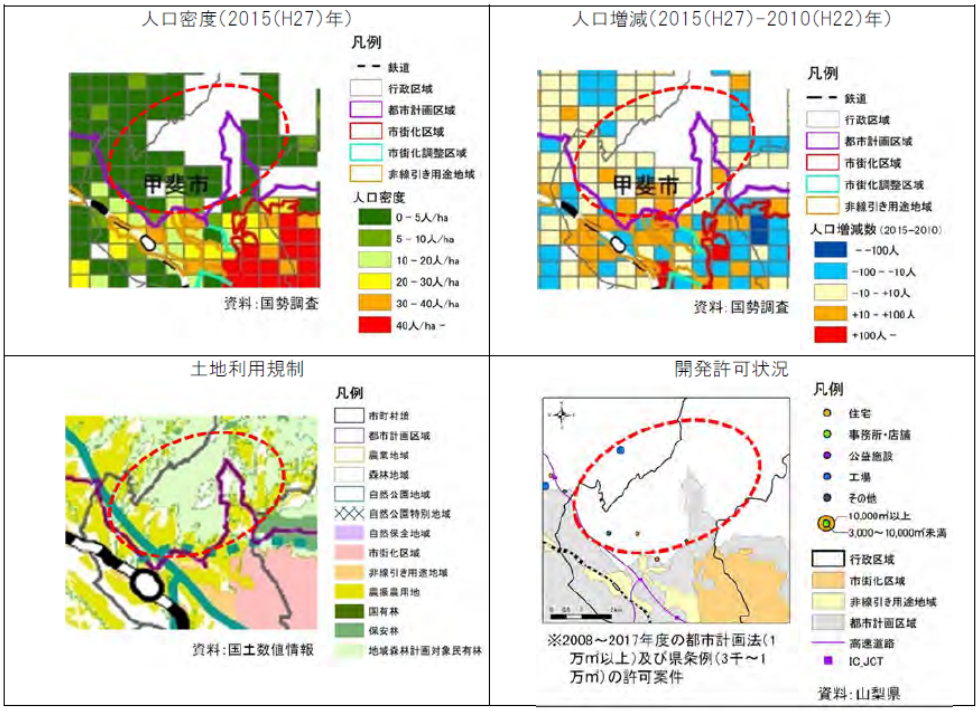

■主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全等について定められている。

２－２　上位計画のまとめ

「山梨県都市計画マスタープラン」を含め、「第２次甲斐市総合計画」のまちづくりの基本方針に基づく施策、「甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標と施策の展開を分類整理すると以下のとおりとなります。

土地利用	■適正な土地利用と拠点地域の整備 ■公営住宅の整備
道路・交通体系	■幹線道路の整備促進 ■生活道路の整備 ■歩行環境の整備 ■公共交通機関の利用促進 ■交通安全対策の推進
公園・緑地	■緑化の推進 ■都市公園・市立公園の整備・維持
下水道・河川	■上水道・下水道の整備
都市防災関連施設等	■防災・減災対策の推進 ■治山・治水 ■地域連携推進事業（災害時の情報周知システムの整備） ■自主防災組織の結成・連携の促進
厚生施設等 健康・福祉 教育	■医療体制の充実 ■広域ごみ・し尿処理施設の充実 ■スポーツ施設の整備充実 ■保育園・幼稚園等の充実、子育て支援拠点事業の充実
都市景観	■景観まちづくりの推進
自然環境 歴史・文化資産	■文化財の保存と継承 ■自然保護・自然環境の保全 ■水環境の保全
産業振興・活性化 雇用創出	■バイオマスの活用推進 ■農地利用の促進 ■農林業基盤整備の推進 ■企業誘致の推進
交流・定住	■移住定住の推進 ■新規就農支援（「甲斐敷島梅の里クラインガルテン」との連携） ■関係人口の創出・拡大
都市機能 社会・市民生活	■コンパクトシティの形成 ■循環型社会の確立 ■既存ストック活用まちづくり支援 ■廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ■相互扶助、協働のまちづくりの推進

3　市民ワークショップ

3－1　市民ワークショップの概要

本計画の見直しにあたって、都市計画やまちづくりなどに関する市民のご意見を直接的にうかがうとともに、幅広い世代からなる市民の交流を図っていただき、協働によるまちづくりを進めることを目的に、市民ワークショップを開催しました。

市民ワークショップの概要は以下のとおりです。

《市民ワークショップの概要》

名　称：　「甲斐市都市計画マスタープラン」見直しに伴う市民ワークショップ
テーマ：　『ゼロ・カーボンシティ』を目指した『まちづくり』の実現
開催日時：　（第１回）令和３年 10 月 10 日（日）　午後１時 30 分～４時 30 分
　　（第２回）令和３年 10 月 17 日（日）　午後１時 30 分～４時 30 分
会　場：　竜王北部公民館ホール
参加者：　18 人
　・各種団体推薦（自治会連合会、女性団体連絡会、商工会）
　・県立農林高等学校生徒
　・一般公募

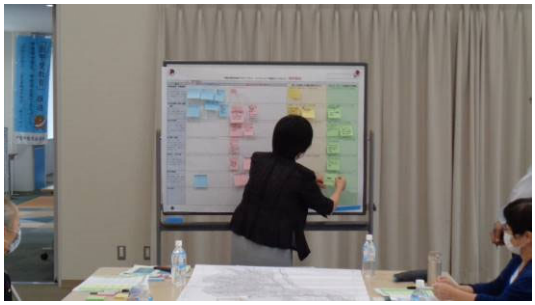

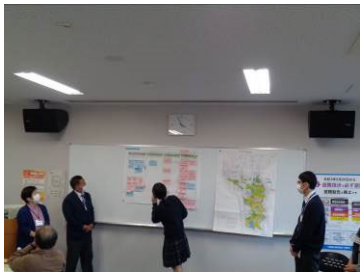

「甲斐市都市計画マスタープラン」見直しに伴う

市民ワークショップ 概要説明

令和３年10月10日

甲斐市都市建設部都市計画課

1

1．市民ワークショップの概要

●甲斐市のまちづくりの現状や課題などについて、普段、感じていること、思っていることなどをお聞かせください。

●甲斐市が将来、どのような都市になったら良いかを考え、そのために、どのような取組みを行っていけば良いかをご提案してください。

●甲斐市では、今後「脱炭素のまちづくり（ゼロカーボンシティ」を掲げ、環境にやさしいまちづくりを進めていきます。
ご提案いただいた、まちづくりの取組みの中から、地球温暖化対策など、環境に優しい取組みについても意見交換をして頂き、ご提案してください。

2

1．市民ワークショップの概要

●皆さまから頂いたご意見やご提案は、現在進めています「甲斐市都市計画マスタープラン」の見直し検討の参考意見として活用します。
●必要に応じて、新しい計画に反映していきます。

●都市計画・まちづくりの分野以外のご意見など、計画の見直しに反映できなかったご意見については、担当する所管部署へそれぞれのご意見をお伝えします。

3

2．スケジュール

第１回 10月10日(日)
（13：30～16：30）

○概要説明
○グループメンバーの紹介
○グループワーク
・甲斐市の良いところ、悪いところ
・新たな取組み
・ゼロカーボンへの取組み

第２回 10月17日(日)
（13：30～16：30）

○前回までの振り返り
○グループワーク
・前回に引き続き、意見交換
・成果のとりまとめ
○成果発表

4

3-1．ワークショップの進め方（第1回）10/10（日）13:30～16:30

◆進行役（ファシリテータ）は、スタッフが行います。
◆第1～２回を通して、グループワークは同じメンバーで行います。

①自己紹介
・まず、同じグループの方々と自己紹介を行います。
・お名前、所属・仕事、お住いの地区、参加のきっかけなどを簡潔にお話ください。

②シンキングタイム（意見を考える時間）
・「意見のとりまとめ（土地利用、都市施設、都市環境）」をご覧になり、「良いところ」「悪いところ」「新たな取組みの提案」「ゼロカーボンへの取組みの提案」について、初日はざっと思いつく意見をお考えください。
・お考えがまとまらない場合には、「キーワード」や「記入例」も参考にしてください。専門的な用語など、わからないことはファシリテータがご説明します。

5

3-1．ワークショップの進め方（第1回）10/10（日）13:30～16:30

③意見の記入
・思いついたことは、お手元の付せんにお書きください。
・すべての項目が埋まらなくても構いません。
・付せんには色分けがあります。区分してお書きください。

「良いところ」	「悪いところ」	「新たな取組み」	「ゼロカーボン」への取組み
青色の付せんにお書きください	赤色の付せんにお書きください	黄色の付せんにお書きください	緑の付せんにお書きください

・具体的な地区や施設に関するご意見には、なるべく名称もご記入ください。

6

3-1．ワークショップの進め方（第1回）10/10（日）13:30～16:30

④意見の発言
・付せんにお書き頂いた意見について、１人ずつ順に発言していただきます。
・発言をしながら、付せんをテーブル上の大判シートの所定の枠に置いていきます。
・一巡したあとに、補足意見や新たな意見をうかがいます。ファシリテータの進行にしたがって、意見交換を進めてください。

⑤終了
・時間がきましたら、グループワークを終了してください。

7

3-2．ワークショップの進め方（第2回）10/17（日）13：30～16:30

①振り返り
・前回のワークショップの意見とりまとめを簡単に確認します。

②意見交換（意見のブラッシュアップ・とりまとめ）
・以下、前回の「意見のとりまとめ」をご覧になり、土地利用、都市施設、都市環境の各分野ごとに詳細に内容を補足するための意見交換（発言、記入）を行います。
・十分に意見が出なかった項目や、新たに思いついた提案などを付せんに書いて補足・追加し、成果をブラッシュアップさせていきます。
・特に、「新たな取組みの提案」や「ゼロカーボンを目指した取組み」について、「誰が」「どのように」取組み、「どんな効果があるか」などを意見交換し、補足・追加してまとめてください。

・15時までに、意見交換を終了してください。

8

3-2．ワークショップの進め方（第2回）10/17（日）13：30～16:30

③成果のまとめ・発表準備（15時～15時20分）
・成果をまとめ、発表の準備に入ります。
・各グループで発表者を決めてください。
（自薦・他薦・誕生日の早い順、ジャンケンなど・・・）
・発表者を中心に、発表のポイントなどを確認します。
・特に場所を示したい意見は、「地図」に付せんを移動させるなど、工夫を凝らしてみてください。

④成果の発表（15時30分～16時15分）
・15時30分より、成果の発表を始めます。
・1グループ10～15分程度の持ち時間で、グループごとに発表を行います。（計3グループの発表）
・「意見のとりまとめ」や「地図」を貼り出します。
これらを使いながら、発表を進めていきます。

9

3-2．ワークショップの進め方（第2回）10/17（日）13：30～16:30

（16時15分～16時30分）

⑤総括、振り返り、講評・感想など
・発表後の総括やワークショップの振り返り、成果発表の講評や感想などを行います。

・16時30分に閉会を予定しています。

10

4．ワークショップを進める上でのお願い

①限られた時間で，みんなが発言できるように、発言時間が長くなりすぎないようにしましょう。

②テーマから逸れないように気をつけましょう。

③自分と違う意見も尊重し、他のメンバーの意見を否定することは避けましょう。

④感情的・否定的な発言は控え、意見交換を前に進めていきましょう。

⑤携帯電話・スマートフォンの音は出ないようお願いします。
また、開催時のSNSへの投稿等はご遠慮ください。

11

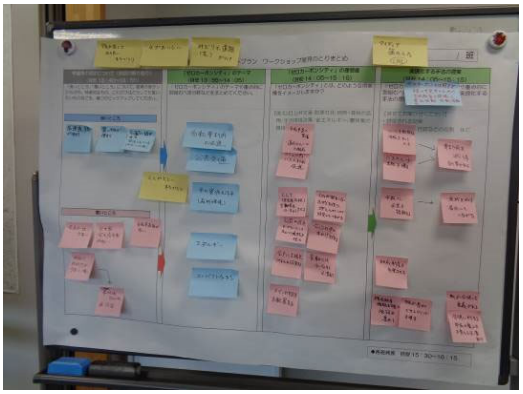

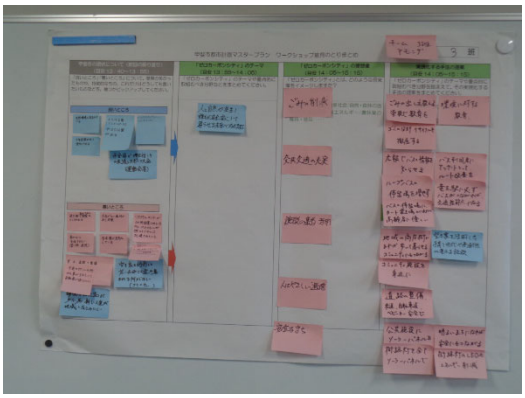

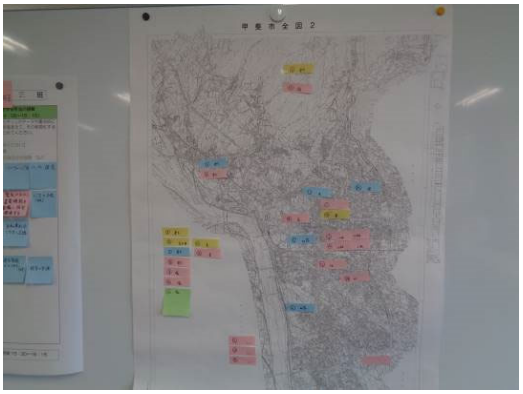

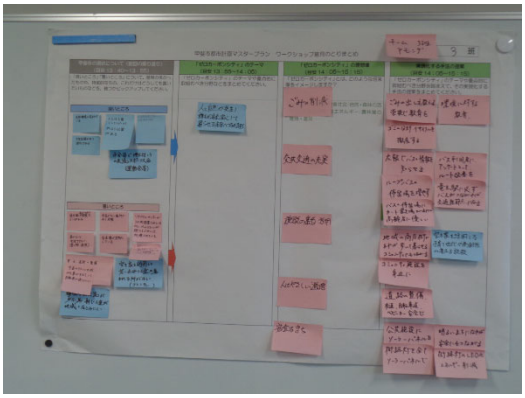

３－２　成果のまとめ

①土地利用

【１班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
①住宅地（市街地）	1）竜王４区は比較的古くからお住いの方が多いので、近所との交流が多い。 2）夜間の照明が多く、安心して住める。	1）ここ数年の間に空き家が増えている。 2）住宅地に街灯が少ない。 3）照明が多く明るい分、夜間に子ども達が集まりやすい。 4）敷島・大栄地区は大雨の時に水害がある。元々は畑だったところが開発されている。 5）高齢化が進み、高齢者の１人暮らしも多い。	1）下水道の整備が必要である。	1）可能であれば、全戸に太陽光エネルギーの設備を置く。 2）電気自動車、水素自動車を推進する。 3）生ゴミのひとしぼり運動を普及させる。 4）各家庭に太陽光発電を設置して電力を補う。そのために補助金を出してほしい。
②住宅地（集落地）	1）静かな旧部落に住んでおり、災害も無く、買い物先も病院もあり、住みやすい。２世帯で住んでいる人も多い。 2）地元組織がまとまっているので、相互の意見合意がある。			
③商業地	1）敷島地区に大型ショッピングセンターできた。飲食チェーン店の進出がある。 2）竜王駅周辺は青い照明や茶色のフェンス等で景観が良い。 3）西八幡にショッピングセンターが増えている。 4）下今井には大型店、スーパー、コンビニがあり、買い物に便利である。	1）空き店舗が多くボロボロになっており、街が汚く見える。 2）大型店やスーパーがある一方で、小売店舗が少なくなってしまった。	1）市内に商店街がないので、農産物特売所、商店街、緑あふれる公園を１つの場所にセットにして人々の集客ができる場所が必要である。	
④工業地・産業地			1）中部横断道が開通して流通も良くなるので、甲斐市に大きな企業を誘致し、雇用促進も優先していく。	
⑤農地		1）田畑が減って、家が建っているが、そこに人が住んでいない。 2）下今井地区では、畑が住宅地にどんどんなっており、心配である。		
⑥山林・山間地	1）自然の樹木を残しながら公園を整備している。		1）間伐材を使って、ＣＬＴ（直交集成板）を作成する。	

【２班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
①住宅地（市街地）	1）環境が良く、生活がしやすい。 2）ベッドタウンとして、周辺の町への交通が便利である。	1）積雪の時、車の往来が大変である。事故が起こらないように道路を管理する必要がある。		
②住宅地（集落地）		1）竜王地区では、最近空き家が増えている。 2）1人暮らしが増えている。		
③商業地	1）大通り沿いに商業施設が立地している。 2）竜王駅に近く、便利で住みやすい。	1）商店街では同じ業種の店舗（例えば、薬屋）が並んでいる。 2）大通り沿いの店舗は、車利用しかできないため、車利用以外の方が利用しづらい。		
④工業地・産業地		1）甲斐市の唯一性のある産業が無い。		
⑤農地	1）放置されていた農地が分譲地となり、家が建ち始めた。	1）甲斐市ではソーラーパネルがかなり設置されているが、大通りにも設置されていて、車の運転時に反射して危ないと感じる。 2）農地にごみが捨てられて困る。		
⑥山林・山間地	1）山間地のサイクリングロードは、定期的に手入れされている。散歩する人が多い。		1）市内の伐採林を活かして、地産地消を進める。	

【３班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
①住宅地（市街地）	1）自然環境に恵まれている。 2）利便性がある。 3）安全安心に暮らせる。 4）水がおいしい。 5）大きな公園がある。 6）双葉は子供が多いように思う。 7）静かである。 8）施設等の配置が良い。	1）通学路でも道が狭く危険なところがある。 2）河川から遠いため、自然災害に対する意識が高まりにくい。 3）車がないと移動に困る場合がある。	1）バスの本数を増やし、自家用車がなくても生活しやすくする必要がある。 2）自転車を利用するようにする。 3）住宅が増え景観が損なわれているため、整備する必要がある。 4）高い建物や太陽光パネルの設置を規制し、景観を確保する必要がある。	1）公共の建物すべてに太陽光パネルを設置する。 2）補助金を出すなどし、新築の建物には太陽光パネルの設置を勧める。
②住宅地（集落地）	1）新しく住まわれる方が多い。 2）まとまりがあり、コミュニティができている。	1）道路が狭い。 2）住宅が増えてきているため、環境への影響が懸念される。 3）高齢者が多く、若者が少ない。 4）伝統文化が衰退しているように思う。 5）空き家が多い。	1）空き家バンク等を広めていく必要がある。 2）若者が活動できる環境を整える必要がある。	1）町全体に緑化並木をつくる。
③商業地	1）温泉が多い。 2）大型店舗があり、便利である。	1）商店街がない。	1）車移動の必要性を減らしていく必要がある。 2）商店街をつくる必要がある。	1）町全体に緑化並木をつくる。
④工業地・産業地		1）ベッドタウン（都市への通勤者の居住地）になっている。 2）勤務先となる工場等がない。	1）産業基盤をつくり、工場等の勤務先を設置する必要がある。 2）工業用地を整備し、企業・工業を誘致する必要がある。	
⑤農地	1）農道の風景がきれいである。	1）ソーラーパネルの増加が、自然災害発生時に危険となりうる心配がある。 2）１つずつの農地が狭く、農業効率が悪い。 3）道に落ちた果実が悪臭を放っている。 4）農業従事者が高齢化している。	1）耕作放棄地・荒廃農地等の管理を呼びかける必要がある。 2）ＪＡ等と協力し、小さな田畑等を産業化する必要がある。 3）農業だけで生計を立てられるようにし、若者も農業に就けるようにする必要がある。	1）省エネ農業を推進する。 2）農業ハウスには太陽光パネルを設置する。
⑥山林・山間地		1）土砂災害発生時に太陽光パネルへの影響が心配である。		

②都市施設

【１班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
⑪高速道路幹線道路	1）高速道路が便利である。 2）双葉スマートＩＣができたおかげで、とても便利である。 3）新山梨環状道路の計画で、敷島～双葉が便利になりそうである。	1）双葉スマートＩＣ入口の場所がわかりづらい。 2）道路の白線が痛んでいる所が多い。		
⑫生活道路歩道・自転車道		1）道路の舗装がガタガタしている。歩行者専用道が狭くデコボコで歩きにくい。 2）カーブミラーが少ない。あっても汚れていて見えない。 3）歩道・自転車道が少ない。 4）歩道と車道の区分がなく、歩行者にとっての危険性がある。 5）歩道走行や右側を走行する自転車があり、歩行者と接触する時がある。 6）道路に落差がある所が多く、転落する可能性が考えられる。 7）道路が狭く学童の歩道もない、抜け道になっている道路があり、事故の多発が心配である。（下今井地区）	1）歩道を広くする。 2）自転車専用道を整備する。 3）道路に転落防止柵等を設置する。 4）学童の安全を守って欲しい。	
⑬公共交通		1）バスを乗ったことがない高校生が多い。 2）鉄道駅等は居住場所によっては遠い。 3）鉄道によって南北のつながりが悪くなっている。車移動が主になるので、高齢者の移動が大変である。		
⑭公園・緑地	1）公園は、芝生などの緑があって、過ごしやすい。 2）色々なところに公園があり、近隣の居住者はうれしいと思う。	1）スケートボード、ローラースケートなどができる場所がない。 2）市は「緑と花のまちづくり」を推進しているが、高齢化となりボランティアによる花壇作りをしているところが少なくなっていると感じている。 3）子ども達が遊べる公園が身近にない。 4）市内全域にあるちびっ子広場の管理が不十分である。 5）公園自体は広いものの、遊具は少ない。	1）いろんな運動ができる場所を増やす。 2）緑化センターの跡地は市民の憩いの場にして欲しい。	
⑮河川、上下水道			1）汚水処理を積極的に進めていく。 2）市内で上水道の一本化をして欲しい。現在、敷島地区は甲府市と一緒の上水道となっている。	
⑯公共施設		1）勤労青少年ホームは古くて、においがする。	1）市の活性化のために、1,000人単位の集客ができる文化会館・体育館を立地させて欲しい。 2）複合的な機能があり、交流できるような、若い人たちが集える場所がほしい。	

【２班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
⑪高速道路幹線道路	1）双葉スマートICが出来てとても便利になった。県外からも多くの方が見えて観光の面でプラスになった。			
⑫生活道路歩道・自転車道		1）自転車での移動は、危険性が高い。 2）国道20号（竜王立体の下）に危険な横断歩道がある。 3）道路が狭く、自転車で通れない所がある。 4）歩道がなく車道のみの道路が多い	1）甲斐市の道路は歩道が少ないので、早急に整備したほうが良い。 2）サイクリングロードを整備する。 3）危険個所の道路整備	1）自転車のステーションを増やし、市民が車を出来るだけ乗らない様にする。市では各ポイントになる場所に、ステーション・レンタサイクルを用意する。
⑬公共交通		1）鉄道・バスの公共機関は、まだまだ工夫の余地がある。 2）バスの本数が少ない。 3）竜王駅があるものの、数年後にはバス利用に変わるかもしれないので、今後が心配である。	1）市民バスの本数、料金、運行時間などを見直す。 2）公共交通機関（市民バス）をもっと増やし、個人の車利用を減らせるようにする。 3）商業地へ行きやすくするため、市民バスの利用を促進する。	1）電気・水素利用のバスを導入する。電気バスは蓄電機能を装備することにより、防災にも関連する。
⑭公園・緑地	1）公園の数・整備ともに良く、快適である。	1）公園の遊具は各園ともにかなり古く。危険である。 2）公園がずっと使われていない様子で危ない。（三角公園（富竹新田）と呼ばれている公園） 3）赤坂台公園はいつも子供たちと利用をしているが、もっと利用できる公園を増やして頂きたい。 4）公園が近所にない。防災訓練の場所もない。（大下条）	1）防災の避難場所として、安心して集まれる場所となる公園があると良い。 2）周辺の人達の利用状況を踏まえて、公園配置、園内施設を見直す。	
⑮河川、上下水道		1）下水道の整備もかなり進んでいるが、山間地ではまだ遅れている。 2）甲斐市の水道は、水のカルキが多い。		
⑯公共施設		1）施設が単独で存在しており、人手も掛かるし、移動にも不便である。 2）公民館が古く、駐車場もない。	1）高齢者施設など、法規に準じて建てられた施設と合わせて、複合利用を進める。	

【３班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
⑪高速道路幹線道路	1）双葉サービスエリアは地元民も利用でき、ドッグランもあり、利便性がある。 2）中部横断自動車道が便利である。	1）20 号と中央道が通行止めになると、かなり不便になる。 2）街路灯が整備されていないところがある。	1）ソーラーを利用した街路灯の設置を検討する必要がある。	
⑫生活道路歩道・自転車道	1）歩道が整備されている。 2）旧双葉地区の幹線道路は整備が進んでおり、渋滞がなくなってきている。 3）駅前から甲府バイパスの幹線道路が整備されている。 4）敷島の道路は整備されている。	1）渋滞が起こることがある。 2）歩道がないところがあり危険である。 3）市役所前の道路が整備されていない。 4）自転車の歩道走行が危険である。 5）道路脇が整備されておらず、雑草が伸びている。 6）街路灯が整備されていないところがある。	1）通学路の安全を確保する必要がある。 2）障がい者・高齢者・子育て世代が利用しやすいように道路を整備する必要がある。 3）ソーラーを利用した街路灯の設置を検討する必要がある。	1）自転車利用を増やす。 2）徒歩で移動できるようなまちづくりをする。
⑬公共交通		1）バスの本数が少なく、不便である。 2）ループバスのルートが短いように思う。 3）駅周辺に賑わいがない。	1）高齢者の免許返納を増やすため、バスの本数を増やす必要がある。	1）バスの利用を増やし、自家用車の利用を減らす。 2）交通整備に水素ガスを利用する。
⑭公園・緑地	1）やはた公園がある。	1）木が少ない。 2）総合公園やスポーツ公園等は高齢者が歩いていきにくい場所にある。	1）木を増やし、日影を増やす必要がある。 2）市役所の近くに防災公園が必要である。	1）高齢者や子育て世代に必要な街中オアシスをつくる。
⑮河川、上下水道		1）水害対策が不十分であるように思う。 2）太陽光パネル設置のための山林開発により、土砂災害が発生するのではないかとの心配がある。		
⑯公共施設	1）体育館の整備がされている。	1）温泉の老朽化が進んでいる。	1）現在使用されていない公共施設を再度使用できるようにする必要がある。	1）公共施設に木をたくさん植える。
⑰その他	1）デイサービスが充実している。			1）全体的に緑を増やし、ヒートアイランドを防止する。

③都市環境

【１班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
㉑安全安心（防災）	1）防災公園が整備されている。 2）地域の防災組織が機能している。 3）子ども 110 番の家が多くなった。	1）田、畑の近くには街灯がなく、危険である。 2）避難場所が遠い。高齢者は大変だと思う。 3）避難所の指定に問題がある。 4）防災無線が聞こえない。台風の時に避難場所が開設されたが、住民に周知されなかった。 5）竜王駅の北側の整備が進んでいない。	1）災害時の避難場所を事前に周知し、市民の理解を得る。 2）要支援者台帳を充実して欲しい。 3）公園、ちびっ子広場（災害時の避難所）の防災機能を見直す。	
㉒景観	1）自然の景観がきれいである。		1）老朽化した空き家を少なくする。	1）街路樹を植えるのは良いが、木が大きくなった時の管理をしっかりして欲しい。
㉓健康づくり・福祉（高齢者・子育て）のまち	1）病院が増えている。	1）点字ブロックが少ない。目の不自由な人にとって住みづらく移動が大変である。	1）バリアフリー化を進めていくためには、身体の不自由な方々の意見を聞く必要がある。	
㉔歴史・文化遺産、観光資源	1）龍地のため池など、ため池ができた理由などの説明板があり良い。若い人たちが歴史を知ることができる。	1）市内に歴史・文化遺産が多くあるが、どこにあるのかわからない。	1）歴史・文化資源を外に向けての発信力を強める。パンフレット等を作ってほしい。 2）我が町の「自性院」「ぴんころ地蔵」をアピールする。	
㉕エネルギー・リサイクル関連				1）建築などに、間伐材を使ったＣＬＴ（直交集成板）の利用を普及していく。 2）電気自動車の流通を普及させる。
㉖地域コミュニティ	1）各地区に祭りがある。（新型コロナ以前）	1）消防団、交通安全協議会が高齢化している。 2）自治会運営について、若い人の理解（参加）がなく、将来が心配である。 3）地域の人とのコミュニケーションが取れていない。 4）甲斐市ささえ合いの会に、なかなか参加してもらえない。	1）自治会を通じて、話し合いを行っていく。 2）新型コロナ渦でも行うことができるイベントを提案し、実施する。 3）若い人たちにも情報を伝えるようにして欲しい。	
㉗その他		1）市民が不安なことがあっても、どこに言えば良いのかわからない。		

【２班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
㉑安全安心（防災）	1）防災無線の聞こえが悪かったので、市に直してもらった。	1）避難所の道路も狭い。避難所の関連を、もう一度見直すべき。 2）災害への備えが十分ではない。 3）住宅街で車のすれ違いができないくらい道路が狭い。緊急車両の進入に影響がある。 4）避難場所まで、歩いていくのが心配である。	1）公共施設の防災用品の確認も必要ではないか。 2）具体的に用意しておくべき物を呼びかける。 3）地域内の実情把握（身体の不自由、人数など）をする機会を設ける。（行政はきっかけづくり）	
㉒景観	1）市街地内の景観が、敷島から韮崎の少し先まで、全体が見晴らせて良い所である。（響が丘） 2）山間地への無駄な灯りがない。街に明暗がハッキリしている。	1）雑草や道路のヒビ割れが目立つ。	1）美化活動に努める。	
㉓健康づくり・福祉（高齢者・子育て）のまち		1）高齢者の施設をもっと増やすべきである。特別養護施設の料金が高い。 2）市で計画して頂く体操教室があっても、高齢者は行くのが大変である。	1）新規施設にはユニバーサルデザインを導入する。 2）高齢者にスポーツの出来る場所の利用割引をして頂き、健康でいられるサポートをしてほしい。	
㉔歴史・文化遺産、観光資源	1）観光等、良い資源がたくさんある。	1）観光としての充実感が無い。	1）観光につなげるため、甲斐市でつくる野菜（果物梨）をブランド化する。	
㉕エネルギー・リサイクル関連		1）交通機関が遅れるので、車に乗る人が多い。スムーズなバス運行のために、ある程度の規制も必要ではないか。 2）近場に行くのにも、自家用車を利用している。	1）自家用車とバス利用の効果の違いを説明する機会を設ける（個人単位）	1）家庭から出るゴミの分類を割けて出す。二酸化炭素削減につながる。（GOALS） 2）家庭で少しでも電気の利用を考え直して、二酸化炭素排出削減に努める。
㉖地域コミュニティ	1）各地区にコミュニティセンターがある。	1）住民参加も区によって違っている。平均して機会を多くするよう市でも、指導した方が良い。 2）地域内での交流が少ない。挨拶なしに引っ越していく人もいる。 3）コミュニティセンターはかなり古くなっている。	1）特別な場でなく、日常内で意見収集	1）小・中・高の学生にゼロカーボンの取組みについて理解を深める場をつくる。

【３班】

項目	良いところ	悪いところ	新たな取組みの提案	ゼロカーボンへの取組みの提案
㉑安全安心（防災）	1）消火栓の整備が進んでおり、消防団による点検もされている。 2）それぞれの自治体を中心に避難訓練が実施されている。 3）公共施設が良い。 4）土砂崩れの心配がない。	1）公民館の老朽化が進んでいる。 2）避難所が遠く、行きにくい場所（坂の上）にある。	1）避難所を容易に移動できる場所に変更する。 2）防災意識を高めるよう、住人に対してハザードマップの説明を行う。	1）災害に強い太陽光等のエネルギーを活用していく必要がある。
㉒景観	1）富士山と甲府盆地がある。 2）玉幡小学校の近くは整備が行き届いている。 3）ドラゴンパーク（赤坂台総合公園）からの景観が良い。 4）全体的に景観が良く、空気がきれい。	1）ドラゴンパーク（赤坂台総合公園）の展望台は不要に思う。	1）ドラゴンパーク（赤坂台総合公園）の展望台を健康のための施設に変更する。 2）市の特徴が出るようなまちづくりを行う。	1）街路樹並木をつくる必要がある。
㉓健康づくり・福祉（高齢者・子育て）のまち		1）保育士が不足している。 2）運動する機会のない方が多く、体力が落ちている。 3）子供・若者・高齢者の元気がないように思う。 4）視聴覚障碍者が利用できる施設がない。	1）保育士の待遇を改善していく必要がある。 2）児童館を増設する必要がある。 3）運動の機会を増やすまちづくりを行う。 4）若い世代が楽しく元気に住める街づくりを行う。 5）視聴覚障碍者に配慮した施設等を設置していく必要がある。 6）同世代の親が相談できる機会・施設・ボランティア等を設ける必要がある。 7）医療施設を充実させる必要がある。	1）歩いて健康維持ができるよう、道や公園等に足つぼを押すような設備を設置する必要がある。
㉔歴史・文化遺産、観光資源	1）山形神社のお祭りが良い。	1）観光資源が少ない。	1）史跡等を十分に保存・保護していく必要がある。 2）緑化センターを有効活用していく必要がある。	
㉕エネルギー・リサイクル関連	1）リサイクルセンターが３か所設置されている。	1）ペットボトルが燃えるごみとして処理されている。 2）「バイオマス産業都市構想」の認知度・理解が不足しているように思う。	1）エネルギーの再生利用を増やす必要がある。 2）水素ガスの利用を増やしていく必要がある。	1）路面電車を復活させる必要がある。
㉖地域コミュニティ	1）行政との協同活動が行いやすい。 2）古村区の運動会は活気がある。	1）自治会（地域コミュニティ）への参加者（特に若者）が減っている。	1）市民活動・ＮＰＯ活動に対して具体的な支援をしていく必要がある。 2）市に住んで日の浅い方が生活しやすい地域づくりが必要である。 3）官・民・大が共同となるまちづくりが必要である。	1）環境教育（ゴミの出し方等）に力を入れる必要がある。

甲斐市都市計画マスタープラン　ワークショップ意見のとりまとめ

アイディア満たんな班(1 班)

甲斐市の現状について（要約）

良いところ

○高速道路が便利である。
○大型ショッピングセンターなどがあり、買い物に便利である。
○みだい公園など、公園には緑があり、管理されている。

悪いところ

●歩道が狭い・少ない。
●自転車道が少ない。
●空き家・空き店舗が多い。
●街路灯・防犯灯が少なく、暗い。

【甲斐市の課題】
★「地域コミュニティの希薄化」、「防災への対策」が大きな課題となっている。

ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ状況（1 班）

「ゼロカーボンシティ」のテーマ

【メインテーマ】
人にやさしい　まちづくり

（サブテーマ）
→空気が良くて、水がおいしい、住みやすいまちづくり
→みどり・花と道路がマッチングしたまち

（ゼロカーボンシティに取り組む分野）

○自転車交通
○公共交通

○甲斐市の地域資源（自然・森林の環境）

○エネルギー

○コンパクトなまち

「ゼロカーボンシティ」の理想像

1）自転車道の整備を促進する。

2）コミュニティバスの利用を促進する。

1）CLT(直交集成板)を普及させる。
2）CO_2が発生しない木材を使い、燃えにくい建築物をつくる。防災対策にもつながる。
3）公園内の遊具、ベンチなどの園内施設に廃材を利用する。
4）公園の中に木陰をつくる。

1）全戸に太陽光パネルを設置する。ただし、景観には配慮する必要がある。

1）甲斐市のメインとなる拠点を配置する。

実現化する手法の提案

“ゼロカーボンとは何ぞや？”を、未来の甲斐市のために、学校教育の現場へ普及・周知活動を行っていく必要がある。

1）市民（特に若い世代）への自転車のルール・マナーを教育の場で勉強させる。情報を知らせる。
2）利用しやすくするため、バスのルート・運行本数を増やす。
↓
★自動車利用を減らす効果が期待される。

1）市内に CLT 製造など、伐採林・間伐材を利用する企業を誘致する。
↓
★廃材を減らすこと、市内での雇用促進の効果が期待される。

1）太陽光パネルの設置に対する助成制度を充実させる。市のみならず国・県レベルとの連携も必要である。

1）多様な世代が利用できる複合的な機能を持つ施設を拠点に集積させる。
2）市民が参加できるイベントを増やす。
↓
★１つの大きな拠点をつくり、市民が集まることで、３町が合併した意義がある。そのためには、合併に対する市民の意識（特に高齢世代）も変えていく必要がある。

甲斐市都市計画マスタープラン　ワークショップ意見のとりまとめ

ゆかいな仲間班(2班)

甲斐市の現状について（要約）	「ゼロカーボンシティ」のテーマ	「ゼロカーボンシティ」の理想像	実現化する手法の提案
良いところ ○特急に乗れる ○高速バスの発着場所がある ○山梨から県外への交通の便は良い（鉄道・高速バス・高速道路） ○割引がある（免許返納）タクシー **悪いところ** ●渋滞が多い ●バスに誰も乗っていない ●県内の交通の便は悪く、車が無ければ移動出来ない車が多い ●自転車で移動するには凹凸が多い ●子どもが少ない ●空き家が多い ●市内バスの内容（ルート）時間など広報などで市民に詳しく知らせるべき ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ状況（2班） 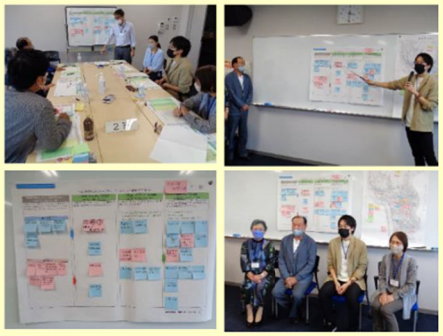	交　通・高齢者・子ども 誰もが住みやすいまち	○利用しやすい公共交通があるまち ・高齢者のための市民バスが充実しているまち ・高齢者が活動的に歩くまち ○高齢者にやさしいまち ・車を減らし、車がなくても生活しやすいまち ・二世帯、三世帯、多世代居住により、子どもから高齢者まで元気なまち ○子どもを育てやすいまち ・子育ての場所が充実したまち ・子育てを学べる環境が充実したまち ・子どもが気軽に利用できる場所があるまち	・100円バスなどの割引制度の導入 ・ソーラーバス等の導入（防災面でも活用） ・電気バスに蓄電機能を装備し、防災に関連する ・利用しやすいバスルートの選定 ・市民バスのPR（バス停、ルート、時刻） ・市役所の職員がバスで出勤する ・自転車の駅をつくり、無料で乗れるシステムをつくる ・自転車が利用しやすい道路の整備 ・ゴミの分別の徹底 ・エコ教室による家庭でできる環境対策の周知 ・空き家の有効活用 ・母子家庭などが入居しやすい住宅の確保（空き家の有効活用） ・子育て教室等の実施 ・公園にソーラーパネルを設置して、公園内の電力を確保

甲斐市都市計画マスタープラン　ワークショップ意見のとりまとめ

チームアモング（3班）

甲斐市の現状について（要約）	「ゼロカーボンシティ」のテーマ	「ゼロカーボンシティ」の理想像	実現化する手法の提案
良いところ ○自然環境に恵まれている。 ○大きな公園（ドラゴンパーク、八幡公園等）がある。 ○大型店舗があり、利便性がある ○人々が交流する機会（地区対抗スポーツ大会等）が多い。 **悪いところ** ●道が狭い、整備されていない、老朽化が進んでいるなどで危険な箇所がある。 ●特に高齢者は車がないと生活に不便である。 ●ペットボトルが燃えるごみとして処理されているなど、ごみ処理の仕方が徹底されていない。 ●特に子育て世代や、移住者ともともと住んでいる住人との交流が少ない。	**人と自然が共生し** **誰もが安全・安心して暮らせる** **未来へつながるまち**	○ごみの削減 →ごみを減らし、正しく処理することにより、環境汚染を抑制する。	・ごみの出し方を教える教育を行う。 ・ごみの分別やリサイクルを徹底する。 ・環境に対する教育を充実させる。
		○公共交通の充実 →自家用車での移動を減らし、バスの利用を増やすことにより、環境汚染を抑制する。	・広報等でバス情報を広める。 ・ループバスの停留所を増やす。 ・バスの停留所にカート置き場を設ける等により、特に高齢者が利用しやすいようにする。 ・バス利用者にアンケートを行い、ルートの検討・改善を行う。 ・交通結節点をつくる。（全てのバスが竜王駅を通るようにする。）
		○施設の集約・活用 →交流の場や商店街をつくることにより車移動を減らし、環境汚染を抑制する。	・交流の場をつくること、および車を利用せずとも生活ができるようにするため、地域の商店街をつくる。 ・子育て世代や高齢者の集いの場となるように空き家を活用する。
		○人にやさしい道路 →歩きや自転車での移動を増やすことにより、環境汚染を抑制する。	・歩行者、自転車、ベビーカー、高齢者など、利用者が安全に移動できるよう、道路を整備する。
		○安全なまち →節電や再生可能エネルギーを利用することにより、環境汚染を抑制する。	・明るいまちにするため、街路灯の LED 化を進める。 ・公共施設や街路灯にソーラーパネルを設置する。

ワークショップ状況（3班）

４　計画策定の経緯等

４－１　甲斐市都市計画審議会への諮問・答申

（１）諮問書

甲 斐 都 第 12－1 号
令 和 3 年 12 月 6 日

甲斐市都市計画審議会
会長　山　口　雅　典　　様

甲斐市長　　保　坂　　武

「甲斐市都市計画マスタープラン（令和３年度改定）（案）」
について（諮問）

「甲斐市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の２第１項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の都市としてのあるべき姿を明らかにし、その実現のためのまちづくりの方向性や基本的な考え方を示すものであります。

現計画の策定から 10 年以上が経過し、社会経済情勢などが変化する中で、まちづくりの課題を捉え直し、時代に即した新たなまちづくりの方向性を示した計画に改定するため、貴審議会で審議いただきたく諮問いたします。

（2）答申書

令和４年３月 10 日

甲斐市長　保　坂　　武　　様

甲斐市都市計画審議会
会長　山口　雅典

「甲斐市都市計画マスタープラン（令和３年度改定）（案）」について（答申）

令和３年 12 月６日付け甲斐都第 12-1 号において、本審議会に諮問のありました「甲斐市都市計画マスタープラン（令和３年度改定）（案）」について、次のとおり答申いたします。

答申

本審議会は、令和４年度から令和 12 年度までの９年間に取り組む、都市計画に関する基本的な方針をまとめた「甲斐市都市計画マスタープラン（令和３年度改定）（案）」について、慎重に審議をいたしました。

「甲斐市都市計画マスタープラン（令和３年度改定）（案）」の策定にあたっては、甲斐市まちづくり基本条例で定める市民参加を推進するため、市民ワークショップやパブリックコメントの実施、また、本審議会での意見を踏まえたものとなっており、本案を妥当なものと認めます。

なお、本計画により、望ましい都市の実現に向けて、着実な実行が求められることから、計画の実施にあたっては、次の点に配慮されるよう申し添えます。

１　都市計画マスタープラン策定の目的や、都市づくりの目標などをわかりやすく市民に伝え、情報や認識の共有化を図るとともに、まちづくりの様々な過程において市民が積極的に参画可能となるような実践する機会の拡大に努められたい。

２　今後予測される人口減少社会や、地球温暖化等の顕在化する環境問題に対応した持続可能な脱炭素型の都市を目指すため、都市機能をコンパクトに集約し、各拠点間のネットワークを強化する、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の理念のもと、地域の特性に応じた市域一体となったまちづくりを進められたい。

3　近年、頻発する激甚化した自然災害、また、本市は複数の河川と隣接していることから、将来予測される災害に備えた、安心安全に暮らせる住環境づくりと、防災・減災の観点から強靭なまちづくりを進められたい。

4　本市の特徴である緑や水といった豊かな自然環境を活かした居住環境、ゆとりや安らぎを感じる都市の景観形成を図るとともに、優れた景観資源の再認識、農産物などの地域の魅力づくりなど、自然と都市が共有した、グリーン（環境）なまちづくりを進められたい。

5　都市分野においてもデジタル化が加速していることから、豊かな生活の実現を目指すために必要なデジタルインフラを整備し、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図る、スマート化したまちづくりを進められたい。

6　市民がまちをつくり、市民がそこに集うことでコミュニティが形成され、賑わいや活力の源となることから、地域コミュニティの維持増進を図るとともに、誰もが市に誇りや愛着を持つことができる、未来へ繋がるまちづくりを進められたい。

（３）甲斐市都市計画審議会条例及び委員名簿等

①甲斐市都市計画審議会条例

平成 16 年９月１日
条例第 139 号

（設置）
第１条　都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の２第１項の規定に基づき、甲斐市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（組織）
第２条　審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
２　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
（１）　識見を有する者　７人以内
（２）　市議会の議員　３人以内
（３）　関係行政機関若しくは山梨県の職員又は市民　５人以内
３　識見を有する者及び市民につき任命される委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
４　前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　委員は、非常勤とする。
（臨時委員及び専門委員）
第３条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
２　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
３　臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。
４　臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
５　臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。
（会長）
第４条　審議会に会長を置き、識見を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
（議事）
第５条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
２　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹事）

第６条　審議会に、幹事若干人を置く。

２　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 16 年９月１日から施行する。

（最初に任命される委員の任期）

２　この条例の施行後最初に任命される第２条第３項の委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成 18 年３月 31 日までとする。

②甲斐市都市計画審議会委員名簿

（令和４年２月現在）

役職名	選出区分	氏　　名	備　　考
会　長	識見を有する者	山　口　雅　典	山梨県造園建設業協会　顧問
職務代理		中　村　己　喜　雄	甲斐市商工会　会長
委　員		大　　山　　勲	山梨大学　生命環境学部　教授
委　員		雨　宮　正　英	㈱山梨交通　代表取締役
委　員		上　條　幹　人	甲斐市環境審議会　会長
委　員		野　口　賢　司	甲斐市建築家協会　会長
委　員		小　宮　山　敏　春	甲斐市農業委員会　会長
委　員	市議会の議員	秋　山　照　雄	建設経済常任委員会　委員長
委　員		松　　井　　豊	建設経済常任委員会　副委員長
委　員		長　谷　部　集	建設経済常任委員会　委員
委　員	関係行政機関・市民	薬　袋　光　宏	山梨県　県土整備部 中北建設事務所　所長
委　員		田　辺　泰　明	甲斐市自治会連合会　会長
委　員		田　中　陽　子	甲斐市女性団体連絡会　会長
委　員		桂　嶋　恵　美	甲斐市女性団体連絡会　副会長
委　員		小　林　輝　子	甲斐市女性団体連絡会　副会長

４－２　計画策定の経緯

年　月	項　　目	内　　容
Ｒ２年 ９月	■計画見直し着手	・策定スケジュールの検討
11 月	■各課事業・実施状況等調査	・ヒアリングシート作成
Ｒ３年 ２月	■令和２年度第１回都市計画審議会	・事業着手の報告
４月	■定例部長会議	・令和２年度の策定状況の報告 ・計画期間、見直しにおけるポイント、計画策定スケジュールの説明
５月	■トップインタビュー ■各課ヒアリング ■建設経済常任委員会	・市長から、これまでの「まちづくり」の振り返りと、今後の展望について聞き取り ・都市計画マスタープランの取組状況と検証、現状の課題を聞き取り ・令和２年度の策定状況の報告 ・計画期間、見直しにおけるポイント、計画策定スケジュールの説明
６月	■第１回庁内検討会議	・見直し概要説明 ・トップインタビュー、各課ヒアリングの結果を踏まえた今後の課題を説明
７月	■令和３年度第１回都市計画審議会	・令和２年度の策定状況の報告 ・計画期間、計画見直しにおけるポイント、計画策定スケジュール、市民ワークショップについて説明
10 月	■第２回庁内検討会議 ■市民ワークショップ （10/10、10/17） ■第３回庁内検討会議	・見直しにおける要点説明 ・骨子案の確認依頼 参加者　　自治会、女性団体連絡会、商工会、農林高校、一般公募 参加人数　10/10　16 人、10/17　14 人 ・骨子案（序章から全体構想まで）の修正内容報告 ・骨子案（ゾーン別構想から実現化方策まで）及び素案の確認依頼
11 月	■定例部長会議 ■建設経済常任委員会	・「都市計画マスタープラン（令和３年度改定）（案）」について説明
12 月	■令和３年度第２回都市計画審議会 ■パブリックコメントの実施 （12/13 から１/11 まで）	・「都市計画マスタープラン（令和３年度改定）（案）」について諮問
Ｒ４年 １月	■定例部長会議	・パブリックコメント結果の報告
２月	■建設経済常任委員会	・パブリックコメント結果の報告
３月	■令和３年度第３回都市計画審議会	・「都市計画マスタープラン（令和３年度改定）（案）」について答申

5　用語解説

あ　行

ＩＣＴ【P17、48、65】

Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ　ａｎｄ　Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙの略で情報通信技術を意味する。

自治体や地域で抱える様々な課題に対応するため、農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等の様々な分野におけるＩＣＴの効果的な利活用、施策の展開が進められている。

アクセシビリティ【P20、23】

アクセシビリティ（ａｃｃｅｓｓｉｂｉｌｉｔｙ）とは、（場所・人など）「近づきやすさ」「行きやすさ」、（人にとって）「入手しやすさ」「理解しやすさ」を意味する。

情報通信（例：ウェブサイトでは利用端末や言語等）や地域公共交通サービス等において、どのような人でもサービスへ到達しやすい状態であることを指す。

ウォーカブル【P112、114】

街路空間を車中心から”人中心”の空間へと転換・再構築し、沿道と路上を一体的に活用して人々が集い憩い多様な活用を繰り広げられる場をまちなかで創出する取組。例えば、街路の広場化や公共空間の芝生化、沿道施設の１階部分の開放など、既存ストックの修復・利活用に関する取組などがある。

運動公園【P67、68】

主として運動の用に供することを目的とする公園。１か所あたり面積 15～75ha を標準として配置。

沿道型商業施設【P55、56、92】

幹線道路の沿道において、周辺の土地利用が商業として特化した空間における商業施設。

沿道サービス施設【P50、53、55、56、90、98】

幹線道路の沿道において、住居と調和した環境のもとに立地する自動車関連施設など。

オープンスペース【P18、87、92】

公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空地や空間で市民に対して開かれた空間。

か　行

カーシェアリング【P118】

１台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態のこと。自動車保有に伴う費用負担や手間を軽減するだけでなく、自動車による環境負荷を低減する等の効果が報告されている。

街区公園【P67】

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 250m、１か所あたり面積 0.25ha を標準として配置。

既存ストック【P89、97、112、114、117】

都市施設や歴史・文化及び自然環境などの既にある都市の資産（財産）。また、これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物など。

例えば、人口の減少等により、使用されていない既存の建築物を改修して他の用途に活用するなど、既存建築ストックの活用が検討される。

既存不適格建築物【P19、54】

建築当時には法規に適合していたものの、その後の法令改正などによって現在の規定には適合しない部分が生じた建築物のこと。

強靭性（レジリエンス）【P15、33】

「強くてしなやか」という意味。強靭な国土、経済社会システムとは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。

橋梁長寿命化修繕計画【P60】

橋梁の良好な保全を目的として、これまでの橋梁の損傷による劣化が進行してから補修する「事後保全」から、損傷が小さいうちから計画的に補修をする「予防保全」管理へ移行することで、橋梁の安全性・信頼性を確保することと、維持管理費のコスト縮減と予算の平準化を図ることを目的とした計画。本市では平成 26 年３月に「甲斐市橋梁長寿命化修繕計画」を策定。

緊急輸送道路【P59、72、74、88、99、102】

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

近隣公園【P67】

主として近隣住区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離500m、1 か所あたり面積２ha を標準として配置。

グリーンインフラ【P21、22、23、57、68、87、97、100、102、116】

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

ランドスケープ、アメニティ、都市計画、環境保全、防災・減災など多領域、広域にわたる多機能、多便益の仕組みを包括する。

グリーンツーリズム【P79】

緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

農村と都市が相互に補完し合い、共生していくことにより国土の均衡ある発展を目指すことを基本とした概念。

グリーンベルト【P7、89】

歩道と車道が区分されていない道路において、車道と路側帯の境界に白く連続した区画線と歩行者が通行できる路側帯を視覚的に明瞭に（緑色）標示し、交通事故防止を目的としたもの。

景観計画【P5、10、16、22、76、77、78、92、99、104、109、112、113、114、117】

景観法第８条第１項に定められた法定計画であり、景観形成を進める上での基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、良好な景観形成に向けて、届出や勧告の基準などのルールを定める計画。

耕作放棄地【P19、20、23、51、58】
５年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている 用語で、「以前耕作していた土地で、過去１年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に 再び作付け（栽培）する意思のない土地」のこと。

交通空白地帯【P64、65、66】
駅やバス停が一定の距離の範囲内に存在せず、地域公共交通が利用しづらい地域。設定基準としては、距離特性（主に徒歩で移動できる範囲）、地理的特性（高低差）、サービスレベル（運行頻度、速達性）の視点がある。

交通結節点【P20、26、39、66、89、90、112、113、114、117、118】
交通機関相互の乗り換え・乗り継ぎが行われる場所、あるいは施設のこと。バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる駅前広場やバスターミナルなどを指し、「乗り換え機能」「拠点形成機能」「ランドマークとしての機能」が求められる。

交通弱者【P65、66】
①移動困難、不便を抱える方たち（公共交通機関が使えない・使いにくさを感じている人、街を歩く、移動するのに困難・不便を感じている人など）、②交通事故に遭うリスクの高い方たち（幼児、高齢者など）とされ、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人を意味する。

後背地【P19、89、90、98、112】
居住拠点都市を中心とする圏域において、その背後にある多自然地域（森林、丘陵地等）のこと。

国土強靱化地域計画【P10、54、74、109】
「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく計画であり、災害に対する事前の備えとして、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、また経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築することを目指す計画。

さ　行

サービス施設【P50、53、55、56、90、98】
「沿道型商業施設」と「沿道サービス施設」の双方の総称。

サスティナブル、サスティナビリティ【あいさつ、P29、30、31、85】
社会的、経済的、生態学的、空間的、文化的な面において持続可能であること、また持続可能性をもつこと。それらの目標を掲げ、政策を実践させている都市や区域をサステイナブルシティという。

市街化区域【P10、36、84、114】
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。

市街化調整区域【P5、10、19、23、51、53、84、112、113】
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市町村設置型合併浄化槽整備事業【P70】
河川の浄化と生活環境の向上を目的とし、下水道整備計画区域外及び農業集落排水処理施設、地域し尿処理区域以外の区域において、国の「浄化槽市町村整備推進事業」を活用したもので、国庫補助などを受けながら、市が設置主体となって汚水処理施設の整備を進める事業。

集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）
【あいさつ、P2、3、4、14、15、20、27、29、39、40、48、52、64、85、108、113】
人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

人工知能（ＡＩ：エー・アイ）【P16、57、98】
Ａｒｔｉｆｉｃｉａｌ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅの略。
ＡＩ（人工知能）は、人間の脳の役割を機械に代替させようとするコンピュータシステムを指す。機械学習やディープラーニング（深層学習）などを通じて、自動翻訳、自動運転、音声認識、画像認識、知能ロボットなど、応用範囲は日常生活の広い分野に及んでいる。

人口フレーム【P47、48】
平成 27 年の住民基本台帳の値を用いた、甲斐市独自推計により、将来人口を設定している「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）」と整合を図り、目標年次である令和 12 年の人口を設定している。

水源涵養機能【P58】
水田で利用される農業用水や雨水が地下に浸透し、時間をかけて河川に還元されるとともに、より深く地下に浸透した水が流域の地下水を涵養（かんよう）する機能。

ストリートファニチャー【P92、112】
街路の備品。街灯・ベンチ・オブジェなど家具的なもの。官民が連携して、ウォーカブルな空間を創出するために、公共空間や歩行者空間などの「まちで過ごすことの居心地の良さ、快適性」創出のため、ベンチの設置やパブリックアートの空間をつくる取り組みが各地で企画、実施されている。

スマートシティ【P16】
都市が抱える諸問題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画・整備・管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。
市民のＷｅｌｌ－Ｂｅｉｎｇ向上等を目的に行政システムの効率化、各種行政サービスの提供等を行う取組（行政主導型）、地区の価値の向上等を目的に地区住民の生活、地区内事業者の活動等をサポートするサービスの提供等を行う取組（エリアマネジメント型）の 2 類型がある。

スマート農業【P57、98】
「スマート農業」とは、「ロボット、ＡＩ、ＩｏＴなど先端技術を活用する農業」のこと。また生産現場の課題を先端技術で解決する取り組みのこと。

生活道路【P7、21、23、32、59、63、80、88、96、102、112、113、114、115、117、118】
既成市街地における日常生活に密着した道路。

ゼロカーボンシティ【あいさつ、P15、27、28、29、40、52、94、96、102、115、118】
脱炭素型まちづくりの実現に向けて、温室効果ガス排出抑制等のため、総合的かつ計画的な施策を策定し「2050（令和 32）年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組む旨」を表明した地方自治体のこと。甲斐市は令和２年７月に「ゼロカーボンシティ」を宣言している。

総合公園【P67、68】
主として市全域に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。１か所あたり面積 10～50ha を標準として配置。

た　行

耐震改修促進計画【P74】

耐震改修促進法第 6 条第 1 項の規定に基づき、市内建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的とした計画。本市では令和 3 年 3 月に「第 2 期甲斐市耐震改修促進計画」を策定。

脱炭素型まちづくり【あいさつ、P15、21、23、27、38、65、85、87、108】

地球温暖化を引き起こす原因と考えられている二酸化炭素をはじめとした「温室効果ガス」の排出量を削減し、2050（令和 32）年には国内の排出量「実質ゼロ」を目指すまちづくりのこと。

地域高規格道路【P45、59、62、110】

高規格幹線道路（高速道路）を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線を「地域高規格道路」として指定し、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね 60km/h 以上の走行サービスを提供できる道路として整備する。

地区計画【P4、10、19、87、89、90、91、92、98、112、113、114、117】

良好な市街地の環境を形成し、保全するため、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関する制限や、道路、公園、緑地などの確保などを都市計画に定める制度。

地区公園【P67】

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 1000m、1 か所あたり面積４ha を標準として配置。

長寿命化計画【P74】

甲斐市では、国が平成 25 年に策定した「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、本市では「甲斐市公共施設等総合管理計画」の学校施設に関する個別施設計画として「甲斐市立学校施設長寿命化計画」を平成 31 年３月に策定。

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することを目的とした計画。

低未利用地【P5、51、55、89、90】

本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地。

デジタルトランスフォーメーション（DX（Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｔｒａｎｓｆｏｒｍａｔｉｏｎ））【P16、17、23、110】

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

テレワーク、リモートワーク【P18、32、35】

「ＴＥＬＥ = 離れた所」と「ｗｏｒｋ＝働く」、「ｒｅｍｏｔｅ＝遠隔・遠い」と「ｗｏｒｋ＝働く」、それぞれ二つの言葉を組み合わせた造語。

ＩＣＴ（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。在宅、サテライトオフィスなど労働者にとっての多様な働き方の実現、通勤時間の削減、また民間によるシェアオフィスやコワーキングスペース等の開設、オフィス移転、郊外移住など就労環境は多様化している。

道路整備台帳【P60】

道路施設の諸元等をとりまとめた帳票。

①「供用中の道路」に対する施設等の新設、増設、改良、改築、移動、撤去ならびに ②「新規道路の建設」 等を行った道路施設に対する基本諸元をとりまとめた帳票を道路管理データベースシステムに登録するもの。

都市計画基礎調査【P9、48、59】

都市計画基礎調査は、都市計画法第 6 条に基づき、都市計画区域について、おおむね５年ごとに、都市計画に関する基礎調査として人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となる調査。

都市交通調査【P59】

都市交通調査は、都市における複雑で多様な交通実態を調査し、把握・予測することにより、円滑な都市機能の確保や、コンパクトな都市の実現を推進するものである。全国都市交通特性調査（全国 PT 調査）は、「全国横断的」かつ「時系列的」に都市交通の特性（外出率、トリップ原単位、交通手段分担率等）を把握する調査。

都市計画道路【P10、21、23、59、60、62、63、108】

都市における安全かつ快適な交通を確保するために都市計画決定を経て設置される道路。

都市構造【P4、32、37、40、43、46、48】

都市の骨格を形成する、土地利用、幹線道路、主要施設などの配置や形態を示すもの。

土地区画整理事業【P10、54】

土地区画整理法に基づき、土地の換地方式により土地の区画・形質を変更し、減歩により公共用地を確保して道路や公園などを整備して良質な住宅地をつくる事業。

な　行

二地域居住【P18、32、35、40、96】

都市部と地方部に 2 つの拠点をもち、地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイル。

地域への人の誘致・移動を図ることで「移住・定住人口の増加」や「遊休農地の解消」等のメリットがあるほか、豊かな自然・生活環境、地域での社会参画・協働、ふるさと回帰等、多様なライフスタイルに応えるものである。

社会的な意義としては、東京一極集中の是正、地域活性化、地方創生、関係人口の拡大に資すること等が挙げられる。

は　行

バイオマス産業都市【P8】

経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す地域。甲斐市では平成 27 年 10 月に、国の「バイオマス産業都市」に選定された。

バイオマス産業都市構想【P8、15、41、48、53、57、58、108】

平成 25 年 3 月に策定した「甲斐市バイオマス活用推進計画」をさらに発展・具体化させ、地域資源であるバイオマスを利活用して地域活性化や持続可能なまちづくりを推進し、「バイオマス産業都市」の構築を目指す構想。

バリアフリー【P60、65、68、87、88、89、90、96、97、102、112、115、116】

障がいのある人にとって、生活の中で障壁(バリア)となっているものを取り除くこと。

非線引き都市計画区域【P4、10、18】

都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区分のことを、線引きと言うが、これを行なわない都市計画区域。但し、用途地域の設定を行うことはできる。

ビッグデータ【P16】

事業に役立つ知見を導出するためのデータ。
ICT の進展により、生成・収集・蓄積等されることが可能・容易となる多種多量のデータ（ビッグデータ）を活用することにより、異変の察知や近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が可能となる。

不作付地【P22、99】

「農林業センサス」で定義されている用語で、「過去 1 年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地」のことであり、経営耕地に含まれる。

ポケットパーク【P78】

チョッキのポケットほどの公園という意味で、わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。

ま　行

モータリゼーション【P14、15】

自家用車の普及により、産業基盤としての自動車交通施設の整備が進み、人々の生活における生産・消費活動、また土地利用パターンや都市構造に変化をもたらした現象、また車社会化した現象。

モノのインターネット化（ＩｏＴ：アイ・オー・ティー）【P16、57、98】

Ｉｎｔｅｒｎｅｔ　ｏｆ　Ｔｈｉｎｇｓの略。あらゆるモノがセンサーと無線通信を介してインターネットにつながる状態もしくは技術のこと。

や　行

遊休農地【P58、80】

農地法に定義されている用語であり、いずれかに該当するもので、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地)」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地)」

優良農地【P36、37、50、51、53、57、58、80、94、97、99、102、115、117、118】
まとまって存在する農地など、農業を営むのに良好な条件を備えている農地。

用途地域【P10、18、19、20、23、26、36、48、50、53、54、57、84、108、110】
都市における雑多な建築物の混在を防ぐため、地域の実情に応じた用途、形態、密度等に関する一定の規制を定める都市計画の制度。住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分して定める。

ら　行

立地適正化計画【P4、14、48、52、54、72、108、109、112、113、114、115】
都市再生特別措置法において、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクト・プラス・ネットワークを基軸においたまちづくりを促進するため、平成 26 年に新たに創設された制度。
居住を誘導する区域や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

ＲＰＡ（Ｒｏｂｏｔｉｃ　Ｐｒｏｃｅｓｓ　Ａｕｔｏｍａｔｉｏｎ）【P16】
データの入力や転記、ファイルの複製といった単純作業の定型業務を自動化してくれる、ロボットによる業務プロセスの自動化ツール。作業人数と作業時間の削減や満足度向上、正確性の担保がメリットとして挙げられる。

わ　行

ワーケーション【P18、35】
「ｗｏｒｋ＝働く」と「ｖａｃａｔｉｏｎ＝休暇」を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地など普段の職場とは異なる場所で仕事をしつつ、別の日又は時間帯にはその地域ならではの活動を行うことが可能となる（例：休暇取得、研修、地域交流等）。関係人口創出、ローカルイノベーション創出による地域のビジネス、経済活性化等を図る動きも自治体で生まれている。
また、新たな旅のスタイルとなるワーケーションやブレジャーといった新しい働き方も提唱されている。